

鹿兒島県史料

玉里島津家
史料 五

題
字

鹿
児
島
県
知
事
土
屋
佳
照

解題

一

本巻には慶応二年八月から明治三年十二月までの史料を収める。この時期は、薩摩藩が長州藩と結びつき討幕へ歩を進める時期であるが、これらの薩摩藩の政治活動・軍事行動を支えた財政については、先行研究を徴しても必ずしも明確ではない。

島津斉彬治世以降の薩摩藩の財政状況はおおよそ次の通りであった。

天保改革により改善を見た藩財政は、斉彬治世期の外国の圧力に対抗するため海岸防備や集成館事業への多額の支出により、宝蔵の保管金にはまだ手はつけられてはいないが、江戸・大坂での起債が次第に多くなりつつあった。そのため、斉彬死後、藩主後見となった斉興は斉彬期に起こされた諸事業の縮小廃止を進めることにより藩財政の悪化を防止しようとした。しかし、この方向は時代に逆行したものであったので、斉興が死ぬと藩主茂久は実父忠教（久光）を後見役とし、斉彬の採っていた政策へと軌道修正した。これにより、集成館事業も再興され造兵工場として拡大された。また、艦船や銃砲の購入などにより軍備の充実も図られることになったが、これには莫大な資金を要したのである。

これらの諸費用を賄う新たな方法として採られたのが斉彬により糸口が付けられた琉球通宝の鑄銭と藩札発行である。鑄銭によって、薩英戦争の準備、罹災者の救恤や戦後の砲台の修築などに十分な支弁が可能であったといわれるように、鑄銭は藩財政に貢献すること大であったが、到底これにより全てが賄われるはずはなく、次第

に借財に頼る度合が高くなってきた。慶応二年には、武器調達や海外留学生派遣等で薩摩藩とも関係の深いイギリス商人グラバーが、支払いの遅滞から薩摩藩との取引断わりを申し出る一幕もあり、このことによっても藩財政の困窮度は窺えよう。

この状況に対応し、家老等の役料の一部返上や重出米の賦課等による収入増加策も採られてはいるが、維新直前期の軍備費の拡大や国事にかかわる費用の増大には到底追いつくはずはなく、薩摩藩の借財は増加する中で討幕への行動が始まることになる。

まさに、討幕への具体的な一歩が踏み出される慶応二年、薩摩藩では藩札の利用により困窮する財政を一転させる計画が進行中であったことを本巻に含まれる史料により知ることができる。それは、安田轍蔵より企画提案された貨幣に関する仕法であるが、薩摩藩にとっては問題の人物であるはずの者による提案でありながらも、藩はこれをすんなりと受け入れている。

安田は仕法の実現に向け諸方との調整に当たるが、結果は翌年この仕法の安田委任は中止されているのであり、「幻の通貨仕法」に終わっている。

この慶応二年の藩札等の仕法については、藩札についての先行研究である『鹿児島県史』でも明確でなく、また、三谷美徳「鹿児島藩札発行史」(『ボナンザ』第十八巻第三号)では、「札会所札」・「銭会所札」が慶応二年に発行されたとされているのみであり、安田の動きについて何等触れていない。わずかに小葉田淳「貨幣史研究二題」に安田の動きが触れられているが、同氏も問題は今後に残されているとされている。

この仕法の計画立案者は、『玉里島津家史料 四』の解題で触れた琉球通宝の発行に深く関係する安田轍蔵で

ある。安田は琉球通宝鑄銭の許可を得るのに功績があるばかりではなく、鑄銭の請負人であったのであるが、鑄銭開始直前に幕府の密偵であるとの理由で請負人を外されている。このような人物を慶応二年鑄造方の仕法替えに際し再度登用し、しかも、藩札発行、運用の実質的権限を持つ者として任用しようとしているのである。このことは藩による文久二年の安田外しの理由が虚偽によるこじつけであったことをも示す傍証の一つとなると考えられるが、さらに、慶応二年藩札仕法でも文久二年と同様に安田を外していることは、この仕法の中止が安田側の理由によるのではなく、薩摩藩の理由によるものと考えられるのであり、幕末の薩摩藩財政や藩の意向を検討する時の重要な鍵になることは疑いない。

したがって、慶応二年の安田による藩札発行計画とその推移について見ることにより、本巻に収録する史料の背景説明に代えたい。

二

薩摩藩の藩札発行は、文久三年五月、日向国関外四ヶ郷を対象とする銀札、すなわち「阜財署札」を嚆矢とするが、同八月には五貫文以上二千貫文までの領内通用の「銭預札」が発行されて領内全域にわたって楮幣が用いられるようになった。その後、慶応二年の「札会所」設置までにも銀札・銭札などが発行されたことは確かであるが、発行年や札の種類などについてははっきりしない点が多い。

慶応二年、安田轍蔵は札会所設置についての「口上書」を親交のある川上助八郎を通じて藩へ提出するが、それは前々より薄々風聞のあった銀札が今度規定の手続きを踏まないままに変更されることへの批判のためであっ

た。

まず、安田は、国家の大事というのは「国家之大権節ニ不当、人心動揺仕候儀ニ相極リ候」ということにあると指摘し、「国家の大権」の一つは「財算之権」であるとする。その「財算之権」が乱れるか乱れないかは「通貨出入之枢機」に発するので、先年冬、国害となる琉球通宝を除いて国益となる銀札を発行する計画案を安田は提出したが用いられなかった。しかし、今度、藩は同藩に流通する通貨全体を見通すことなく銀札を発行しようとするということについて強い危惧をおぼえるとして、次のようにいう。

1 一時焦眉の急を凌ぐために例外の銀札通用を命じたために人々は銀札を嫌っている。そこへ更に数種の銀札を発行したために、銀札間の価格差も生じて通貨全体が混乱している。銀札発行に際しては、銀札を引き上げる日限を明確に示す必要がある。

2 昨年冬の献策は、国害となつている琉球通宝を六十九ヶ月の銀札通用の策により「凶変忽吉」とするものであったが取り上げられなかった。今回の銀札は、発行の目的、通用期間など明確にされたものでない。琉球通宝は原料により自ずから発行高に歯止めがかかるが、銀札は増刷が容易であるので歯止めがない。そのため、この銀札が引替不能になることは目に見えており、その害は琉球通宝の害に百倍するであらう。

3 発行された銀札量が把握されていないために、引替ができなくなることが予想される。当初海老原宗之丞より聞いた時には、発行高は六〇万の銀札と承知していたが、昨年冬六万両の増刷がなされているにもかかわらず、改めて銀札高を尋ねると五〇万両とか三〇万両とかの答えであり、尋ねる度毎に異なる返答がなされる。また、他の者よりは一五万両であるとも聞いている。もし、この最低の数量が虚数である場合には、必ず換金不可

能な事態に至り、人々の銀札嫌いが激化するであろう。

4 財貨の信用を失った時は、「誠之銀札」を発行しても信用されない。現在、財政困窮打開の糸口を付けるには、米札などの「湧出之財」と銀札・錢札などの「降下之財」を利用するに如くはないが、これにはこの仕法を画餅とせず、実効あるものにする必要がある。

慶応元年冬以来の銀札発行による銀札不信用の状況に加え、さらにそれを助長する銀札発行が藩により行われようとするのを批判し、安田の方針通りならば、それを回避しつつ藩財政を益することができるとし、具体的には次のことを安田は実行することができるという。

1 藩より一文の助成を受けることなく銀札を発行し、琉球通宝は全て回収する。

2 現在発行の銀札に類似の楮幣は財政上はなほ都合が悪いが、銀札発行に至れば、工夫により雪霜が旭日に向かうがごとく消失させられる。

3 願い通り許されるならば、最初七五万両の益金を上納し、別に五〇万両くらいの益金を湧出することも可能である。

すなわち、今や藩財政にとり桎梏になってきている一時の利益を得るために鑄造・発行した琉球通宝や錢預札を、藩に一文の負担を懸けることなく回収し、しかも利益金を上納するという藩にとっては願ったり叶ったりの献策であったのであり、藩側も御家老座の吟味の上すぐさま許可の断を下した。五月二十四日付小松帯刀より大久保利通宛の書簡には、安田の指摘する琉球通宝および錢預札が国害となるとの申し出の正当性を認めた上で、銀札発行などの仕法に関わる安田の要求が満たされるよう木場伝内へ伝えることを依頼しており、仕法実現へ向

けて動きだし、十月には実施の段階に至った。家老桂久武より大坂詰め役人への達には次のようにある。

今般於御国許金銀銭紙札御取起相成、就而は御国元之儀紙札通用初而之儀ニ而、専安田轍威へ被仰付、此節上坂大坂表三井方へ為替取組之儀共、尚又、手堅く引結候様被仰付越、其外掛見聞役等も被差出、諸事取しらへ向被仰付、右は発起之事候間、大坂表御役々御趣意之程汲受兼疑惑茂難計候付、基御所帯方極々御難渋成立、其上物価弥騰貴、諸人及困苦候間、無御抛紙札通用被仰付候次第ニ付、此上右之趣法相崩候而は最早救助之趣法前後立行兼候訳柄ニ候間、追々札会所掛人数も可被差出候付、夫々局々之御趣意は相守取扱之訳ニは候得共、第一局々之無隔和睦一致にて御趣意致貫徹、御趣法相建候様可心掛旨大坂詰御役々一統江可申渡候（一五七七号文書）

藩が安田の献策する仕法を許可したのは、藩財政の極度の困窮に加え、鑄銭や十分管理されない錢預札発行により琉球通宝および藩札全体への不信用が生じ、物価騰貴のために人々の困窮が増したという切羽詰まった財政状況の打開のためであったことは、「此上右之趣法相崩候而は最早救助之趣法前後立行兼候」という言にも現れている。

では、安田の献策する仕法とはどのようなものであったのであろうか。仕法の内容について次にみてみよう。

三

五月二十一日、市来六左衛門より御家老座への申請書（一五〇〇号文書）によると、「今般楮幣御製造ニ而、

半朱并琉球通宝大錢銅錢預札引替之御趣法、安田鞆藏建議之旨ニ被応被召建候付而は、左之通同人引請取扱ニ可被仰付哉」として次の五項目があげられている。

- 1 楮幣製造
- 2 大坂両替屋引結
- 3 半朱大錢鑄替
- 4 国府・甕島・大島・鹿屋五之原・屋久島の銅山・金山はすべて安田受持ち
- 5 屋久島にて新錢鑄造

右から推察できるように、安田の仕法は、楮幣製造、半朱大錢鑄替、屋久島にて新錢鑄造という一連の貨幣発行の中で、楮幣を媒介として既発行の琉球通宝・錢預札などの貨幣を引き上げ、引き上げた琉球通宝を原材料として全国に通用する新錢を鑄造するほか屋久島でも新錢を鑄造し、それで楮幣を引き上げ、藩全体に通用する通貨を全国通用の通貨へと変えようとするのであった。この仕法を実現するために、藩総体の荷為替仕法と新錢鑄造の原料確保が必要であるとす。

- ・楮幣の発行・管理の組織としては、勝手方掛用人兩人が三札奉行として札会所全体を統括し、その下に金札座
 - ・銀札座・錢札座を置き、それぞれの座に奉行または頭取と呼ぶ勘定役人と見聞役・書役を配置する。
- 発行する楮幣の種類と金額はつぎの通りである。

札別	表示額の種類	製造高
金札	老朱・老分・老兩・五兩・百兩（為替手形）	六五万兩
銀札	老匁・拾匁・百匁・老貫目（原史料では金札とされるが誤記か）	一六万兩
錢札	拾六文・四拾八文・百文・老貫文・拾貫文・百貫文	四五万兩

発行の金額は一二六万兩であるが、この金額の外に、最初から浮札となることを予定する五万兩を銀札・錢札で増発行し、さらに別途新銀札を一九万兩発行することになっているから、予定する総発行高は一五〇万兩であると見積もられる。

発行する三座の楮幣には「金札座ニ而は為登為替を主用とすへし、銀札座ニ而は下り為替を主用とすへし、錢札座ニ而は中間ニ居ニ而兩座之媒となるなり」とか、「金札を以半朱を引、銀札を以預札を引、錢札を以琉宝を引揚」と説明が付けられており、浮札分の五万兩の銀札・錢札は新錢を鑄造することになっている鑄物方の移転費用や三座の楮幣発行費用、別途発行の一九万兩の銀札・錢札は「此涯の諸私ニ宛行」というように、各座、各札にそれぞれ別個の役割が意図されていた。

この仕法を運営していくためには、会所札通用の期間、新錢鑄造中は領内の正金銀錢の引替は停止されることが求められると共に、主要な領内産物の荷為替が確実に札会所により管理され、正金銀が確保される必要がある。

- 一 御領内之諸産物都而札方江出来高相届、見聞役見聞濟、免許之上札方送り状付ニ而長崎・大坂江可差出事
- 一 大坂表札会所ニ而都而御國産之送り状ニ引合、海軍方見聞役と立会、札方ニ而取扱致し、商人之望ニ任せ

入札払可致候事（一五七二ノ一号文書）

札会所によって管理される産物は、道之島下船の運賃砂糖・琉球館内砂糖および自物砂糖・桜島など内地産の新製砂糖など八三〇万斤を中心にして牛馬皮・木材・茶・樟脳などの「御物」、商人荷物が含まれている。このような広範な産物を札会所の管理に任ずるのは、「此節御取起之金銀錢之紙札趣法建、第一大坂表為替金充分不被備候而は廻転之道被行兼、仍而運賃砂糖其外右之通札方計を以御当地ニ而時々代金相渡、於大坂等御払立代金之儀は、都而札方為替金へ御入付相成候様被究置」（一五七八号文書）との桂久武の言にあるように、三札の発行と表裏の関係にあった。安田はこの荷為替の取扱を三井に依頼するために上坂し、七月には了承を得ている。

安田の仕法でもう一つ注目されるのが「疊法」と呼ばれるものである。史料では「三五法巴組」とか「百五拾万両巴組三五法」と出てくるのがそれである。「疊法」とは種類の異なる楮幣同士でその数量を消してゆくことを指している。史料により示すとつぎの通りである。

三札座疊法之金札之枢機要用御備札無之様相成候付、此度私上坂之上、急速左之通猷上仕候

金札拾万両

銀札拾万両

錢札拾万両

右之通三座江相備置、三相場之昇降付登高致し候札を以、下落候札を買入、右下落之札を消除仕候処、則疊法一専用ニ御座候（一五七二ノ二号文書）

すなわち、正金銀錢の相場の変化を楮幣にもその通り適用し、相場の上がった札により下落した札を買い入れ

回収することを繰り返すことにより、巴の凶柄のごとく札が減少し、ついには消えてゆく方法である。安田が次のように計算するのも同様である。

六貫四百文銭

一金五拾貳万五千兩

当分八貫銭と見る、金四拾貳万兩となる（一五七二ノ二号文書）

金一兩が銭六貫四百文から八貫文へと銭相場が下がると、当然それを引き上げる金高は減少するわけである。これを先の琉球通宝・銭札などの引替に適用すれば、引替総額一四三万五〇〇〇兩が一二二万九〇九兩となり、二二万四〇九一兩が消えてしまうことになる。まさに「疊法之金札より銀銭を喰消候処、現然仕候証掘ニ御座候」ということになるのである。

安田の仕法のもう一つの柱は新銭の鑄造であるが、新銭の鑄銭は、慶応二年八月大門口へ移した鑄物方鑄銭局と新たに屋久島で行うことになっている。

鑄銭局は安田引受により琉球通宝一〇〇万兩を八〇万兩または八七万五〇〇〇兩の新銭へ鑄変え、藩は一枚一六文で引き取り、屋久島では別段に新銭局を設けて、これも安田が引き受けて、同人の引き受けた銅山などからの産出銅、買入れ銅等を原料にして鑄銭し、新銭は一枚六四文で藩が買入れることになっていた。

この仕法の実施に必要な資金は「紙札代三万兩献金」とか「上様より一文之御本手金不被為出候云々」とあるように、安田より出資することになっていたが、安田自身に蓄えがあるわけではなく、結局は他の人へ依存せざるをえない。琉球通宝鑄銭の時以来の関係がある美濃出身の清水惣吉と一〇万兩調達の金談に入り、十一月十三

日、一万両上納、残り九万両は同月中に上納することで金談はまとなり、清水は一万両の上納の後、京都の藩邸で小松帯刀へ拜謁し、酒着のもてなしの上、上布二反、琉球紬五反を拝領している。

この清水上納金の一万両と大坂蔵屋敷から出金した五万両、合計六万両を取りあえず三井へ預け荷為替仕法を発足させ、国元の三札通用を開始するが、琉球通宝の引き上げについてはなお故障筋のないことを確かめた上実施することになっている。

しかし、十一月中旬に清水より納められるはずの九万両は結局納められず、安田は西郷吉之介と共に下坂し、談判している。十二月七日付の国元札方掛役々衆宛の安田書状には、「故障筋茂相解都合克成立、砂糖御払向之儀茂申談候上、追々取計」(一五八二ノ四号文書)とあり、出金問題は解決との見通しが伝えられるのであるが、実際は、清水は出金をしなのまま美濃へ帰ったともいわれているのであり、出金問題は暗礁に乗り上げていたのである。さらに、安田自身持病が再発し、三札の通用開始時の十二月十日前には鹿児島へ帰着したいとの連絡をしながらも動きのとれない状態のまま、鋳物方掛を辞任し、また、礼会所に関係することからも外されることになる。

伊作御飯屋文書中の「御用書付留」によると、慶応三年八月の条に「紙札廻転之為、三島御仕登運賃砂糖並琉球沖永良部島自物、亦は垂水其外地製砂糖御買入之上、大坂・長崎両替屋本手金ニ被相備候旨、去年十月中申渡地候得共、此節御吟味之趣有之、右は被相止、此以前之通、領主又ハ商人計被仰付候」とあり、荷為替仕法の中止が決められ、仕法の要となっている砂糖取扱が旧に復したことが知られる。また、鋳錢も再度藩の直営となり、三札も発行されるが、安田の意図した方向とは異なるものとなったまま安田と薩摩藩との関係は終わるので

ある。

四

右に見てきたように、仕法の中止、安田への鑄銭・楮幣製造などの委任の破棄は、安田側の理由というよりもむしろ薩摩藩側に原因がある。安田の金談が整うか否か明確でない時期であるので、慶応二年十月前後と考えられる史料によると、薩摩藩は楮幣や鑄銭について安田の仕法の一部を受け継ぎながらも、仕法を安田の支配から外し、藩主導の下に置く方向が意図されていることが窺える。

まず、屋久島での鑄銭については、天銭（天保銭）の増加により天保銭の相場が下がり、原料銅の価格と引き合わないことを理由に中止することを求め、また「大門口鑄物方大小銭吹替都而御物計」と、鑄銭局すなわち鑄銭業務を今後藩の支配下に置くことにするとしている。

安田へ対しては、相応の骨折り料および紙札代を与えることにより、この仕法との関わりを終わらせようとするが、藩財政に関与させることを忌避する様子は「無大小ト御勝手方計安田江御相談ニ不及」ということに端的に現れているであろう。

しかし、安田の仕法の内容を踏襲しようとしていることは、三札発行 琉球通宝引き上げ 新銭による三札引き上げという方法により国害となるとされた琉球通宝・銭預札を一掃していることや、「金銀銭札通融之次第、且疊法之仕向安田申出通被相定度」としていることに示される。

鉱山開発や鑄銭等の種々の利権を与えることを約束し、安田へ仕法実現の一手手前まで手続きを踏ませた藩

は、最終段階で仕法から安田を外し、仕法中の手軽にできる実利部分のみを実施することになったために、薩摩藩の通貨はさらに複雑となり混乱の度を強めることになったのであり、それが明治三年の国鈔札の発行に連なるのである。

(安藤 保)

例言

一本書は、島津忠廣氏所蔵「玉里島津家文書」（昭和四七年八月十日黎明館寄託資料）を底本とし、これを「鹿児島史料 玉里島津家史料」全十巻の第五巻として刊行するものである。収録史料の年代は慶応二年（一八六六）八月から明治三年（一八七〇）十二月一日までである。

一史料の配列は、玉里島津家で作られた文書目録番号による編年順である。

一文書名については、玉里島津家で整理された名称にしたがった。

一文書番号についても、玉里島津家で整理された番号にしたがった。但し、数種の内容に分かれる場合には、小番号を付した。

刊行に当って、文書の体裁、おおよそを次のように統一した。

一字体は原則として常用漢字を用いた。

一仮名は、底本の体裁にしたがった。変体仮名は仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。

一平出・擡頭・闕字および但書は、原則として底本の体裁にしたがった。闕字は一字分あげとした。

一目録に記載されてはいるが、文書が存在が確認されないものには史料番号の頭に○を付した。

一原注は、底本の体裁に従い括弧を付さず、新たに注を付す場合には、（ ）で囲んで原注と区別した。

一人名および地名については、適宜傍注を付した。

一文書・記事には適宜に読点「、」「および並列点「・」を付した。

一文書の年月日、差出書、宛所の位置などは、底本の体裁にしたがい、ある程度の統一をした。

一文書の不明・抹消・訂正などを表現するため、欠所部は、その部分を□で囲み、底本の状態に応じ、(虫損)・

(磨滅)・(破損)と傍注した。字数の推定できる場合は□で示し、推定できないものは□□で示した。

一原文の抹消・訂正は、左傍に「々々々」を加え、右側に書き改めた文字を記した。

一文意の通じない字または個所には、(ママ)・(衍カ)・(〇〇カ)と傍注を付した。

一ルビは底本にあるもののみ付した。

一朱書部分は(朱)と頭注し、その個所を「」で囲んだ。

一合点は、頭または右肩に「」で示した。

一花押はすべて収載した。

一各文書・記事の末に原寸を記した。但し、文書原寸(折紙)と記したものは折った状態の大きさを示す。

一既刊の「鹿児島県史料」と重複する文書については、既刊史料名および文書番号を付した。

一封紙・包紙の封じ目は、底本の体裁にしたがい、「メ」「封」「緘」の区別をし、印章は、□○で輪郭を模し、

朱印は(朱)と注を付した。また印文の判読できるものは「」で記した。

一本文以外の部分は、「」をつけ、その位置によって(端書)・(端裏書)・(端裏朱書)・(端裏銘)・(封紙ウワ書)を付した。

一文書に付属する付箋・貼紙・付札・付紙・封紙・包紙などの文字は、右肩に(付箋)などと傍注した。

目次

一五五	慶応二年八月	徳川慶喜ヨリ朝廷へノ征長謝罪状……………	一
一五五	慶応二年九月二日	芸州敵島ニ於ケル勝安房守ト広沢兵介井上聞多トノ応接書……………	一
一五五	慶応二年九月五日	海江田武次ヨリ久光公へノ上書 久光公ノ神速上京ヲ請フ……………	六
一五七	慶応二年九月七日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 長州再征ノ結末ヲ告ケテ入京ヲ促ス……………	七
一五六	慶応二年九月十日夜	京都紀州邸内へノ投書 徳川慶喜ノ野心陰謀ニ就テ……………	九
一五九	一八六六年(慶応二年)九月十五日	英国難破船乗組残員救助ニ対スル薩侯へノ感謝状 飯ニ九月ニ入ル……………	二
一六〇	慶応二年九月廿一日	豊後森藩士ノ申出 日田代官窪田治部右衛門暴政ノ件……………	四
一六一	慶応二年九月(?)廿二日	内田仲之助ヨリ在藩ノ重役へ 王政復古ノ朝議前提ノ件……………	一六
一六三	慶応二年九月廿三日	大久保一蔵ヨリ西郷吉之助へ 久光公ノ上京ニ関シ京師ノ形勢報告……………	二
一六三	慶応二年九月廿四日	大久保一蔵ヨリ伊地知壮之丞へ 久光公上京ノ件……………	二
一六四	慶応二年九月廿六日	柳田意哉ヨリ久光公へノ上書 公上京國是議定ノ件……………	二四
一六五	慶応二年九月廿九日	松方助左衛門ヨリ藩庁へノ届書 豊瑞丸鹿兒島へ帰航ノ件……………	二六
一六六	慶応二年九月	長州再征解兵ニ付十方石以上諸藩會議ノ件 久光公藩主ニ代リ上京ノ幕命……………	二八
一六七	慶応二年九月	諸侯会同ノ朝命ニ対スル諸藩ノ奉答其他……………	三〇

一五八	慶応二年九月	憂国之士ヨリ裏辻中將ヘノ書 罪状ヲ数ヘテ改心ヲ促ス	三三
一五九	慶応二年九月(?)	内田仲之助ヨリ在藩ノ重役ヘ 久光公ノ征長軍撤退建言ニ対スル朝議	三四
一六〇	慶応二年(?)九月	久光公上京ノ召命	三五
一六一	慶応二年十月朔日 十二月十二日	筑前芦屋別府壯右衛門ヨリ藩庁ヘ 九月九日以来小倉戦況	三六
一六二	慶応二年十月八日	安田轍藏錢札配当意見書	三七
一六三	慶応二年(?)十月十三日	汾陽次郎右衛門ヨリ松岡十大夫伊地知壯之丞ヘ 横浜英字新聞訳文添 英船遭難ノ件	三八
一六四	慶応二年十月十四日	長岡良之助より島津久光公ヘ 幕府の状況及熊本藩状を報す	三九
一六五	慶応二年十月	久光公ヨリ長州公人吉藩主ヘノ書翰草案 両藩親睦ノ件	四〇
一六六	慶応二年十月	山階宮以下列参廿二人ノ処罰仰出	四一
一六七	慶応二年十月	桂右衛門ヨリ藩札通用ノ令達 大坂詰諸役人ヘノ通告	四二
一六八	慶応二年十月(?)	薩藩産物官私売買改正条目 藩札流用方策ノ件	四三
一六九	慶応二年十一月八日	関研蔵ヨリ桂右衛門ヘ 欧洲ノ事情、幕府ヘノ答弁、英国ノ対日本策等ノ報告	四四
一七〇	慶応二年十一月九日	児玉鉄矢ヨリ久光公ヘノ上書 皇朝世鑑編纂ノ件	四五
一七一	慶応二年十一月十二日	小松帶刀ヨリ桂右衛門ヘ 久光公上京ノ時機ニ非サル件	四六
一七二	慶応二年十一月十五日 同 十二月二日 同 十二月七日	安田轍藏ヨリ鹿兒島札方掛ヘ 簡条書共	四七
一七三	慶応二年十一月六日	長岡良之助殿ヨリ島津大隅守殿ヘ 小倉藩人質ノ件	四八

一五四	慶応二年十一月	楮幣ト半朱等トノ引替ニ付令達……………	六四
一五五	慶応二年(?)十二月三日	汾陽次郎右衛門ヨリ伊地知壯之丞へ モンブラン出迎船其他ノ件……………	六五
一五六	慶応二年十二月十三日	小松帯刀ヨリ在藩ノ家老へ 久光公上京其他ノ件……………	六五
一五七	慶応二年十二月十五日	山内賢助ヨリ松岡十太夫等へ 大坂ニ於ケル札会所設置并銅地金送下ノ件……………	六六
一五八	慶応二年十二月廿九日	町田内膳小松帯刀ヨリ在国ノ家老中へ 孝明天皇崩御、御容体書、伺取書……………	六六
一五九	慶応二年十二月廿九日	小松帯刀ヨリ在藩ノ重役へ 孝明天皇崩御ノ件……………	六七
一六〇	慶応二年十二月廿九日	京都町田内膳ヨリ島津図書等へ 准后御立后ノ件……………	六七
一六一	慶応二年十二月	伊地知壯之丞等ヨリ黒田嘉右衛門等へ 上海新聞物価表七枚……………	六七
一六二	慶応二年十二月中	寅十二月中金銀錢御払高……………	六八
一六三	慶応二年	小松帯刀ヨリ在藩ノ重役へ 仏國博覧会ノ件……………	六八
一六四	慶応二年	西郷吉之助ヨリ幕府へノ届書 長州再征出兵御断ノ件……………	六八
一六五	慶応二年	琉球通宝鑄替。錢札引替ノ件……………	六九
一六六	慶応二年(?)	会藩ノ長州再征主張報告……………	六九
一六七	慶応二年(?)	長州再征ニ付幕奸除滅ノ報國清奸檄十章……………	七〇
一六八	慶応二年(?)	開成所?教官生徒姓名書……………	七〇
一六九	慶応二年(?)	朝鮮貿易及木綿編織機械取仕立ノ件……………	七〇
一七〇	慶応二年(?)	薩長國産貿易商社誓約ノ件……………	七〇

一六二	年代不明(慶応二年?)	海軍掛用人吉井幸輔外国掛用人蓑田伝兵衛以下諸役ノ任命	一〇六
一六三	慶応三年(?)正月二日	山階宮晃親王ヨリ鳥津中将殿へ 年賀状	一〇七
一六四	慶応三年正月四日	小松帯刀町田内膳ヨリ在藩ノ家老へ 孝明天皇御葬送ノ件	一〇八
一六五	慶応三年正月四日	町田内膳ヨリ在国ノ家老中へ 孝明天皇御葬送ノ件	一〇九
一六六	慶応三年正月廿四日	町田内膳ヨリ在藩ノ家老衆へ 九条円真以下朝譴赦免ノ件	一一〇
一六七	慶応三年正月廿六日	町田内膳小松帯刀ヨリ在国ノ家老中へ 有栖川帥宮以下赦免ノ件	一一一
一六八	慶応三年(?)正月廿七日	西徳次郎ヨリ学問奨励ノ建白書 造士館・開成所・学寮ノ件	一一二
一六九	慶応三年正月	平運丸帰航日記	一一三
一七〇	慶応三年二月朔日	三邦丸船長有川矢九郎報告 京都守衛方人数帰国ノ件	一一四
一七一	慶応三年二月二日	軍艦豊瑞丸船長橋口源右衛門大島渡航届書	一一五
一七二	慶応三年(?)二月十七日	小松帯刀ヨリ桂久武へ 岩下方平倫敦行等ノ件	一一六
一七三	慶応三年二月廿日	長峯忠蔵原田三左衛門ヨリ市来仲介へ 穂北村殺傷事件	一一七
一七四	慶応三年二月廿六日	高岡市来仲介ヨリ黒田了介へ 穂北村殺傷事件	一一八
一七五	慶応三年二月廿六日	黒田了介ヨリ陸軍方黒田嘉右衛門へ 御料地穂北村殺傷事件	一一九
一七六	慶応三年二月晦日	桂右衛門ヨリ京都小松帯刀へ 四藩会議ト久光公ノ上京	一二〇
一七七	慶応三年二月	児湯郡穂北村殺傷一件	一二一
一七八	慶応三年二月	穂北村庄屋等ヨリ佐土原役人衆へ 奉差入一札之事	一二二

一六八	慶応三年二月ヨリ 六月ニ至ル	幕府ノ令達 樺太島規則、兵庫開港等ノ件	一三三
一六九	一八六七年(慶応三年) 三月十七日	上野良太郎ヨリ西郷吉之助大久保一藏へ 倫敦新聞所載ノ日本国危機ニ就テ	一四二
一七〇	慶応三年三月(?)朔日	内田仲之助ヨリ大久保一藏へ 山内容堂公上京延引ノ件	一四三
一七一	慶応三年三月五日	徳川慶喜卿之奏聞書	一四四
一七二	慶応三年三月五日	兵庫開港ニ付將軍徳川慶喜ノ奏聞書	一四五
一七三	同 三月十八日	將軍下坂ニ付幕府ヨリ朝廷へノ届書	一四六
一七四	同 三月十九日	兵庫開港ニ付將軍へノ朝命	一四七
一七五	同 三月廿二日	兵庫開港ニ付將軍ヨリ再度ノ奏聞書	一四八
一七六	同 三月廿九日	兵庫開港ニ付將軍へノ再度ノ朝命	一四九
一七七	慶応三年三月十一日 (西曆四月十五日)	仏国巴里岩下佐次右衛門ヨリ小松帯刀へ 博覧会其他ノ件	一五〇
一七八	一八六七年四月廿四日 (慶応三年三月廿日)	仏人「チャルレ・デ・ラパルト」ヨリ幕府外国掛へノ書 仏国博覧会ニ於ケル薩摩ノ行動	一五一
一七九	慶応三年三月二十二日	徳川慶喜卿之奏聞書	一五二
一八〇	慶応三年三月廿四日	内田仲之助ヨリ関山糺へ 開港ニ関スル久光公ノ意見呈出ノ朝命	一五三
一八一	慶応三年(?)三月廿五日	桂右衛門ヨリ小松帯刀へ 事業緊縮、定府帰国等ノ件	一五四
一八二	慶応三年 自三月廿五日 至六月五日	久光公自記上京日録 文久三年 元治元年 三冊 但文久三年元治元年分写既済 慶応三年ノ分今回写済	一五五
一八三	慶応三年三月廿九日	内田仲之助ヨリ大坂大久保一藏へ 山階宮以下廿二卿出閉赦免ノ件	一五六
一八四	慶応三年三月廿九日	内田仲之助ヨリ大坂大久保一藏へ 土佐藩ノ因循、開鎖ノ朝議	一五七
一八五	慶応三年三月廿九日	山階宮以下堂上等朝議赦免人名	一五八

一六三	慶応三年三月	板倉稻葉兩閣老ト英公使「パークス」トノ往復文書	江戸大坂兵庫外一	一六
一六三	慶応三年三月	朝廷ヨリ島津大隅守へ 兵庫開港可否ノ件	港開港布告ノ件	一六
一六四	慶応三年四月二日	京都内田仲之助ヨリ大坂大久保一藏へ 土佐容堂上京延引其他ノ件		一六
一六五	慶応三年四月三日	長岡良之助ヨリ島津久光公へ 集会之件		一七
一六六	慶応三年四月四日	外国公使等大坂城登城ノ件		一七
一六七	慶応三年四月五日	長岡良之助ヨリ島津久光公へ 尹宮二条内府御訪問之件		一七
一六八	慶応三年(ウ)四月五日	長岡良之助殿ヨリ島津大隅守殿へ 久光公ノ来邸ヲ求ム		一七
一六九	慶応三年四月八日	毛受鹿之助青山小三郎ヨリ大久保一藏へ 春獄公着京期日ノ予報		一七
一七〇	慶応三年四月八日	大久保一藏ヨリ西郷吉之助へ 幕府ノ態度ニ就キテ		一七
一七一	慶応三年四月十五日	英国公使大坂ヨリ敦賀へ旅行許可ノ所司代通牒 大久保一藏手写		一七
一七二	慶応三年四月十六日	結城筑後守ヨリ小松帯刀へ 朝廷へ建白要目書添		一七
一七三	慶応三年四月十七日	松平容保守護職ノ功勞ニ依リ参議ニ推任ノ件		一七
一七四	慶応三年四月	久光公ノ随手録		一七
一七五	三月五日	兵庫開港ニ関スル慶喜ノ奏聞書		一七
一七六	三月十八日	將軍下坂ニ付朝廷(ノ)屈書		一七
一七七	三月十九日	兵庫開港ニ付慶喜(ノ)朝命		一七
一七八	三月廿二日	兵庫開港ニ付慶喜ノ勅答書		一七
一七九	三月廿四日	兵庫開港ニ付諸藩(ノ)朝命		一七
一八〇	三月廿九日	兵卿ニ対スル朝譴赦免ノ件		一七
一八一	三月廿九日	兵庫開港不許可ノ朝命		一七
一八二	四月朔日	右ニ付將軍ノ請書		一七

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四月十五日	四月十五日	四月十七日	四月十七日	四月十七日	四月十七日	四月十七日	四月十七日	四月十七日	四月十七日
松平肥後守賜暇帰国願	英国公使敦賀行ノ件	議伝四人免職ノ件	英人大津通行ノ件	英人伏見大津通行ニ付京師警衛ノ朝命	有栖川宮付城多図書ヨリ久光公へノ建白	守護職松平肥後守賜暇帰国願	京都見廻組雇杉浦直三郎左衛門ノ歎訴	伊達宗城卿より島津久光公へ	大迫?政清ヨリ伊地知壮之丞へ
同	同	同	同	同	万世ノ国基確立ノ議	大赦御施行ノ件	二本松邸へ訪問ノ件	中川宮家諸大夫?美濃守ヨリ大久保一藏へ	山内容堂帰国願ノ件
一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四
慶応三年四月	慶応三年四月	慶応三年四月	慶応三年四月	慶応三年四月	慶応三年四月	慶応三年四月	慶応三年四月	慶応三年(?)五月十日	慶応三年(?)五月十二日
一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
慶応三年五月廿三日	慶応三年五月廿五日	慶応三年五月廿六日	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月廿四日	慶応三年五月廿三日
一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六
長州寛大処分兵庫開港ノ朝命	宰府大山格之助ヨリ桂右衛門へ	久光公等連署朝廷へノ伺書扣	西郷吉之助ノ意見書	大原重徳卿ヨリ島津大隅守殿へ	松平伊賀守内赤松小三郎建言	越薩宇土四藩ヨリ幕府へノ建言	再出	再出	再出
五卿帰洛ノ件等	長州処分兵庫開港ノ件	二条摂政ノ施政方針尋問并議奏伝奏補佐推薦ノ件	兵庫開港ヲ歎ス	天幕合体諸藩一和ノ国是ニ就テ	再出	再出	再出	再出	再出
一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七
慶応三年五月廿四日	慶応三年五月廿五日	慶応三年五月廿六日	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月
一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七
慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月
一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八
慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月
一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九
慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月
一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月
一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一
慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月
一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二
慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月
一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三
慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月
一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四
慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月	慶応三年五月

一六五	慶応三年五月	嵯峨根良吉ヨリ久光公ニ上ル書	公武合体。国事改革建白	一六九
一六六	慶応三年五月	西郷吉之助ヨリ久光公へノ建言書	將軍慶喜トノ談判要項	一六八
一六一	慶応三年五月	西郷吉之助ヨリ久光公へノ建言書	長州処分。五卿帰洛。兵庫開港ノ件	一六九
一六二	慶応三年五月	議奏伝奏補欠ニ付小松帶刀ノ意見		一七〇
一六三	慶応三年五月	長州処分ニ付幕府ノ方針ヲ論ス(伊達宗城)	幕府ノ四策	一七一
一六四	慶応三年六月三日	松平越中守定敬ヨリ日野大納言飛鳥井中納言へ	長州処分ニ付將軍ヨリノ言上伝達	一七三
一六五	慶応三年六月十三日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ	暑中見舞及研究生ヲ薩摩へ派遣ノ件	一七三
一六六	慶応三年六月十八日朝	高松三位ヨリ小松帶刀へ		一七四
一六七	慶応三年六月十九日	松平紀伊守ヨリ幕府への建言	長防処分ノ件	一七六
一六八	慶応三年(?)六月廿二日	堤三位ヨリ島津大隅守殿へ	暑中見舞	一七七
一六九	慶応三年六月廿八日	近衛家老女大すけ長橋ヨリ島津家老女おいま殿へ	久光公ヨリ近衛忠房卿へ御進物ノ件	一七七
一七〇	慶応三年六月	大久保一蔵ヨリ在藩ノ重役へ	茂久公出兵上京ノ件	一七八
一七一	慶応三年六月	近藤勇ヨリ二条撰政及鷹司卿へノ建言	長防寛大ノ処置云々	一八〇
一七二	慶応三年(?)六月	柳川藩曾我準造ヨリ薩藩へノ願書	薩ノ軍艦ニ乗組練習ノ件	一八五
一七三	慶応三年六月	薩土盟約	王政復古ノ件	一八六
一七四	慶応三年七月四日	前田杏齋ノ三条卿容体書		一八八
一七五	慶応三年七月九日	前田杏齋ノ三条実美診断報告書	急速帰洛必要意見	一八八

一六五	慶応三年七月十日	江戸篠崎彦十郎ヨリ京都御家老座へノ報告 幕役任命ノ件	三九
一六七	慶応三年七月廿六日	毛利広封敬親両公より島津中将公へ 礼詞	三〇
一六八	慶応三年七月廿九日	桂右衛門ヨリ京都小松帯刀へ 英式採用ノ件其他	三二
一六九	慶応三年七月	本岡藩山県小太郎ヨリ久光公へノ願書 長州侯ノ入洛周旋ノ件	三五
一七〇	慶応三年九月十六日	大久保一藏ヨリ田尻務、養田伝兵衛へ 薩長ノ出兵、軍艦購入ノ件	三七
一六一	慶応三年九月	山内容堂ヨリ朝廷へノ建言 政令一途朝廷ヨリ出ツルノ件	三九
一六二	慶応三年秋(?)	小笠原大膳大夫ヨリ茂久公へ使者差遣口上書	三二
一六三	慶応三年十月三日	松平春獄公より島津久光公へ 久光公賜暇帰国の件	三三
一六四	慶応三年(?)十月十一日	西郷吉之助ヨリ大久保へ? 忠義公出兵上京ノ件	三三
一六五	慶応三年十月十三日	討幕ノ密勅	三三
一六五	同 十月十四日	会津桑名誅伐ノ御沙汰書	三三
一六六	慶応三年(?)十月十三日	西郷吉之助ヨリ大久保へ 討幕密勅ノ件?	三三
一六七	慶応三年十月十三日	討幕之密勅	三三
一六七	同 十月十四日	御沙汰書	三三
一六八	慶応三年十月十四日	慶喜ノ將軍職辞任ノ奏上書其他	三五
一六九	慶応三年(十月?)十六日	大久保一藏ヨリ山の中左衛門等二人へ 茂久公出軍ノ件	三七
一七〇	慶応三年十月廿四日	徳川慶喜將軍職辞退ノ奏上	三七
一六一	慶応三年十月廿八日	市来六左衛門ヨリ長崎伊地知壮之丞へ 軍艦及平運丸買入ノ件	三八

一六三	慶応三年十月廿九日	高崎五六ヨリ市来正左衛門等三人へ 將軍政權奉還ノ件	三六
一六三	慶応三年十月ヨリ 明治元年五月ニ至ル	修史局編纂「明治史要」卷一	三九
一六四	慶応三年十一月五日	桂右衛門ヨリ小松帯刀へ 佐土原侯従軍ノ件	三七〇
一六五	慶応三年(?)十一月七日	小松帯刀ヨリ桂右衛門へ 新軍艦乗組ノ件	三七一
一六六	慶応三年十一月廿四日	大山格之助ヨリ小松帯刀桂右衛門へ 茂久公上京五卿帰洛ノ件	三七三
一六七	慶応三年十一月廿五日	大山格之助ヨリ小松帯刀桂右衛門へ 茂久公大挙上京ノ件	三七四
一六八	慶応三年十一月ヨリ 明治元年正月ニ至ル	玉里邸控書 一綴	三七五
一六九	慶応三年十二月六日	桂右衛門ヨリ小松帯刀へ 京都出兵ノ件	三四〇
一七〇	慶応三年十二月十日	上参与下参与人名書	三四一
一七一	慶応三年十二月廿八日	大久保一蔵ヨリ蓑田伝兵衛へ 徳川慶喜進退ノ件	三四二
一七二	慶応三年十二月廿八日	西郷ヨリ蓑田へ 尾越兩侯ノ周旋	三四三
一七三	慶応三年十二月	奥医師二丸付吉見胖造勤仕覚書	三四六
一七四	慶応三年十二月(?)	蒸気船博多着ノ上ハ宰府へ懸合ノ事 宰府薩兵宿陣近火ノ事	三四六
一七五	慶応三年十二月ヨリ 明治五年正月ニ至ル	中川宮広島へ御預ケ及御赦免一件	三四六
一七六	慶応三年ヨリ 明治元年正月ニ至ル	寺師宗道調査ノ諸郷士人数書 但シ薩摩ノ大半及大隅一円	三四九
一七九	慶応三年	大久保一蔵ノ將軍職辞退意見	三五二

一七〇	慶応三年(?)	伊達伊子守より島津大隅守殿へ 関白へ建言之件	三五二
一七〇	慶応三年(?)	兵庫開港ニ付警備堅固ノ建言(氏名不明)	三五三
一七〇	慶応三年(?)	黒田了介ヨリ陸軍方黒田嘉右衛門へ 児湯郡三宅村年寄等ノ不法行為報告書	三五三
一七一	慶応三年(?)	江戸ニ於ケル「ナイ／＼」	三五三
一七二	慶応三年	松山世子ヨリ幕府へノ上申其他 長州再征大島郡攻撃ノ件等	三五六
一七三	慶応三年(?)	豊後諸藩ノ藩情及重臣 岡、臼杵、佐伯、府内、杵築、日出、森	三五七
一七四	明治元年(?)正月三日	大阪ニ於テ「モンブラン」ト仏国公使トノ応接 朝廷ノ為ニ尽力ノ件	三五九
一七五	明治元年正月四日	坂兵出張ニ付伏見防禦嚴重タルヘク長州ヘノ朝命 右ニ付坂兵ヲ引払ハシムヘク尾張越前ヘノ朝命	三六〇
○一七六	明治元年(?)一月四日	鷲尾隆聚書翰 辞表提出ノ件	三六〇
一七七	明治元年正月五日	大久保一蔵ヨリ藩地ヘノ戦況報告	三六〇
一七八	明治元年正月六日	春日丸艦長井上新右衛門ヨリ藩庁ヘノ届書	三六四
○一七九	慶応四戊辰歳	從正月三日 鳥羽伏見方面追討大略 至同六日 鳥羽伏見方面追討大略	三六六
一八〇	明治元年正月十日	大久保一蔵ヨリ在藩ノ重役へ 鳥羽伏見ノ戦況	三六六
一八一	明治元年正月十日	西郷吉之助ヨリ桂右衛門へ 鳥羽伏見ノ戦況	三六九
一八二	明治元年正月十三日	九州諸藩へ王政復古布告文ノ通達 付藩内へノ令達	三七〇
一八三	明治元年(?)正月十四日	久留島出雲守より島津中将公へ 幕吏之暴挙ニ就て	三七三

一七四	明治元年正月十六日	西郷ヨリ蓑田へ 鳥羽伏見戦後ノ形勢……………	三七三
一七五	明治元年(?)一月廿八日	川畑右衛門書翰(宛名不明) 病氣ニ付往訪不能云々……………	三七五
一七六	明治元年(?)一月卅日	川畑右衛門ヨリ市来(正右衛門?)へ 来訪会談ノ件……………	三七六
一七七	明治元年正月	筆者不明ノ書翰 鳥羽伏見ノ戦況其他聞書……………	三七六
一七八	明治元年正月	英艦兵庫ヨリ長崎ニ齎セル幕軍大坂落去ノ情報……………	三八〇
一七九	明治元年正月	慨癡道人ノ護国新論 邪蘇教排斥……………	三八〇
一八〇	明治元年正月	徳川慶喜ノ討薩表……………	三八五
一八一	明治元年正月	寺師宗道軍制改革建言……………	三八六
一八二	明治元年正月	甲賀隊宮島作次郎ノ探偵報告 大阪落城当時町人等城中金銀奪掠事件……………	三九〇
一八三	明治元年正月	大阪及付近住民ヨリ長州藩へノ届出 阿波屋兵次郎河内屋伝七ノ悪行ニ付……………	三九五
一八四	明治元年正月	西郷隆盛書翰ノ一片 徳川軍追討ニ付……………	三九七
一八五	一八六八年(明治元年)二月八日	兵庫大阪新聞記事 備前兵ノ外国人殺傷事件其他 正月ニ入ル……………	三九七
一八六	明治元年正月ヨリ二月八日	奥羽北越降伏諸藩ノ処置。其他ノ布告及作州鞍掛寅二郎上書……………	四〇九
一八七	同 二年正月ニ至ル	大久保一蔵ヨリ蓑田伝兵衛へ 内国事務掛拜命其他ノ件……………	四六三
一八八	明治元年二月朔日	柳川藩臣立花屯岐より島津久光公へ上書 藩政改革之件……………	四六四
一八九	明治元年二月二日	鳥羽伏見戦後中原猶介ノ近畿情報 俚謡数首共……………	四六五
一九〇	明治元年二月五日	相良遠江守より島津大隅守殿へ 久光公への請書……………	四六六

一四二	明治元年二月六日	江戸薩邸焼撃ヨリ鳥羽伏見ノ戦ニ至ル迄ノ聞書……………	四六七
一四三	明治元年二月七日	忠義公等六藩主ヨリ朝廷ヘノ建白 万国交際開始ノ件……………	四七三
一四四	明治元年二月十一日	下ノ関滞在樺山彦太郎鮫島元吉ヨリ桂右衛門ヘノ報告 花山院隠居西國下 向浮浪召集ノ件……………	四七四
一四五	明治元年二月十五日	外国交際ニ付列藩建言書拝見通知 久光公手写……………	四七八
一四六	明治元年二月十七日	三邦丸船長有川矢九郎報告……………	四七八
一四七	明治元年二月廿日	福羽文三郎ヨリ朝廷ヘノ建言 外国交際ノ件……………	四八一
一四八	明治元年(?)二月廿一日	桂右衛門ヨリ小松帯刀ヘ 乾行丸ノ件……………	四八二
一四九	明治元年二月廿八日	薩長兩藩ヘノ御沙汰書……………	四八三
一五〇	明治元年二月	大原哲太郎等ヨリ鳥丸侍従ヘノ届出 大坂方面探索一件……………	四八三
一五一	明治元年二月	政事改革ノ朝命……………	四八三
一五二	明治元年三月六日	愛甲新助大久保一藏ヨリ堅山八郎ヘ 外国公使参内ノ件等……………	四八三
一五三	明治元年三月十五日	三条大納言岩倉右兵衛督兩卿ヨリ島津大隅守殿ヘ 久光公之上京を促す……………	四八四
一五四	明治元年三月十五日	襄田伝兵衛ヨリ小松帯刀ヘ 久光公ノ御病状等……………	四八五
一五五	明治元年(?)三月十九日	在京小松帯刀ヨリ在国お近殿ヘ 近状消息……………	四八六
一五六	明治元年(?)三月廿七日	岩倉具視ヨリ大久保利通ヘ? 東上ノ件……………	四八七
一五七	明治元年三月	万機御親裁ノ御宸翰御写木版……………	四八七
一五八	明治元年三月	園田彦兵衛ヨリ久光公ヘノ上書 兵士優遇。給地高公平ノ件等……………	四八九

一五八	明治元年三月	五ヶ条ノ御誓文……………	四九二
一五九	明治元年三月	浄光明寺寮舎静子ノ日本全国探偵行脚ニ付上書……………	四九一
一六〇	明治元年三月	静寛院ヨリ橋本少将へ 徳川家存続ニ就テ……………	四九三
一六一	明治元年三月	五箇条ノ御誓文 総裁等ノ奉答……………	四九四
一六二	明治元年三月	御親征ノ勅語……………	四九四
一六三	明治元年三月	億兆撫安ノ御宸翰 総裁等ノ副書……………	四九四
一六四	明治元年三月	忠義公ヨリ藩士へノ諭達……………	四九四
一六五	明治元年四月十八日	養田伝兵衛ヨリ小松帯刀へ 久光公ノ病状其他ノ報告……………	四九五
一六六	明治元年閏四月十六日	阿州ヨリ小松後藤大久保副島へ 軍服ハ西洋服ヲ採用スヘキ事……………	四九五
一六七	明治元年閏四月十七日	高倉三位保実ヨリ小松帯刀へ 甲斐国農兵出願ノ件……………	四九六
一六八	明治元年閏四月廿三日	伊達宗城等ヨリ山階宮岩倉具視へ 大阪開港ノ件等……………	四九七
一六九	明治元年閏四月廿七日	伊達宗城ヨリ岩倉具視へ 外交問題其他……………	四九八
一七〇	明治元年閏四月廿七日	保実ヨリ小松帯刀へノ依頼状 大阪奸商処分及甲信総督拝命ノ件……………	四九九
一七一	明治元年閏四月	神祇官職制其他事務章程草案……………	五〇〇
一七二	明治元年五月十一日	西郷隆盛ヨリ大久保吉井へ 白川城攻撃戦況報告……………	五〇九
一七三	明治元年五月十一日	後藤象二郎ヨリ小松帯刀へ 車駕東行ノ件等……………	五一二
一七四	同 六月七日		
一七五	同 八月廿九日		

二七五	明治元年五月十四日	大総督官御沙汰 上野東叡山攻撃及輪王寺宮立退ノ件	五三
二七五	明治元年(?)五月廿日	久留島伊予守ヨリ島津中将公へ 暑中見舞	五四
二七五	明治元年五月廿三日	岩倉具視卿ヨリ島津中将へ 出兵配慮ヲ謝ス	五四
二七五	明治元年五月廿四日	沢宜嘉卿ヨリ島津大隅守殿へ 別紙風聞書	五五
二七六	明治元年五月	長州藩主父子ヨリ戊辰役ニ付藩士へノ諭告	五七
○二七六	明治元年五月	藩政改革ニ付忠義公ノ諭達	五八
二七六	一八六八年(明治元年)六月七日	英国砲艦長山川港ヨリ久光公へ 佐多岬ノ緯度誤謬改正ノ件 写真添 訳文付	五八
二七六	明治元年六月六日	忠義公へ東征ノ勅命 錦旗御剣金品下賜	五三
二七六	同 六月八日	忠義公帰国大挙ノ御沙汰書	五三
二七六	明治元年六月	関東へノ出兵ニ関スル久光公ノ諭達	五四
二七六	明治元年(?)七月朔日	橋口彦次ヨリ伊地知壯之丞へ 靖猷靈社建立ノ件	五四
二七六	明治元年七月四日	黒田吉井ヨリ小松大久保へ 軍服一千着ノ注文	五六
二七六	明治元年七月五日	大山格之助ヨリ岩下佐次右衛門へ 奥羽ノ形勢報告	五六
二七六	明治元年七月廿六日	越後長岡ノ苦戦報告 死傷者人名書	五七
二七六	明治元年(?)八月十九日	小松帶刀ヨリ大久保利通へ 三条卿江戸へ出府ノ件	五九
二七六	明治元年八月	筆者不明ノ書翰 長崎ニ於ケル兵器買入其他軍用金等ノ件	五〇
二七六	明治元年九月七日	小倉四郎兵衛ヨリ寺師等へ 会津若松城攻撃ノ現状報告	五三
二七六	明治元年九月十四日	海江田彦之丞ヨリ大久保一藏へ 東北ノ戦況	五三

一五二	明治元年九月十五日夜	白尾幸宏ヨリ久光公へノ呈詩	揖宿多良浦月夜眺望	五三〇
一五三	明治元年九月廿三日	大久保一蔵ヨリ蓑田伝兵衛へ	東北ノ戦況及車駕御東行ノ件	五三三
一五三	明治元年九月	薩藩医臣柳田友広ノ漢洋医術ニ付「方宜鎖言」及「行囊燼余」		五三七
一五四	明治元年(?)十月六日	小松帯刀ヨリ大久保一蔵へ	京都ニテ	六〇三
一五五	明治元年十一月十八日夜	青森山田市之充ヨリ木戸野村へ	箱館攻撃ニ付軍艦差廻依頼ノ件	六〇三
一五六	明治元年(?)十一月廿八日	相良遠江守ヨリ島津久光公へ	寒中見舞	六〇四
一五七	明治元年十二月初旬	島義勇ヨリ三条実美へ?	車駕京都還幸ニ付	六〇五
一五八	明治元年十二月初旬	朝廷へノ建白		六〇五
一五九	明治元年(?)年十二月廿四日	大山綱良ヨリ伊地知壮之丞へ		六〇六
一六〇	明治元年十二月廿九日	岩倉具視ヨリ小松帯刀伊地知壮之丞へ	朝廷ノ薩藩信頼	六〇七
一六一	明治元年(?)十二月	井上備前守ヨリ霧島神社祭儀復古ノ上書		六〇八
一六二	明治元年(?)	外交ニ関スル勅語		六〇九
一六三	明治元年(?)	明治戊辰役死傷者数扣		六一一
一六四	明治元年以降	徳川家回復ニ付探索書	慶喜ノ帰順ト其後ノ謹慎等	六一一
一六五	明治二年(?)正月八日	大久保一蔵ヨリ小松帯刀へ	大隈ノ件并越後兵隊差繰ノ件	六一六
一六六	明治二年(?)正月九日	島津伊勢ヨリ桂右衛門へ	西郷、伊地知正治等ト会谈ノ件	六一七
一六七	明治二年(?)正月十一日	小松帯刀ヨリ大久保一蔵へ	ホートキェン雇入ノ件	六一七

一八〇	明治二年正月	薩長土肥四藩主ヨリ版籍奉還ノ上表……………	一八〇
一八〇	明治二年正月下旬	薩長土肥ニ倣ヒ諸藩主版籍奉還願……………	一八〇
一八一	明治二年二月二日	久光公ヘノ宸翰……………	一八一
一八一	明治二年二月二日	三条実美卿ヨリ久光公ヘノ書翰……………	一八一
一八二	明治二年二月二日	伊達伊予守ヨリ島津久光公ヘ 戊辰役之戦功ニ就而……………	一八二
一八三	明治二年二月五日	長岡左京亮殿ヨリ島津大隅守殿ヘ 賜暇帰国ヲ告ゲ隣藩親睦ノ誼ヲ求ム……………	一八三
一八三	明治二年二月七日	岩倉大納言ヨリ島津中将ヘ 久光公ノ上京ヲ促ス……………	一八三
一八四	明治二年二月	勅書……………	一八四
一八五	明治二年二月十六日	久光公上京召命御請書……………	一八五
一八六	明治二年二月	伊地知正治ノ陸海軍備意見……………	一八六
一八七	明治二年三月六日	久光公毛利中将ト連署上表 廟堂人材登庸ノ件……………	一八七
一八八	明治二年三月六日	久光公従三位参議兼左近衛権中将宣下……………	一八八
一八九	明治二年三月七日	山階宮晃親王ヨリ島津中将殿ヘ 車駕東幸、晃親王御出仕ノ件……………	一八九
一九〇	明治二年三月七日	車駕京都御発輦御東幸御日程……………	一九〇
一九一	明治二年三月	久光公ヘ御沙汰書……………	一九一
一九三	明治二年(?)四月五日	陸奥陽之助ヨリ小松帯刀ヘ……………	一九三
一九三	明治二年(?)四月十四日	岩倉具視卿書翰 忠義公東上ノ件……………	一九三
一九四	明治二年四月廿六日	細川右京大夫ヨリ島津大隅守殿ヘ 賜暇帰国ヲ報シ今後ノ懇親ヲ求ム……………	一九四

一八五	明治二年(?)四月廿七日	岩倉卿ト英公使「パークス」トノ応接 賈金問題	一八五
一八六	明治二年四月廿八日	長岡左京亮ヨリ島津大隅守殿へ 隣藩親睦ノ誼ヲ求ム	一八六
〇一八七	明治二年四月廿九日	奥平操一ヨリ小松帶刀へ	一八七
一八八	明治二年五月八日	岩倉具視正親町三条実愛兩卿ヨリ島津大隅守へ 久光公の上京を促す	一八八
一八九	明治二年(?)五月二日	中川修理大夫ヨリ島津大隅守殿へ 時候御見舞	一八九
一九〇	明治二年(?)五月三日	五島飛驒守ヨリ島津久光公へ 上京ヲ報ス	一九〇
一九一	明治二年(?)五月廿日	中川修理大夫ヨリ島津久光公へ 時候見舞	一九一
一九二	明治二年(?)五月	久光公達書 藩政改革ニ付	一九二
一九三	明治二年五月以降	布治婦一郎旧稿三篇 明治二年五月「擬荒政一策」 明治二年六月「上松平民部卿書」 明治五年十一月「審勢策」	一九三
一九四	明治二年五月ヨリ 同 五年三月ニ至ル	教部省布告重要記事	一九四
一九五	明治二年六月	無名氏ノ「擬荒政」外二篇	一九五
〇一八六	明治二年六月	久光公從二位權大納言宣下	一九六
〇一八七	明治二年六月	久光忠義二公官位昇進賞典禄十万石下賜	一九七
一八九	明治二年八月九日	小松帶刀(觀瀾)ヨリ大久保利通へ 京都ニテ病氣療養ノ件	一九八
同	八月十日		一九八
〇一九〇	明治二年八月	忠義公賞典禄半額返還ノ許可	一九九
一八四	明治二年九月八日	中川從四位ヨリ島津大隅守殿へ 九州諸藩合体ノ議	二〇〇

〇八四	明治二年九月廿四日	西郷ヨリ大久保へ 岩倉勅使下向	六五〇
一八三	明治二年九月廿六日	詔書	六五〇
一八三	明治二年九月	忠義公ヨリ蝦夷地開拓辞任ノ建言	六五〇
一八四	明治二年十月	斎藤貞蔵ヨリ集議院へノ建白 聖主御薫陶ノ件	六五一
一八五	明治二年(?)十一月十一日	小松帯刀ヨリ大久保利通へ 小松病氣療養御暇ノ件	六五九
一八六	明治二年十一月廿一日	川上親厚ノ人命救助記 救蘇助伝	六六〇
一八七	明治二年十一月廿二日	斉彬公贈位ノ御沙汰書	六六一
一八八	明治二年十一月廿四日	鮫島尚信書翰(宛名不明) 鹿児島藩賞典返上ノ件	六六三
一八九	明治二年十一月廿八日	久光公ヨリ岩倉右府へノ書翰草案 久光公上京謝辞ノ件	六六三
一八〇	明治二年十一月	久光公令達内務局規定	六六二
〇八五	明治二年十一月	久光忠義二公ニ対シ賞典禄及官位返還不許可	六六三
〇八三	明治二年十二月十四日	大久保一蔵ヨリ桂右衛門へ 孝明天皇御祭典	六六三
一八三	明治二年十二月廿三日	小松帯刀ヨリ大久保参議へ 大阪ニ於テ会见	六六三
一八四	明治二年(?)	藩制改革其他ノ件(筆者不明)	六六四
一八五	明治二年(?)	藩政改革ニ付西郷隆盛?ノ建言	六六五
一八六	明治二年(?)	後藤象二郎ヨリ小松帯刀へ	六六五
一八七	明治二年	藩治職制改定表 太政官改正表共	六六七

一八六	明治二年	大政官金札融通ノ件	前半欠ク	六六九
一八五	明治二年	国は確立ニ付建言(氏名不明)	六六八
一八四	明治二年	原診策(筆者不明)	封建郡県ヲ論ス	六七一
一八一	明治三年(?)正月二日	山階宮晃親王ヨリ島津從二位公へ	年賀状、短刀札状	六六二
一八三	明治三年正月八日	小松帯刀ヨリ大久保利通へ	大久保鹿兒島行ノ際大阪ニテ会见	六六三
○一八三	明治三年(?)正月十二日	□□貞助ヨリ小松帯刀ノ病氣見舞	六六四
一八四	明治三年(?)正月廿三日	溝口從四位ヨリ島津久光公へ	藩政改革ノ件	六六四
一八五	明治三年正月及二月	長州ニ於ケル諸隊騷擾一件	六六五
一八六	明治三年二月	薩士河野残夢ノ朝廷へノ上書	東京ハ皇都ノ地ニ非ス	六六二
一八七	明治三年二月(?)	横山正太郎依願退職ノ件	六六六
一八六	明治三年(?)四月廿九日	岩倉具視書翰(宛名不明)	藩制取調一帖写ノ件	六六七
一八六	明治三年四月(?)	耶蘇教徒四千余人中二百余人薩藩へ御預ケノ朝議	六六七
一八七	明治三年(?)五月廿日	大山格之助ヨリ仁礼新左衛門へ	六六七
一八七	明治三年(?)五月廿八日	大木喬任ヨリ岩倉大納言へ	六六八
一八三	明治三年六月廿三日	広沢真臣ヨリ大久保、副島、佐々木へ	参議辭任ノ件	六六八
一八三	明治三年七月廿日	普仏戦争情報	六六九
一八四	明治三年八月十三日	野村彦四郎ヨリ久光公へノ上書	横山安武慰靈ノ件	七〇三

一八五	明治三年八月廿二日	向井新兵衛ノ北海道開拓建白	七〇四
一八六	明治三年八月	藩制改革ニ付上申書(無名氏)	七〇四
一八七	明治三年十月廿三日	黒田清隆ヨリ樺太産物ヲ贈ルノ書(宛名不明)	七〇八
一八八	明治三年(?)十一月朔日	奈良原幸五郎ヨリ伊地知壯之丞へ 任職拜命ノ件	七〇八
一八九	明治三年十二月朔日	九鬼隆都ノ尊王攘夷「鄙衷録」	七二八

一書 徳川慶喜ヨリ朝廷へノ征長謝罪状

(前欠)

聞召、此程賜

御暇、不日発途可仕奉存候処、大樹病体追々差重候趣、

諸藩一統伝聞仕候故歟、九州筋俄ニ及解兵候趣、兼而為

指揮出陣罷在候小笠原^(長行)老岐守儀茂引弘、帰坂可仕段申越

候、私儀征正之大任固より行届不申候故、御断申上候処、

目前急務、御国家御安危之境と奉存候ニ付、其旨を不量、

一身ニ引受勉勵仕候心得御座候処、前段之事情ニ立至り、

諸藩引退候上は、兼而言上仕候通、薄力非才之私、此上

諸藩之指揮所詮無覚束、尚又於諸藩茂、兼而之御趣意御

座候折柄、俄ニ解兵仕候は、必定夫々之見積茂可有御座、

就而は此場ニ於而急速諸藩呼集、銘々見込も得と承届、

筋々利害得失論定之上、天下公論之決着を以進退仕度奉

存候、私儀是迄格別之御寵恩を以而厚蒙

御沙汰、出陣ニ臨ミ、今更右様之儀言上仕候而

朝廷へ奉対、実ニ恐懼千万奉存候得共、此上御大事を誤

候而は恐入候ニ付、至情難黙止言上仕候、此段寛大之

思召を以而、^(衷)微衰之程宜敷御沙汰ニ被及下候様奉願候、

前件之次第、畢竟諸事不行届より差起候儀、私ニ於而奉

恐入候、依之罪を

闕下ニ奉待候、誠恐誠懼頓首謹言、

八月

慶喜

文書原寸 縦一六・三釐 横四四・二釐

一書 芸州敵島ニ於ケル勝安房守ト広沢兵介井上

聞多トノ応接書

(表紙) 丙寅九月二日

勝安房守於芸州敵島応接書」

勝安房守応接概略

九月二日巳ノ刻、各名 大願寺宮島社坊に至る、芸藩

植田乙次郎・長田権助誘引応接席江出懸候処、^(勝海舟)安房守

单身ニ而次之間ニ出迎へ、直様応接席江対座、

彼

僕久敷幽居致し、当六月御用召ニ而大坂罷出候処、海軍世話方被仰付、且薩州幕長之間江種々不利を醸候付、何と坎処置致候様との事ニ候得共、元来幕府其術を不^(慶喜)失候得は、格別薩州を憂るにも不及義ニ付、一日一橋侯江謁し、実ニ長州不討してハ不相叶儀ニ候得は、ケ様諸藩之力を不^(慶喜)候とも、私江軍艦四五艘御貸被仰付候ハ、馬関ハ暫時ニ打破り可申と申上候処、橋侯御一笑ニ而、又々勝が持前之大言坎と之御事ニ而、空敷打過候、実ハ御藩杯ハ旧議多ク候故所詮嫌疑を受居、段々建言致候事等も不被行、遂ニ大樹公御大故ニ相成、軍艦ニ而御遺骸護送之命を蒙候故、東帰之上は最早退隱と相決候処、今般橋侯徳川家御相統ニ相成、余程御奮発御一新被成度、就而は長州江罷下り御誠実之御旨趣申演候様被仰付、御辞退も致見候得共、頃日は皆人長州を豺狼之如く思ひ参り候者無之故、乍不肖奉命致し、単身山口表江罷出候心得ニ而、自然も出先之諸兵ニ捕囚被致候而も、御旨意丈は是^(非)悲貫徹致度相考候事

ニ有之候、

我

今般御下向之由承之、定而卓然之高論可被為在奉存候処、御誠実之御示諭可被仰聞旨難有次第ニ御座候、

彼

橋侯御内存ハ何分かゝる形勢ニ相成候而は、実に不相濟事ニ付、此余ハ関西諸侯を大坂江相招き、衆議決定之上公平至当之処ニ可被為出との思召ニ付、此段馬計申入候様との事ニ御座候、

我

今日之勢を成候事一朝一夕之事ニ無之事申迄も無之、橋侯多年

天朝幕府之間ニ被為立、御尽力之御事ニ候得は、今日之事不被知召道理ハ無之、然ニ一旦ニして斯思召候ハ如何之御次第ニ御座候哉、

朝廷より被仰出候事共ニ御座候哉、

彼

此度之儀は橋侯御意内より生し候事ニ而、

朝廷ニも御伺被為成候事ニ候、実ハ橋侯におゐては此

迄之次第御本意ニハ無之候得共、無抛御従ひ被成候場も有之、今日ニ而は疾く御一新被成度思召ニ候、

我

橋侯御本旨ニ無之候得は、何と欵其今日に不相成已前御所置振も可有之哉ニも被相考候、且其主謀は誰人ニ出候事ニ御座候哉、

彼

橋侯屢嫌疑を被為蒙、且御微力ニ而御心ニ不被任時と推移ニ成候事多く有之、先六日之事ハ専ら会津并小笠原^(長行)老岐守当りニ而出来候様ニは候得共、是と申も悉く其所為と申ニ而茂無之、本意勢之来ると申者は不思議なるものニ御座候、

我

然は橋侯ニは來議ニ從而可討と申候得は討ち、可和と申候得は和候思召ニ御座候哉、

彼

左様ニ而は無之、橋侯御意内ニは先御確定は有之候得共、衆議御採用被成度思召候、就而は僕山口表迄罷出候も、此後御処置相頭候迄は人質ニも相成居候心得ニ

罷在候、

我

大抵旨は希ひ趣選仕候は無之常情ニ候間、此度諸藩とても橋侯御方向に従つて乃ち方向相定候事は可有之、左も無之諸藩各見込を申上候事ニ御座候而、橋侯ニは御確定之処も無之、偏ニ衆議を被為待候事共ニ御座候得は、此後如何御変換有之も難測、然は御誠寬之御示諭も今日ニ而は伺兼候、

彼

決而列藩異論有之間敷、既ニ肥後藩杯も京詰之者ハ御討入を勸メ候得共、国許ニは議論相違候、僕旧議之者^{名前忘}上京致候処、京邸之者拒て不入折柄、小倉表軍^{れ申候}

勢引揚ケ候段国許より披知有之、漸安心致候由相認候

間、^(鍋島開)叟公も五抜台龍軍艦式艘ヲ以て馬関口を受合候杯

被申候由之処、此節ニ而は久留米・柳川杯江使者被立、

迎も此形勢出兵は不相成と被申越候由、此迄之幕府も

幕府ニ而諸侯も大凡ハ知れ候ものニ候、橋侯ニは屹度

御一新之御積ハ僕儘ニ伺居候、いつれ

天朝より御沙汰も可被仰出、其節ハ御藩ニおひても御解兵可被致事と相考候、

我

固より御言葉を疑候ニは無御座候得共、是迄幕府幕府(俗)朝暮御変換之御事而已故、頑固愚直之國習実ニ冷齋を

吹之心地ニ罷居、尾州惣督・三監察松平伯州之如き深(徳川慶勝)
(本庄常勝)

く拜任せられ候も、御帰之上は御不都合而已出来仕り、

其御当人之御心にも不任候事と被察、此余は何も御実

効之処を以而、頑固之耳目を一変被仰付候程ニ無御座

候而は、乍恐一紙之御沙汰書位ニ而は人情安堵仕兼候、

彼

僕迎も是迄嫌疑を蒙候身ニ而、幕府実ニ其交換無之事

は難保候得共、今日橋候御意内ニ而は此涯余程御手を

被付候思召ニ被伺候、

我

橋候御手を被付候御次第は、是迄之処如何ニも御不条

理と被思召候而之御事ニ御座候哉、

彼

如何にも御不条理と思召候故ニ御座候、

我

御不条理と思召候得は、暫も御猶予不被為成、即日公

平至当之処を以而、天下耳目一新仕候様被為在度事ニ

被存候、然るを衆議被聞召候事ニは御座候得共、列藩

上坂仕候得は、(弊)敵藩士民共ニ於而は只管御軍勢御催促

とのミ外見を以而疑惑を重ね、解兵は差置出先ニ於而

如何之變動を生候も難計候、

彼

各申さるゝ如く悉く思ふ様ニは不参ものニ而候、其辺

は御重役并出先之衆如何様共説得尽力可被致、是ハ僕

之所存ニ候得共、先当地抔も近日御解兵ニ而可然と存

候、其節は御藩も国境内江御引揚ケニ而可有之、雲

州口とても決而御進入ハ被致間敷推察候、

我

敵藩士民ニ於而は

闕下迄罷出候様ニ御座候得共、此度御示諭と承り、且

御大故之時ニ付、是悲進(非)ミ候と申訳ニは無之候得共、

元来昨年御進発より引続キ大島一氣ニ相成候而より今

日ニ至り候事ニ候得は、当境御解兵とても御根拠之大

坂御解兵有之候迄は、人数引揚候と申訳ニは参兼候、

彼

橋侯はより御一新之思召ニ付、此後何年大坂御滞城哉も不相分、然は各方思るゝ様御一人御居城も不相成は勿論ニ而、御守衛人数も入候、且此時ヲ幸ひ兵力振興致度全く御藩ニ備候訳ニは無之、此処は能々御領会被下度候、

我

固より御人数悉く御引私と申事ニは無御座、前ニ申如く御進発以来之御手続ニ付、判然其名目等も被改候而、是迄之御不条理を被糺、正邪黜陟賞罰之御実効相頭候様御処置被仰付度、然は如何ニ頑固之土民とても氷解不仕儀は無御座候、

彼

橋侯之処ニ而は前ニ申如ク候得共、実ニ是迄之幕府故万々一も変態無之は僕も請合かたく候得共、今日承候廉々委細橋侯江可申上、併御趣意通ニ悉く行れ候と否とは、是亦予メ難期候得共、僕帰坂之上当地御軍勢御

繰上ケニも相成候事有之候ハ、決而御進軍丈ケハ不

被下御事と存候、

我

進軍は仕間敷候得共、黜陟賞罰之所急々御奉行有之度、不然是又候如何之形勢を生候哉難計奉存候、

彼

僕帰坂委細申上候ハ、孰れとか御処置可有之、就而は再ひ僕江参候様可被仰付哉ニも被察候、大抵ハ別人ニ讓候心得ニ候得共、不得候故候得は僕罷越ニ而可有之、併罷越幕府ニおひて又々変換致候得は、僕決而再ひ不参候、此後之応接は新湊・三田尻両所ニ被成下候様相願候、

我

承知仕候、両啓共急披申付置可申候、

九月二日

應接 (真臣)

広沢兵介

井上聞多 (筆)

冊子原寸 縦二五釐 横一七釐 九枚

一葉 海江田武次ヨリ久光公へノ上書

久光公ノ神速上京ヲ請フ

(包紙ウツ書)
「上」

ノ
「」

卑賤之私奉恐入候得共謹奉言上候、
今般

朝命を以御召ニ付、被遊 御上京候而茂御断に相成候而
茂、極々御大事之御場合、天下存亡之御時節に御座候、
然処去月廿九日拜謁被仰付候節、

朝廷之御内情奉言上置候通、

(先親王) (忠愍) (美德) (重徳) (盛名)
常陸宮・近衛様・正親町様・大原卿・中御門其外二十人

之堂上方格別之御忠誠ヨリ、正邪分明之姿に稍立至り申

候、素ヨリ 御前御一人を一向御依頼御待遠に被 思召

候故、神速御上京被遊 御尽力候者は、機会におひてハ

(慶喜)
十分之御事と奉存候、一橋様之御内心如何之奸謀有之候

欵も難計、成否前以難決訳にハ御座候得共、尹宮・二条

(朝彦親王)(齊敬)

様と雖モ御辞職御伺中にて、御參

内茂不被為在、奸計尽すへきの道茂之しく御座候得は、
如何成邪智奸悪成一橋とて茂魚之水を離れたるの心持に
可有御座候得は、天然

皇国之正策是ヨリ万国に耀之時機ならん欵と奉存候、万
一御召御断相成候御都合に茂成行候者は、正義之 宮・
堂上方燈を消して暗夜を渉らせられ候御心持にて、

朝廷ハ夫限り之御事と奉存候、此上ハ御明断を以 御進
退之 御沙汰謹テ奉持候のミに御座候、右奉言上候迄茂
無御座、返々奉恐入候得共、国を憂る之余り、無抛奉言
上候、誠恐謹白、

寅
九月五日

海江田武次
信義



文書原寸 縦 一八〇 包紙原寸 縦 二八〇
横 一四三・七 横 四〇・三

「三書」 松平春嶽公ヨリ島津久光公へ

長州再征ノ結末ヲ告ケテ入京ヲ促ス

(包紙ウツ書②)
「一ツ」

(包紙ウツ書①)
「島津大隅守様

親披 慶永

(朱「藏」)

九月六日封

從京都

(封紙ウツ書)
「親展」

一 翰啓上仕候、秋冷次第増加之処、先以

皇上益御機嫌能彼為入、御同意重疊奉恐悅候、扱は天下

之形勢益不可為ニ至り、望洋浩歎弊邑ニ罷在候処、去

ル五月末幕府より長防之模様ニ寄り、御動座の場合ニ

も可至ニ付、御用之品も有之候間、登坂可致旨降 命

有之、將松閣より家来之者迄右御用之品は、

御動座後 華城留守之御内意之旨内諭有之、指急キ不

及登坂訳ニは有之候得共、元來長州御再征之義は御名

義も不明ニ付、反正之御趣意是迄も度々及迷議候事茂
有之候処、況ヤ

御動座被相成候而は不容易御次第、天下之動乱とも可
相成ニ付、留守之奉 命は扱置、何分

御動座之儀御諫止申上度と存込、登坂之積ニ候得共、
方今天下之時務橋公御同心無之候而は可被行様も無之

ニ付、先ツ橋公へ御相談之上ニ而登坂之心得ニ而、六
月廿五日国許出立、廿九日京着直様橋公へ参調、存込

之趣及御相談候処、当分
御動座之御沙汰ハ有之間敷御運ひ之由故、強而及心配

間敷との御挨拶ニ付、猶長防之御見込相伺候処、騎虎
之勢ニ而御止難被成趣ニ而、御同意ニ相成兼候ニ付、

当今之形勢と相成候而は猶更御名義正大ニ而、公平之
御処置ならては

朝幕之御失体天下之惑乱ニも可相成条々、舌頭筆尖及ふ
文ケは頻ニ御弁論申上候得共、兎角御採用相成兼候内

大樹公御重病

御大漸之御連ひニ付、徳川家之御継続は云々之次第有

之候得共、此義は漸く橋公之御承統ニ相決候処、

將軍職之儀は御請無之御決心にて、御辞退之儀

朝廷へも御内達有之候得共、征長之義は更ニ思召止りも

無之ニ付、

將軍職も実は空位之折柄、御名義益紛乱之訳故、論弁

も切迫を極候得共、更ニ行届不申、遂ニ

朝命を以て御名代御追討之事ニ相成、親敷

繪言をも御蒙り、節刀

天盃迄も御拜賜にて、御発向も十二日と御決定、殆と挽

回之地は無之候得共、橋公御在 京之限りは不尽言候

而は

朝幕へ対し忠義之道も相立不申義故、御反正之義必至を

極め建言ニ及候得共、最早不可及事と相成候故、兼々

其心構も御座候而、橋公御発程ニ相成候へ、病ニ托し

国元江引取候心得にて、支度も調へ置候所、豈料らん

ヤ、十一日ニ至り小倉表戦争之次第、肥後始解兵唐閣不笠原

長行 崎行等消息相達し、橋公之御心算も総而違却と相成、

彼剛情之角も折れ候欤、初而御自反之御説と相成、十

二日御発向も御延引、小生輩も被召呼建言之条々も御

相談と相成、指向キ御大喪御発表、引続

朝命を以喪中弛兵之義被

仰出、有名諸侯被召呼、大政之所帰公議を以

(付紙) 一將軍職之儀は先達而

御内意有之節より御固辞、御下坂後も華城御在住ハ

無之、御城代屋敷ニ御住居、御帰 京相成候而も条

城へハ御入無之、是迄之橋邸御住居、細節ニ至つて

ハ小嫌も有之哉ニ候得共、右ハ御辞職之形迹尤明著

なる処ニ御さ候」

聖断を仰き、今後之

御国是并長防之御処置等も惣而咨謀之公論を被付度との

被思召立、則十六日御参

内にて、長州征伐之

勅諭も御蒙り、

天盃・節刀迄被賜、重々御恐入被成候得共、最早御征討

ハ難被成候間、休兵之儀被

仰出被下候様御託御願ニ相成候所、夫々被

聞召、弥今日

朝命を以被為召候様相成候儀、実ニ天下之大幸無此上、

如斯大好機会に

皇国万安之御定策御国是不相立候而は、決而再期ハ有之

間敷と被存候間、

賢兄ニも従来御契約之通り速ニ御上 京御座候而、何

分ニも

皇国之御為万固不拔之御基本相立候様御尽力之儀所仰冀

ニ御座候、則容堂(山内)・宇和島(伊達)・長良等(細川護美)へも同様申越候事

ニ候、何卒一日も早く御登程之義、為

皇国呉々奉希候、先は各申上度如斯ニ御座候、恐惶頓首、

九月七日

大藏大輔

大隅守様

玉案下

二白、秋涼別而御自重為

皇国奉專祈候、次ニ小生無異、乍憚御省念專希候、

已上、

文書原寸 縦一六・六種

横 四四七種

包紙原寸 縦一五・三種
横三一・五種

二枚

一書 京都紀州邸門内へノ投書

徳川慶喜ノ野心陰謀ニ就テ

寅九月十日夜五半時通用門投書

徳川家

恩願之臣

紀伊様

御留守居衆中

以切紙致啓上候、益御精勤珍重奉存候、然は別紙一通

左之御方々江呈上仕候間、厚御判議被為遂、速ニ御大

挙之御催有之候様、伏而奉願候、尤諸家様御留守居中

江御取扱奉願候段、宜御披露被成下候様仕候事、以上、

九月

上包合羽紙、張紙上ニ謹上と書、中包美濃紙折掛ケニ

して謹上ト認め、

松平(容休)肥後守様

松平(定安)出羽守様

松平(慶徳)三河守様

松平(定政)越中守様

井伊(直憲)掃部頭様

戸田七之丞様

稲葉(正邦)長門守様
美濃守欽

一謹而奉歎願候、(徳川慶喜)一橋中納言殿儀、昨春以来征長之拳を

機会として、自己之威名を天下ニ立ん為、時宜を不弁
妄ニ討伐之儀を主張し、御幼弱之

(徳川家茂)先公方様を欺罔致、強而百里之遠路御進発を奉促、大
坂表迄御入ニ相成候処、一橋中納言ニは曖昧踟躕進討
之決議無之、数月を送り候内、

先公方様ニは日夜御心痛被遊、終ニ御鬱疾被為発候而
薨御被為至候、臣子之心情唯々痛腸悲泣セざらん哉、

畢竟刃を不用と申迄ニ而、実々奉弑ニも同様之儀ニ御

座候、元來征夷之御職任ニ相立兵馬之大權を掌握致さ

んと見巧候而、兼而は一橋之宿謀ニ而、則安政千年

(徳川家定)温恭院様薨去之節も全く一橋実は御医師宝仙院ニ申付

献毒為致奉弑候事ニ而、弑逆之罪は不一度義ニ而、誅

罪難遁候、乍去其節は奸謀之義不被行候段、御順統相

当之(紀伊殿)紀伊殿を以御相統ニ相成候付、一橋之心中失望無

限、常々

先公方様を奉害自立致んと相謀候得共其機会を得ス打
過候処、幸長防之一条差起り候付、

先公方様を箭玉鋒鏑之危地奉陷入、窃ニ其薨去を希居
候儀と奉推察候、松平肥後守(容休)ニも無抛其説ニ致同意周

旋被致候得共、其本意とも不相見候、一橋近来ニ至而
先公方様御遺命之趣ニ申成、三千余人之精兵を以長防
二州を可討杯(本マ)虚唱作言を以人を欺き、

天朝よりも節刀迄拜授致出陣之運(本マ)ひニ至り候上は、如
何様之難苦をも不顧速ニ進撃討平之功を不奉

奏候でハ不相濟次第ニ御座候処、僅ニ紀伊殿始メ諸軍勢両三度之敗北を聞て狼狽惶遽頓ニ前言を交シ

神宮様(マ)以来二百余年、征夷府之大権を以御制服被遊来

御基業、一朝ニして解職固辞ニ至リ、且自ら従来之奸

跡を掩ひ、天下之人望取ン為悔悟謝罪之表を上リ、已

ニ独罪を免んと事を計リ、後栄を極ん地を設ケ置候奸

計狡算ニ御座候、誠ニ不忠不義之極りと可申事ニ御座

候、此似ニ而打過候ハ、征夷府之大権類廢衰機再度

不可與後本マニ至リ可申、終ニは江城も荒原と相成果、

御宗室之御祭祀も御断絶相成候は鏡ニ掛て見る如く御

座候、実ニ

東照宮奉初

御列廟在天之、尊靈争か御憤怒可不被為在哉、私共微

録之小臣と申共、三百年來之御厚恩を奉蒙候身分、君

家御危敗を座視傍觀可致義は決而無之、況哉一橋頭指

ヲ仰キ驅使奔走其辱を受ルニ不忍哉、就而は私共兵馬

之力も貧敷、大事を奉ニ促シ不申義ニは御座候得共、

大義ニおゐては不得止次第、自今旬日を不出して江戸表江駆下リ、尾張前大納言源同公(全同、徳川茂徳)を奉戴仕候、御連枝・

御家門・御譜代方・御旗本は八万之士を糾合戮力大拳

西上一橋之邸館撃入、其肉を屠り候而首級を遂、函ニ

して東歸仕、

日光御廟前奉献奠、聊

御列廟之、尊靈を奉慰度、就而は、徳川家之御基業を

興復相成可申、是小臣等之至願ニ御座候、小臣すら猶

如此相心得候ニ、別して御連枝大臣之御方々は、一橋

之奸計御心外ニ被為思召は勿論之儀奉恐推候間、伏而

願候ニは、遍々本マ之微衷を御憐察被成下、兵馬を被為勞

御応援被成下候様仕度奉願候、猶此節関白様(二条齊敬) 嘉陽宮(朝彦親王)

様

朝廷ニ於而御誅罪被遊、御辞職ニも可相成次第、全く

不被得止御情実も可被為在候得共、畢竟一橋之反復政

議より起り候事にて、誠ニ恐入候次第奉存候、一橋所

業上は

朝廷之御大政を誤り、御不徳之名を奉為負、中ハ

関白様 嘉陽宮様并松平肥後守殿ヲ始メ格別為國家御
尽力被為在候、且

徳川家をも深く御愛顧被成下之御方々を罪ニ奉陷、下
ハ

徳川家不拔之業緒を廢滅致、一己之利栄を図候段、罪
惡天地ニ貫キ盈人候得は、可誅義ニ御座候、依而前段
之通り義兵を挙、罪を天下ニ鳴し、逆賊一橋を誅伐仕
度、忠憤赤心を以泣血奉哀願候、以上、

九月

徳川家

恩願之臣等

別啓奉申上候

本文之義御披見之上、御家人・御譜代は勿論、其外大
名衆ニ而も徳川家之存亡を被憂候方々江は、御順達被
成下厚御糾合速ニ御大挙被成下候様與々も奉願上候、
已上、

九月

文書原寸 縦一五・七釐 横三七〇釐

一五九 英国難破船乗組殘員救助ニ対スル薩侯ヘノ

感謝狀

「シークロス」船の破壊、死亡二十人薩摩大守の称す
へき所致、

昨日長崎在住の女王殿下の領事官より外国役所まで急便
あり、不列顛の「シークロス」船「アブルデン」所屬セ
る者種子島南西の海岸ニ而全く覆没し、二十人の溺死、
生残る三人の誓書を其役々より贈れり、其文に曰ふ、

去ぬる六月廿二日上海の続き「シイドニイ」を出帆セシ
に、凡そ緯六度南方に至る頃までハ強き快風たりしに、
其後風漸く微かになり風屢転し、七月十二日北方江緯十
二度に於て、頭檣・大檣の頂を打ち折りたり、八月八日
木曜日に至りて晴雨儀大に降り、辰巳より狂風吹き起り
浪大に高し、西より北江二分の一に航しけるに、昼後四
時に至りて風愈々烈し頭檣・大檣の二層帆と頭檣の下の

張綱の帆とを捲き付け、取楫に風を受けてまぎりに、其夜間風愈々益し、烈しく夜太た暗く電閃き雨瀉し、晴雨儀二十九度三十度熒煌帆桁に飛び廻れり、九日金曜日昼前凡そ一時四分五に於て風下の方の地方より呼ぶ声にて氣を引き立られ、臥牀より起きあかり、船主茂同時に登り来りて甲板上に倒れたり○船は進まず覆らんとしてハ又立ち直り、面楫へまきらんとせしに暗礁に触れしかとも之を超へ過きたり、次にハ船側岩に衝き中り、電の光にて之を見るに、其高さ凡そ五丈はかりにして四方滑かなり、船出没して櫓不残打ち折り、遂に覆り、其甲板岩に衝り微塵に砕けて失せたり、始め岩に触れし時より全く砕けしまで殆ど五分時、予ハ材木に縁りすかり、凡そ一時の四分の三水中にあり、東白みの時分まで他の島にとり着かんとせしに、地方に近き五ツの小島の横りたる其一島江着きたり、我々共の船を砕きし其岩ハ凡そ半里はかり、全く一材の救にて其地方に着き得たり、陸に上れハ日本の人忽ち己か小舟を出して「ソマス・ギューマ

ー」を見出し、又他の一島に「ジョージ・ブラウヌ」を見出したり、憫ましいかな、不残傷れ又ハ割けて相終てたり、生残る三人の者ハ襯衣一枚、股引一ツのみ、是茂其地の人々海辺に撥ひ我々共に与へたり、土曜日に至り海辺にて「ジョシフ・マクナメラ」の死骸を見出し、昼後に之を葬りしかハ、其地の人々我々共のために墓を掘りて与へたり、日曜日の昼後に至りて海大に静まりたり、乃て日本の役人衆船を砕きし岩又ハ他の島々に予を連れ行きしに、其岩の周りには破れた船の一片もなし、然かし其諸島の風線の湾々に櫓又ハ材木の打ち砕けし片々あり、又四五丈の高き岩間に少しハ插まりたり、三日の間其村に滞留せしかとも、もはや死骸一ツも海辺に漂す、十二日には日本舟に打ち乗り浜辺つたいに他の村江至り、其村より小馬に乗り其島をよこきり、彼方カッパの一邑に着きたり、其地の堂に棲ひ八月廿九日月曜日まで滞留し、其日二艘の日本舟にて其地を出て立ちて、薩摩大守の城下なる鹿児島指して三日目に爰に着き、九月十日火

曜日に薩摩大守に属せる日本の蒸氣船に打ち乗りて鹿兒島を去り、長崎指して行きけるに、十二日に長崎に着きたり、薩摩大守の深切ハ衣服其外我々共欲する所ハ何にても不残給したまわりて、其費ハ皆大守、而して長崎領事官まで送り届けし時までハ常に警固の人百人も付られ、何れの地に行ととも、其人々我々共に付き添ひて、其變ハ深切に我々其国に在りし間の殷勤丁寧の仕方いつまでも忘れず、夫故薩摩の大守まで厚き礼を致さずんハ非ざる也、

第二の佐ヌク

「シコンド・メート」名 役 「フレテレッキ・テ

ーロル」七芸の下等「ソマス・ギューマー」

千八百六十六年九月十五日

長崎にて不列顛女王殿下の領事官役所に於て予カ

前にて告白すキツンゲル 女王殿下の領事官「マルキュス・

フローウルス」〔印〕

文書原寸 縦五・三種 横三六・三種 一枚

一五〇 豊後森藩士ノ申出

日田代官窪田治部右衛門暴政ノ件

御出船涯承知仕候森藩大島精甫・樋口鶴太郎兩人翌日私方江参申出候趣左之通、

一 肥田御代官窪田治部右衛門只管熊本江相詰、肥田有金等都而取集熊本江相送り、其他種々暴政を行候処より、自然農商沸騰いたし、既ニ百姓一揆相醸候時機相成候儀ハ御聞取相成候通ニ而、窪田ニ而も薄々其非勢を知り、激烈之有志輩ハ殆召捕候内情ニも立至り、隣藩之有志輩追々伝聞頻ニ齒切憤発、既ニ事は破候勢相迫り、樋口・大島兩人も碌々難然止、内実は馬関江差越、小田村宗太郎江相付談判いたし候由御座候処、同人之返答ニ、九州之儀は都而薩州江御依頼申度国論ニ付、薩州江談呉候様との趣ニ而、早々高崎江出掛候事之由、一 肥田農商及隣藩之有志輩當時着眼いたし候趣意は、有志之兵を集窪田を殺し肥田江籠城いたし度策略ニ而、各憤発いたし居候由御座候得共、既ニ長征之諸藩も開

兵相成、最早機会を失し候儀故、熊本・久留米・柳川等より不日ニ押寄候へハ、武器・兵器は不相整儀ニ、三四月は逆も相保申間敷候付、其時分薩長より隠ニ援助いたし呉候様との歎願ニ御座候得共、方今之形勢ニ而ハ無名之援兵も難差出趣相答、何分ニも卒尔ニ事を破申間敷、精々弁解仕候儀ニ御座候、

一 窪田万々一其勢を推し激烈有志輩召捕候策を立、熊本より別段守衛ニ而も相付候様成立候而ハ、尔来肥田は不謂して熊本之有属と成、森及其他之小諸侯ニ至る迄、皆熊本之輩下ニ属候儀は勿論ニ候、薩長之指揮を受候儀は兼而渴望之訳ニ候得共、今形ニ而ハ自然熊本の指揮を受候外有之間敷、慷慨激烈之有志輩只々不堪齒切由、当時之勢ニ而は大島・樋口兩人之尽力ニ而沈し候儀も不相成勢ひ切迫之由御座候間、御国許より御内使を以森及隣藩江御周旋被下、無謀卒尔之暴発不致様早々御沈撫被下度類之赤願ニ御座候、

一 肥田ニも比日農兵を起候策相立居候由ニ而幸之儀、此

機会ニ乘し可然人才を撰ひ農兵中之魁首と成し、勉て衆望を取り、彼之農兵をして我之兵備となし候策、肝要なるへく申聞申候処、至極同意ニ而折角其人を探索すへしとの趣ニ御座候、跡更承候処、高崎之医生同志之岡田生雲と申仁、既ニ同様之義論相立折角苦心中之由、当時天下の形勢此末弥衰態ニ趣き候儀ハ顯然之事ニ奉存候間、天与之機会御座候付、彼等之渴望ニ応し可然人才壹兩人之間早々御内々被差遣、肥田及隣藩之小名を懐し、隠ニは此節之一挙を補助いたし、衆望御取込相成居候得は追々時勢立至り候節、容易御手相伸可申御儀ニ而、我より可求機会と奉存候間、早々御策略相立候様極要之事ニ奉存候、

一 大島・樋口兩人儀、陽ニは亡名之姿ニ御座候得共、内(通傳)実ハ久留米侯の内命を奉し周旋いたし候由、同人等趣意書及隣藩之有志輩姓名書差出申候間入御覽候、

一 高崎ニも段々同心合力之有志輩有之候由、先般築柴大平山之参謀たりし斉藤左次右衛門と申仁、当時小島何

某と改名、当所江潜居いたし候を引出し魁首となし、

戸田大和守様(忠至)

齊藤ニも大島・樋口兩人と共ニ肥田方江差越候筈、私

高家(信丸)
中条左衛門督様

方にも参り同人の義論も承候処、卒尔ニ事を不破様此

京都町奉行(忠愍)
大久保主膳正殿(齊敬)

節ハ精々尽力いたし候含之由、先峰ニ進ミ死を不顧の

輩ハ多御座候得共、深謀を懐き壯士を御する之人物甚

右三人江板倉閣老談合解兵論密々被相計、
二条公江(勝幹)

乏相聞得、成否を不論事を破候儀、只々掛念ニ被致申

被仰上候へ共、去ル四日之朝議ニ而事ならず、乍併

候間、何分ニも急速御所置相付候処、緊要ニ奉存候、

越老公幸御在京ニ付同公江頻ニ談込、老公素より右之

一同人等事切迫ニ相成、依時機直様御国許へ罷出御直訴

御所存故橋府江屢御直参且御封中ニ而も被仰遣候得共、

申上候時機相成候儀も難計候間、伝書もらひ度頻ニ歎

四日已前ハ一点も御請付無之、然処小倉表之變遷細川

願申出申候付、尊公様江相当一札相認相渡置申候、

家始藩々悉解兵を聞、初而真説相聞へ愕然歎息、橋も

右草稿之まゝ申上越候事、

頻ニ解兵之義論ニ伏し、越老公之御出を被願、段々御

寅九月廿一日

深切之義論を不肯儀を大悔、偏ニ尽力を御頼、弥解兵

文書原寸 縦一四・五釐 横三〇釐

之論定ニ到り、去ル十四日 条公江参 殿御託被仰上、

二六 内田仲之助ヨリ在藩ノ重役へ

漸々御納得罷成、夫より 賀陽宮江同断御上り説込、

王政復古ノ朝議前提ノ件

会・桑より何様申上候而も、決而御請付不被下との事

(端裏書) 二二

迄被仰上、翌々十六日再 朝議と罷成、其荒増 山階(先親)

毛
宮より承知仕候形行左之通、

一十六日例之 宮公卿方武辺より

橋府・板倉侯参 内、小御書江出御、 公卿御列座、

橋被召出候処、此内之議論且小倉表変を引キ候始抹を

申上、徳川氏実ニ統御之道を失し諸侯命ニ不従、大ニ

人望を放失し候故、譬 朝命を以令し候ともヶ様ニ瓦

解仕候上ハ、外ニ可施道無御座、依而 大樹喪を発解

兵被 仰出、左候而有名之侯伯を被召、天下之公論を

以討不可討之論を定メ申度、長征而已ニあらず、是迄

幕府失体之罪を奉謝、已来天下之心を以侯伯ともく

尽衆議政体を變革仕度、依而前日之非を改政し今日之

變論ニ仕候儀を御許容可被下旨、九拜頓首して被相願

候由之処、表通之儀欵、

二条公より

朝廷を欺キ、且乍不肖も闕白以下之職掌を愚陋し、

朝憲を不憚甚以不得其意とやう之御論返之処、一々御

尤之御儀深恐縮仕候、乍併右申上候通天下之人心相放

令命を不用、譬て申ならハ去ル七日之暴風も同然、風

前迄ハ人家草木実盛大ニ候得共、風後ニ相成候而ハ前

日ニ引替たる有様同前之次第ニ而、実ニ愕然之仕合ニ

付、變遷不仕候而は所置難仕、無拠前日之論を改而歎

願仕候旨小児を欺く如く弁解、板倉よりも伝奏衆御取

次ヲ以、橋より奉願候通 御許容被成下候様類ニ奉願

とふく、御許容之御決定ニ相成候由、

一 大樹公喪十九日ニ発候へハ、三日は

朝廷も廢議被為在候由、左候而跡目相統ニ而徳川中納

言と被称候事之由、

一去ル十四日橋府江会・桑君侯を招キ、一橋より被仰候

は、各方と俱ニ天下之御為を尽候処、悉反して却而御

不為と相成、実以心外之仕合、然処小倉表之變を聞、

迎も此末之所置見留付兼候処より、無拠解兵之儀 太

樹公依喪願替之方江決定いたし候、右ニ付両侯之処当

分通ニ而ハ決而不都合之訳ニ立到り可申は案中ニ付、

御沙汰無之内ニ各職を辞し帰国被相願候方可然哉之旨

ニ付、両侯答、我々共儀更ニ異儀無之候得共、家来共江混と周旋為致候上之儀ニ候得は、得と申聞何分可申上との事ニ而御退出之由、実ニ人面獸心とやいはん、尤苦業を俱ニするの器ニあらず、虎狼之所為可惡之甚敷人ニ御座候、

一桑侯は不平之者兩三輩を国許へ被遣候処、一番異論なく直様より橋府江も御越有之由、会侯ハ君臣共甚憤激、乍去君侯之処兼而家中之周旋過キ〳〵御掛念も為有之由ニ付、左程ニハ無之由ニ候得共、公用人刃之処案外之儀ニ付大ニ沸騰いたし候由ニ候、十四五日方夜分賀陽宮江説込、断然

勅命を以 橋之発途御催促を計たるよし候得共、事ならず、十八日朝会侯橋府江御越被成度之処一人も御供可致と申者無之、無致方御止メニ相成候風聞類ニ賀・条公江周旋方罷成様ニ歎訴仕候聞得御座候、是以迎も詮立候ましく候、

賀陽宮之御胸中御察可被下候、先日村山下総参 殿

御前江罷出候処、橋之愚陋ニハ困り物ニ候、詰りハおれか首も切られるてあらふと被 仰候由、余程御心配と相見得申候、隠計を被成候儀ハ御自身もおあきらめ之御事も被伺申候、御一笑可被下候、

一十八日橋府榎本亭造・原市之進より呼出有之、水罷出候処、同席梅沢孫太郎今日より尊藩并肥後・肥前侯江（細川慶順）（鍋島茂光）為御使被遣候蒸氣船無之故、早より佐賀関江渡海、肥後・肥前江参、出崎之上尊藩江ハ海路より参上可致、何辺都合向相頼候との事故、其趣ハ別段以首尾書御家老衆江申上置候、御案内とハ存候得共、一橋御用人ハ布衣以上ニ御座候、御会釈向にも相抱儀故為念申上置候、原・梅沢事ハ御存通之奸臣ニ御座候、有川嘉兵衛ハ関東江此初方被差返転役之由御座候、是三説御座候、一説ハ私欲、一説ハ原・梅沢か鷹侯、一説ハ過日一橋与力石橋と申ものゝ娘美人之聞得有之、右を妾ニ被召抱候付、今少し早く有之候得はよろしく、只今ケ様之形勢ニ立致り不宜、今少し御見合被成候方可然、

時節之儀は私共可申上候付、暫時御辛抱可被成旨申上候処、大ニ憤怒散々吒ニ逢、ケ様之暗君ニ仕居候而ハいか様之儀可有之も難計といふものニ付、自ら辞したとも申風評御座候、私欲鷹侯之方相違有之ましく、梅沢・原か奸御見合ニも可相成哉と存被申上候、随分此使なとハ上手之仕掛と思召ての事欵と察候得共、却而穴カ見得おかしく御座候、

一 御召之諸侯 肥後 肥前 阿波 土佐 因 備 芸

宇和島 此御方、九藩と申事之由、

一 勝房州長江行説得被命、梅沢同日出立ニ御座候、^(船池)

一 將軍職を辞候儀実ニ好機會欵と奉存候、此機を失候而ハ再有之ましく、天之あたへニ御座候間、断然と御許容ニ相成、有名之侯伯五六藩ニ御委任、王制ニ被為復度候得共、御尽力なくてハ迎も被行申ましく、深御賢計希所ニ御座候、譬徳川ニなるとも 橋之大奸智を退ケ挫禿不申候而ハ、諺ニ^(橋) 千之野ニ放候も同然、迎も只今奸策を以、一端之名を求候十分之四も後々ハ

行ひ申ましく、御賢計可被下候、弥御召ニ応し諸侯来朝あらせられ候ハ、断然之御決策迄ハ御見居之上御上京被為 在候様念願奉存候、再ヒケ様之御場合ハ有之ましく、ケ様之世体ニ罷成候而ハ、いつれ 王制ニ罷成賢公方被仰談、卒尔之五奉行と申様之事ニ罷成、其外参政等之儀も夫々諸侯方より被仰付候ハ、変革格別難事之趣ニハ有之ましく、実ニ橋之大奸可惡之甚敷ものニ御座候、到茲ハ会之頑愚弥以ぬりを上ケ御笑察可被下候、

一 十七日 御前より御退座、八景之間ニ而賀 条御咄、

侯伯御召之儀ハ幕より取計可然、また諸侯を京地江会候而ハ、跡之居り六ヶ敷との当座御咄哉ニ 山階宮被仰聞候間、余りおかしく

皇国は 朝廷之御物ニ候哉、幕江御宛行切ニ候哉と御尋申上候処、

宮茂御笑ニ御座候、何様申上候而も御願申上候儀無御座候間、少々暴論も申上置候、

宮ハ能御弁ヘ之哉ニ被伺候、正親町三条卿は先日より

(実受)

御所旁ニ而御引入ニ付、直様形行とも申上置候、実ニ此度ハ

此宮卿之御正義感心至極ニ御座候、十六日ニハ一橋於禁中混誤ニ而色々口ニ任せ上手申上たる由、宮被仰聞候、

一一橋八日御暇參 内ニハ奉拜

龍顔、不容易

勅書相下り、剩御剣迄も拝領、尤四日之議論成敗利鈍ニ不抱之申立ニ候処、忽變し解兵ニ転し候始末、鉄面皮之最且其上俱ニ計候会・桑を放すの心根、実ニ人間之所為ニ無御座候、彼か存意を遂候様ニ而ハ屹と不相濟儀歎と奉存候、能々御工夫可被下候、

一賀陽宮・二条公辺之処は諸侯御召之儀は是非幕よりとの思召之由候得共、其通ニ而は迎も被応候諸侯ハ有之ましく、詰る所

朝廷より 御沙汰ニ罷成可申哉、其位之儀ニ而ハ御上

京相成候而も格別詮立候儀も到来仕ましく、勿論 朝廷ニ為差御人傑不被為在候付、稍ともすれば名分条理を御踏違ヘ之儀も不少候付、此末迎も到而御頼少キ御事ニ御座候、乍去茲は実ニ再あるヘからざるの機会ニ御座候付、弥

朝廷より御召と申筋ニ罷成、諸侯も御上京と申様ニ罷成候ハ、是非御尽力被為在候様有御座度哉と奉存事ニ御座候、いつれ追々見当之所も被仰越候而可有之哉と奉存候、

一会甚沸騰橋の奸を押ヘ不申候而は、兵力を以也とも尽さるゝ丈ハ尽し、東下もいたし度趣意之哉之風聞承申候、あの位之儀ニ而ハ、迎も決策ハ到而無心元儀と存候儀ニ御座候、

大樹公廿日卯之上刻 薨去之御届ニ相及、諸藩江も御触流、昨廿一日御座候、一橋は十九日ニ乗切ニ而未明下坂、越老公ハ二十日之又々御同様ニ御座候、長征大樹公依喪解、是丈ハ 朝廷より被 仰出候御賦り承

申候、乍併諸侯御召之儀茂約りハ

朝廷より被 仰出候半、追々形勢事情おのつから爰元より御問合相成可申候、まっ今日迄之形行私承及候大意丈申上候間、乱筆御推読可被成下候、外ニ段々浮説流言も御座候得共、皆とるニたらざる儀ニ御座候事、

文書原寸 縦一六種 横一九二種

三三三 大久保一蔵ヨリ西郷吉之助へ

久光公ノ上京ニ関シ京師ノ形勢報告

御両殿様益御機嫌克被為遊御座、恐悅御同慶奉存候、
扱爰元形勢岩下家より委曲御承達之筈、其后格別相変（分平）候義も無御座候得共、何分先月十六日、橋府参

内ニ而、公論ヲ以開兵等之義言上之趣意、今日ニいたり候而は益表裏之事共有之候、第一ニハ去ル十日比より、原市之進より除服出仕、且前將軍同様之御取扱之義

御沙汰相成度、 殿下へハ勿論、処々奔走等いたし候

件も有之、実ニ可惡之次第御座候、

一大蔵大輔様ニハ、頃日愈以御不平ニ而候由、勿論何も（松平慶永）

御相談と申様なる事ハ鳥渡も無之、去ル十四日ニ御招之故、橋亭江御出、内実ハ御書取を以幕府ヲ以本体を御改、其事跡ヲ顯シ、諸藩来会を御待受相成度と之大意ニ而、御差出被成候得共、尤と返詞有之位之由、近來除服出仕等之事、内々周旋いたし候次第も有之、愈

御憤懣之御様子、青山内話ニ而候、一向

中将公（島津久光） 御上京のミを御待之由、

一殿・尹御辭職、其后（朝彦親王）

御沙汰なしニ而、御引入ニ御座候 （晃親王） 山階宮等より頻ニ

当職

御参之事御進相成候処、尹宮と共に 御出職ならハ、御請可被成候得共、尹宮を置キ、御一人御請相成候得は、何共於義も難被為濟、是迄同服同論ニ而御尽力被為在候事ニ而、尹宮江罪有而 殿下ニ罪なしと申 訳無之候間、一時ハ 宮も御参之上、改而御引入之処

ハ如何様共可然と之御論ニ而、山階宮 (近衛忠房) 内府公御談

次不致様、此通

合ニ而、諸藩来会、関白出職迄ハ国事無大小御止と申
処欵、亦 殿・尹共一時御参ニ而、改而 尹宮ハ御引

歎慮も御居り被為在候得は、別而難有義、屹度御動搖
無之処專要之旨、再三御きめ置相成候由、然処同十八
日別紙之通、両役より回達之御書面相廻、内府公・

入相成、可然之御論ニ而御相談も拜承いたし候付、既

山階宮御存知不被為在事故、直様両役御招呼

ニ原等前条之周旋も有之事候得は、殿・尹御出職被

御尋問被為在候処、殿下より両役御招呼、国事無大

為在候得は、必御迫り申上、亦此上ニ如何様之御失体

小御止ニ而ハ、廢

被為在候も難凶、左候へハ諸藩も弥動キ不申、尤一時

朝同様ニ而、仮令ハ諸藩四ヶ月交代或ハ諸藩家老

と申ても 尹宮 御参被為在候而ハ、天下人心ニ大関

天氣同等之事難被差置訊候間、小事ハ被

係仕旁利害判然たる事故、諸藩来会迄何事も不被

聞食候様無之候而は相濟ましく、しかし小事も大事ニ

聞食と申処ニ御治定相居候得は、万全之御良策ニ御座

關係いたし候事柄も有之候得は、左様之事件ハ、来会

候段申上置、終ニ御別紙之通御連署ニ而 御建白被為

之上御決議可相成と之趣ニ而

在、尚

御沙汰相成、可然と之御趣意故、御尤之御儀と相心得

御参之上

則

御直奏相成候処、殊之外克御都合ニ而、言上之通被為

奏聞ニ及候処、成程尤之義と被

聞食と之御事候由、尚除服出仕等之事も御決議不相成

聞食候次第ニ而、早速

筋御治定ニ而、議伝へも

内府公なと江不申上事ハ如何ニも恐入候得共、前条通

内府公 山階宮より幕府より如何様御迫り申上候共取

内府公なと江不申上事ハ如何ニも恐入候得共、前条通

之形行ニ而取扱候次第と御返詞申上候由、原なと矢張二条家江ハ參 殿周旋いたし候筋ニ相見得、油断相成不申候得共、前条通御治定ニ付而は、大事之事件ハ決而動キ申間鋪と奉存候、原なと内策を以將軍御推任之事を諸藩を説込、諸藩より尽力為致候賦と相見得申候、既ニ十藩計會議いたし、段々議論も有之、川越藩之者推任之説ヲ主張いたしたる由候得共、（重慶）因門脇及説破、其策も被行兼候姿ニ御座候、畢竟原より根拠いたしたる訳と被察申候、委曲ハ武（梅江田武也）二江申含置候、

一良公子上京、如何様之事件申立候也、橋府江も一兩度御出相成候由、趣意柄尤分兼申候、御召ニ就而之上京に無之、直様出立相成、重而上京と申事之由、柳川十時撰津咄にハ、自国之一件も有之、且形勢一覽旁之趣意ニ而上京相成候由承申候、將軍職之義、頻ニ引進め相成候と申説も有之、

陽明家江參 殿之節も一橋之処旁案居候処、只今ニ而はよほと御振はまりも出来、大慶之次第と藤井江咄有（良節）

之由、此節御帰国懸、宇和島御国なと江御出相成御合候間、序も有之候ハ、申越呉候様御伝言も承申候、定而扶幕之説にハ相違有御座間鋪被察申候、十時より長岡監物之人体承候得は、よほと器量も有之筋ニ被聞（是答）、全一人之力ヲ以国論も一定いたし候由、別而御国江依頼之由ニ御座候間、此節上京にハ監物随従ニ而上京相成候ハ、至極宜鋪候半と奉存候間、御賢考可被下候、

一岩下家御着にも相成、最早御進退も御決定之筈奉察候、前条之次第相成居、殊に來会迄国事も不被為議、諸藩を御待受と申御治定相成候得は、早々国元江も蒸艦を以申越候趣をも申上置候、日数を経候得は弥相変候事無疑、尤橋着服茂来月十日迄ニ可有之、自ら參

内いたし候得は、殿・尹之出仕尽力いたし候にハ相違無御座候、殿・尹之出仕相運候得は、將軍推任ハ愈被相行、左候得は何も水泡と相成候事ニ御座候、御上京御決定被為在候ハ、一日ニ而も速ニ

御上京之処、万々奉伏冀候、就右不容易事候得共、此節

御召之御文面ニ而は、決議之趣中納言より言上いたし候様と之御事ニ候得ハ、甚諸藩氣受ニも相抱候事ハ差知、尤御召之詮も無之事と奉存候、於国元も

御召之御趣意柄ニ基キ、尽力之賦ニ而は決而上京は仕間鋪、しかし何分危急切迫之今日ニ相当り、不堪傍觀上京仕候訳ニ可相成、就而は依時宜而は御振はまりを以、

御奏聞被成下候義可被為調也之趣、

内府公 山階宮江極内々御伺申上候処、其節ニ相成候而は如何様共無御変心御周旋可被成と之趣拝承仕候、為御心得此段も申上候、

右概略之形行申上候、尚委曲は武二より御聞取可被下候、以上、

九月廿三日

大久保一藏

西郷吉之助様

本文良公子帰国懸、宇和島并ニ御国元江御立寄之事、

序も有之候ハ、御国元江申越具候様御伝言、藤井

より承居候処、其后承候ヘハ、取止相成たる由、一

説も承申候、右通御伝言迄有之たる事候得ハ、御取

止相成候ハ、其段引合も可有之事と心得候ヘ共、

何たる義も無御座候、追而承候ま、此段申上候、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第二八七号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・六種 横四三五・五種

二五三 大久保一藏ヨリ伊地知壮之丞ヘ

久光公上京ノ件

(端書、朱)

二丙寅九月廿四日 大久保一

弥以御安康今月廿日御乗船之御都合ニ候半と奉拝賀候、

過日は御細翰被下候処、御返詞も不申上、背本懐候次第、

御高免可被下候、施米一条も岩公御談合被下候由、尚御

上京ニも相成候得ハ、何れ 御趣意も可被為

在候、御金談一条も御考通相運候半、無此上義ト奉大慶
候、扱爰元形光ハ武（海江田信義）二より御聞取被下候半、幕之奸策油
断不相成候へ共、大略御治定も被為在、先々大事之事件
ハ於

朝廷も御動揺被為在間鋪候得共、橋着服も来月十日迄之
由候得は、若参

内ニも相成候へハ、殿・尹御出仕等尚亦尽力いたし候
ニハ相違無御座御義ト苦心仕候、頃日殊ニ喋々之人氣ニ
相成 御召之諸藩も段々御断、且御猶予等願出相成候由、
因・備・土藩も同様之由御座候、別紙御召一条ニ付此内
橋より言上之書面、今日落手仕候間貴兄迄差上候、於御
国元御差出可被下候、先月十六日橋参 内ニ付解兵之義
言上之趣意追々事実相違之姿ニ而、只今ニいたり而ハ諸
藩御召も追討之策ヲ議ント欲るか、追討ハ非なるを知ら
尚其可否を論し而至当之处置をせんと欲るか、両様之趣
意燦然たらざるやうニ暗まし候模様も相見得申候、別紙
之趣ニ而も其機被察申候、就而ハ段々諸藩も疑惑ヲ生候

向ニ御座候、固より追討之御趣意ハ不動ものニ而、御召
と申訳ニ候得ハ、是迄諸藩ニおひても長征之可否ハ夫々
建白相成候得は、其趣意ハ明白なる事ニ御座候得は、平
ニ尋常之着眼ニ而ハ右辺之筋ヲ立、傍觀するより上策ハ
有之ましく候所、何分

皇国之事此機ヲ失候而ハ不可救之時宜ニ立至るハ不論す
して明也、内外始終自他形勢分上ニ通徹して大事ヲ深憂
いたし、定見上より申候得ハ、中々片時も難捨置時機ニ
御座候半ト愚慮仕候、這裏之件々ハ中々難尽筆頭大略此
内御断とお申上候半、兄ニも粗時体も御一覽之事候故克
ニ御洞察被下、何卒早目御上京之处、万々御周旋所仰御
座候、越老公も与程之御配慮と被窺、偏ニ
隅公之 御駕ヲ待給ふのミと承申候、堂上辺も薩一藩出
候事ハ御よろしと申御気味合

朝廷モ薩か上京するといふものニ而可成ニ御踏答ヘニ相
成居候御都合ニ而、勿論有志之議論ハ是のミ目的ト被察
申候、幕内情紛々之次第ハ委曲御聞及之筈と奉存候、

○良公子上京趣意一向相分兼申候、迎も格別之高識ハ被

為在ましくと相考申候、此内柳藩十時(撰巻)ニ逢候処、今形ニ

而ハ迎も不相濟、まだ切迫がたらぬ故今一層差迫り候上、

どこにか破れ出候而、始而治久之策も可相立と論し候、

先右要事申上且御答迄さまざま如此、兎角為天下御自愛

御保護專要奉祈候、頓首多罪、

九月廿四日

午後認

大久保一藏

伊地知壯之丞様

侍史

追而別紙之通七論へ調文御頼申上度、甚乍御面働宜

鋪奉頼候、

文書原寸 縦一六・三種 横二〇四・五種

一五番 柳田意哉ヨリ久光公へノ上書

公上京国是議定ノ件

(包紙ウツ書)
「覚」

臣廣味死百拜上ニ書于

主公階下ニ、窃惟 皇国之時務莫急ニ於立ニ、国是ニ、焉、

居ニ 皇国之地ニ食ニ 皇国之粟、以養ニ其父母妻子ニ者

不レ可レ不レ下奉ニ戴レ

天朝ニ、尽力ヲ於

王事ニ矣、 皇国自レ古非レ無ニ衰乱ニ焉而

百王一系未ニ曾至テ絶ニ 祚者ハ乃以レ無ニ乱臣外夷之篡ニ国

也、今海内物価騰貴、民庶匈匈不安、当ニ是之時ニ也外

有ニ夷狄之吮ニ膏血ニ焉、内亦必有ニ乱賊之覬ニ隙者ニ矣、

公侯大夫泛然不レ顧皆各惟富ニ其府庫ニ之術是レ務、是豈

為ニ臣子ニ者之情焉乎哉、蓋非レハ癡ニ則忒而已、蒙莊所

謂將ニ為ニ、肘腋探囊發匱之盜ニ而為ニ守備上者也、

主公蚤ニ有レ見ニ於此ニ東西奔ニ走於

王事ニ多歳、遂ニ与ニ橋・会・長・土預越諸侯ニ会ニ議ツ於

京師ニ、輔ニ弼ニ公卿ヲ以定ニ時事ニ、事未レ及レ成ニ而其議廢

焉、延ニ至ニ于今日ニ所ニ献言ニ、益不レ少、而不ニ尽レ用レ

者ハ荆棘塞ニ于路ニ也、臣窃ニ謂ツ、今天下之諸侯無

懷^ニ超邁之才^一者、且 大樹新^ニ堯而無^レ 嗣^一 橋辭^レ職而
招^ニ

主公^ヲ於 京師^ニ、是^レ英雄之士^ト當^ニ興起^一之好機會也、
乘^ニ此機^一丞^カ出^ニ 京師^ニ會^ニ諸侯^一及^ニ幕府^一大臣、議^ニ國
是^ニ可^レ使^下吐^ニ露^一肝胆^一叩^中竭^セ底^下、若^シ其有^ニ不^レ可^一
應^レ時^ニ論難^一不^レ可^レ使^ニ退^一有^ニ後言^一焉、衆議已^ニ定^一
以^ニ聞^一於 關^一奉^レ

勅^ニ敵^一為^ニ約束^一且^ニ請^ニ

主上^ニ以^レ不^レ得^一更^レ輕^一更^レ重^一

詔^ヲ若^シ欲^セ更^レ之、非^下再^ヒ會^ニ諸侯^一以^レ定^レ議^一而後^ニ発^ス

焉者^ト、雖^レ有^ニ違^一

勅者^一非^レ其罪^ニ國是若^シ婦^ニ其侯之論^ニ則^ニ以^ニ其侯^一立^テ

為^ニ盟主^一、盟主^ト常^ニ在^ニ 京師^一而警衛輔佐焉、小事^ハ

當^レ決^ニ于盟主^一、大事^ハ當^レ須^ニ會議^一、一國背^レ盟則^レ衆國

可^レ責^ニ其罪^一矣、立法如^レ此^一敵^シ乎、公侯不^レ能^ニ舍^レ

天朝^ヲ而逞^ニ私意^一、姦賊不^レ得^下誑^ニ公卿^一而弄^ニ國柄^一矣、

勢^ヒ已^ニ至^ニ于此^一乃^レ盟主^一以^ニ

朝命^ヲ擢^ニ拳賢良^一於 幕府諸藩之士^ト山野浮浪之民^ト、集^ニ
之^一於 輦^下授^ニ官職^一以^レ盛^ニ

朝權^ヲ、以^レ救^ニ尾大之弊^一、以^レ為^下接^ニ夷狄^一之制^一則猶未^レ可^レ
謂^レ失^ニ望^一於復古之道^一矣、臣嚮^キ以為^ニ政弊至^ニ于是^一、
極^ニ、天下不^レ可^レ得^レ而濟^一矣、而今得^レ此^ノ機會^一、是^レ天
未^レ棄^ニ是^一 國^一也、是^レ天制^ニ此^ノ機會^一以^レ俟^ニ英雄之
士^一也、此^レ

主公之素^ニ蓄積^一、臣愚^ニ區區^一愛^レ

君憂^レ 國之心誠^ニ不^レ能^ニ自^ラ禁^一、獻^ニ是^一 狂言愚計^一、

伏^テ願^フ裁^ハ、恐惶死罪頓首、

丙寅九月二十六日

柳田意哉友広上

聖察

文書原寸 縦 二五種 包紙原寸 縦 二八・八種

横 一一・五種 横 三九・三種

一五六 松方助左衛門ヨリ藩庁へノ届書

豊瑞丸鹿兒島へ帰航ノ件

喜入多門組・島津清太夫組・益満与右衛門組・伊地知壯之丞・海江田武次乗船被仰付、去ル廿五日晝七ツ時大坂川口出船、当日夕方より小雨ニ而讃州之内多渡津江碇泊、翌廿六日晝七ツ半時同所出発、同日昼時分より向風強ク芸州之内御手洗江碇泊、翌廿七日晝八ツ時出船、長州之内上之関港ニ而大山弥助^(殿)上陸、夫より無碇泊東目筋航海、今六ツ半時前之浜着船仕候、此段御届申上候、以上、

寅九月廿九日

御軍艦豊瑞丸
乗頭

松方助左衛門

文書原寸 縦一八種 横五五・八種

一五六 長州再征解兵ニ付十万石以上諸藩會議ノ件

久光公藩主ニ代リ上京ノ幕命

^(朱)
「丙寅款」

上包 手扣

防長之儀追討被 仰出、既ニ賜御暇候上は、彼是と言上可仕筋無御座候得共、何分諸藩之形勢一様ならず、從而種々之風説も相聞、甚以痛心之次第、右ニ付再三勸弁仕候処、所詮一致之刀^(太刀)ニ無之而は、国家之大事此上成し遂ケ候見据も無之、万一瓦解ニ及ヒ挽回難計事ニ落入候は、不容易儀ニ奉存候ニ付、急速諸藩呼集利害得失論定之上、尚伺

叡慮万事所置可仕決心ニ而、其段過日言上仕、委細被 聞食候儀ニ御座候得共、追々人心疑惑之折柄別段 朝命無之而は急速参集如何と懸念之向も有之、即今之事勢遅緩ニ及候は不可然相考候ニ付、何卒前願速ニ取計候様詔向

御沙汰被成下度旨、尚亦奉願候儀ニ御座候、然ル処此

朝議之上是非 朝命を以 御直ニ可被為 召哉之趣 御内意被 仰聞、右は過日言上仕候素意ニは無之候得共、從

朝廷被為 召、敢而差支之筋は無御座候、只今前文言上

仕候儀と自然御異同之 御趣意之趣諸藩伺取候は、人

心却而疑惑を開キ候程無覚束過慮仕候付、右申上候迄

は無御座候得共、是等之事情篤と 御斟酌之上宜敷御

取計被為在候様仕度奉存候事、

一拾万石以上之諸藩遍被為 召候は公平之筋ニ御座候得

共、諸藩疲弊之折柄中ニは幼若之者も御座候間、国持

并防長關係御座候有名之者共呼集候積ニ御座候、右姓

名別紙を以申上候事、

別紙

(徳川慶勝)
尾張前大納言

(徳川茂承)
紀伊中納言

(前田慶寧)
松平加賀守

右自分上京候様

(鍋島)
松平 閑叟

(山内)
松平 容堂

(宗城)
伊達伊予守

(久光)
島津 大隅守

右銘々当主可被 召之処御用筋御都合も有之候付、当

主代りとして上京候様

(慶順)
細川 越中守

右御用筋御都合も有之候ニ付

長岡良之助

同上京候様

(蜂須賀齊裕)
松平阿波守

(茂昭)
淡路守

(黒田齊博)
松平美濃守

(慶養)
下野守

(浅野長訓)
松平安芸守

(茂熟)
紀伊守

(高猷)
藤堂和泉守

(高深)
大学頭

(久松勝成)
松平隠岐守

(定昭)
式部大輔

右文字之内上京候様

松平陸奥守(伊達家邦)

松平因幡守(池田家徳)

松平参河守(慶徳備)

松平出羽守(定左)

有馬中務大輔(慶徳)

松平備前守(池田茂政)

立花飛彈守(慶寛)

右面々上京候様、自然病氣等差支候は御用筋請答出来

候重臣之内差出候様、

右之外在京之分、

松平大蔵大輔(慶水)

松平肥後守(容保)

松平越中守(定敏)

上杉式部大輔(成憲)

以上、

冊子原寸 縦二九種 横二種 五枚

一五七 諸侯会同ノ朝命ニ対スル諸藩ノ奉答其他

九月廿二日 関東江之 御贈謚

勅使 大炊御門右大将様(家信)

親王様御使冷泉中納言様(為理)

准后様御使唐橋式部大輔様、先規関東御参向ニ御座候(在光)

へとも、御時節柄ニ付江戸表参向芝所可代亭江御差向

之事、

一 九月廿三日辰刻より未刻迄之内、同断撰家方始夫々以

使者所可代江被納候事、御院号 前大樹様照徳院様ニ(徳川家茂)

も可有御座哉、和宮様御院号 静寛院様ニも候哉、

未御内々

謹而奉言上候、臣慶勝儀徳川中納言召上之趣有之、諸

藩衆儀可被 聞食候間、速ニ上京決議之趣は、中納言

を以

奏聞可仕旨被 仰出候付、速ニ上京可仕筈ニ御座候処、

先般瘧疾相煩、其後兎角全愈不仕、時候之寒暖ニ随ひ

別而不相勝、且持病之逆上眩暈時々強差発、咳血も有

之、從來肺気脆弱肝脾壅寒^(寒)、食量も相減、此節之体ニ

而は押而も上途難仕御座候付、暫ク御猶予被成下候様

仕度、此段兼而 御聞置御座候様仕度奉歎願候、誠恐

惶頓首敬白、

九月

前大納言慶勝上

今般從

徳川中納言殿言上之趣も有之、諸藩衆議可被 聞食候

間、

私 父子之内

速ニ上京仕候様被 仰出候趣、謹而奉敬承候、然ル処

私義は

兼而申上候通、近年宿痼ニ付種々療養仕候得共、追々

及老年候故哉、春來は別而碇と不仕、甚以奉恐入候得

共、迎も上京難仕、就而は

俾^(藤堂高徳) 大学頭

上京為仕申候、右御請申上候、以上、

九月十日

藤堂和泉守^(高徳)

芸地出張中格段之

御褒辭を奉蒙、至大至重之

天恩感戴之至、難有仕合奉存候、臣茂承昨夏上坂早速可

奉伺

天機之処、先年惣督被申付区々之軍議罷在候内、統而芸

地江出張仕候へ共、元來短才無慮之茂承不堪其任候ニ

付、最初達而辭退仕候へ共、切迫之時勢不得已張仕候

処、素より諸藩を指揮可仕才力無之儀ニ付、彼是徒勞

仕候内、今日之^(備)事状ニ到候段、茂承不任之故ニ可有御

座と深奉恐縮候、此度上坂仕候ニ付速ニ上 京罪を

闕下ニ可奉待候処、憂服中ニ付差扣罷在候内、早々ニ

上京可仕旨被 仰出候付而は、猶更急遽参趨可仕候処、

此節負薪之患有之座起難渋罷在候間、暫時養生仕快氣

次第上京可仕候、乍併遅延之罪を重候而は益以奉恐入

候ニ付、不取敢名代を以右之段奉言上候、臣茂承誠恐

誠惶頓首敬白、

九月

内々紀州

恐懼待罪之身を以奉言上候儀深奉恐入候へ共、慶喜此度徳川家相統被 仰出、於茂承も難有奉存候処、相統は仕候へ共、職任は達而権讓仕居候趣、当時外夷猖獗海内洵々人心不定之折柄、將軍職一日も無之候而は乍恐治乱之機ニ拘り可申と深憂慮仕候間、何分御先格通宣下被 仰出辭讓仕候共 御許允無御座様奉願度、是茂承之私情ニ無御座、天下之御為と奉存候付、鄙情を不顧此段奉言上候、潜越多罪之段 御寛容奉懇願候、臣茂承誠恐惶頓首百拜、

九月

去ル七日家来御呼出ニ而御渡相成候書付、同十一日相達拜見仕、御達之趣奉畏候、然ル処私義当五月以来時氣中ニ而相勝不申候へ共、押而出芸仕其後も兎角快方ニ無御座、其上癩鬱症相加り甚難渋仕罷在候間、可相成御儀ニ御座候へ、上京之儀暫御猶予被成下度、尤少も快相成候は急速発足上京仕度奉存候、此段御内慮奉伺候、以上、

九月十二日

松平三河守(慶徳)

今般徳川中納言殿言上之趣も有之、父子之内上京可仕旨 御沙汰之趣奉畏候、然ル私義兼而持病之疝癩ニ而相勝不申難渋仕候ニ付、同氏淡路守(録須賀茂聰)為名代上京可仕候、右御請申上候、以上、

九月

(録須賀茂聰)
阿波宰相

口達之覚

此度諸藩御召寄 御沙汰之趣承知仕候、此儀へ元より諸藩着揃之上之衆儀被

聞聞候御儀も奉存候、然ル処諸藩之内ニは遠近之差(符之)ひ

も有之候間、一統同様参着仕候訳ニは参り不申、大低凡何日迄ニと申御期限被為在候御儀ニ候へは、遠近考合も相成候得共、左様も無御座候得は私共近畿之事故、不日上京相成申候間、徒ニ曠日滞留仕候而は甚以難渋之廉も有之、且西方之儀休戦ニは相成居候得共、国柄之儀兎角懸念之筋も御座候間、旁以右辺之御模様無屹相伺申度奉存候、

右之趣国許より申付越候、此段奉伺候、以上、

(池田茂政)
松平備前守留一

九月

(前田慶寧)
一松平加賀守様当月廿七日国許御発途、来月九日上京御

届之事、

一延曆寺大会 勅使 (實生) 勤ケ由小路弁様御登山、

一井伊掃部頭様九月廿一日御上京之事、

一松平備前守様家老池田兵庫との先達より滞京、此度御

暇被下帰国之事、

一当冬三ヶ月詰御警衛、

(直克)
松平大和守様

(鏡徳)
佐竹右京大夫様

右之通被仰付候事、

但右京大夫様秋中警衛御勤候へ共、猶当十二月迄繰

越被仰付、

一松平大和守様江当冬詰被仰付候処、昨年以來御病氣ニ

付御上京難相成哉ニ付、不取敢人数引纏重役上京為致

度届之事、

冊子原寸 縦一七種 横二二三種 七枚

一五六 憂国之士ヨリ裏辻中將へノ書

罪状ヲ数へテ改心ヲ促ス

草莽之小臣等謹而

裏辻中將卿閣下ニ白ス、閣下御事、元来

朝廷良位之御方故、天下之為御尽力被為在候事と憂国之

士民拳而渴望罷在候処、近来如何被為迷候哉、

朝廷之御恢復は毫も御懸念無之、却而賊徒(一橋(会津)桑名)一・会・桑等

之逆意を御助被遊、甚敷ニ至而は

尹宮ト御同謀之上深

宮へ取入官女を御密ニ

天皇を奉欺、逆臣徳川をして永ク天下之大政を執らしめ

んとの奸謀何事そや、恐多くも

後白川天皇以來武臣之為ニ(河)

朝廷之御衰弱ニ相成候段、有人心者誰か涕泣悲歎せさら

んや、徳川ニ至り逆意日々増長し、終ニ今日ニ至り候段、

慶応二年丙寅九月

憂国之士等

実々千載返之遺憾御座候、依之英明之公卿方御憤発被遊

文書原寸 縦一八・二種 横二二・五・八種

御大政之御基本条理相立候様との御赤心より、去月晦日

御列参御建白被為在候処、閣下ニおゐて佞奸百出是を拒、

一 丑九 内田仲之助ヨリ在藩ノ重役へ

剩奸曲之賊等へ詔諛隠謀を以御妨被成候件々、天下之有

久光公ノ征長軍撤退建言ニ対スル朝議

志等拳而所知ニ御座候、実ニ天地不可容之大罪也、雲上

(編撰付等)
「内田正風書」

之御身ニ無之候得は天誅不可免候得共、飽迄被蒙

(編撰書)(朱)
「一」乙丑八月」京より名不明」

朝恩候御方ニ御座候得は、此節迄は指扣罷在候義ニ御座

御建白之手続左ニ申上候、

候、今日旁屹度御悔悟御改心

御建白ニ付去月廿九日(実意)正親町三条卿(舎意)一条公江御越御見

尹宮幕府之念ヲ絶チ、雲上方を邪道ニ引入候奸謀ハ勿論

込之次第得と被仰込候処、条公も彼是御答詰り候而、

御所勞と称し参

翌晦日

朝を被為止候様仕度奉存候、既ニ勇壯之者共憤懣堪兼甚

御前御評議ニ御決之由御座候、

敷議論も有之候付而は、奉穢御衣拳ニも至り可申は必然

一 晦日 条公御始御国事掛之 官・公卿方於

之義故、我々共暫取鎮メ置奉諫言候、若又御改心不被為

御前 条公より、此度薩より之建言不容易

在候得は、天下之御為不得止我々共右壯士等同様白刃を

皇国之大事件ニ付、各意底ニ不包存分言上可有之旨御

以、奉拜謁候外無御座候、何分ニも此段御賢慮を以御改

申述之処、満座暫時寂として御答無之処、正三卿御進

心被為在候様仕度奉言上候、頓首謹言、

出、薩之建言実以一々尤之儀、一点も間然する所無之、

勿論積年之勤

王

中將様始而御上京 (鳥津久光) 賀陽宮を御引進め、関東ニ而ハ一

橋始之幽閉を解候儀、是皆

朝廷幕府之御為を奉存候而之誠忠至誠、其後屢上京尽力、殊ニ此節之建言実以感ニ不絶、尤道理判然たる事ニ御座候間、是非御採用被遊、断然解兵之

勅命御下相成候様有御座度旨堂々と被仰述べ候処、御一人も御答之御方無之故、(近衛忠房) 内府公江御問懸相成候へ共、

如何思召被成候哉、御一言之御答も無之、おんくろつき被成候、(免親王) 山階宮ハ如何と御尋之処、尤至極之御正

論不絶感伏、乍併宮ニハ外ニ少々御異論之思召御座候、尤御説通御取用相成候得は第一等之御義論ニ候へ共、

迎も御用ニハ罷成申ましく、我愚存之趣は内実ハ大樹病死之由ニ付、近々喪を免可申、夫を名として解兵

被 仰出候ハ、可御宜旨、(利) 理害得失分明ニ御論弁相成候処、 条公も 宮之御議論初而御聞、大キニ御感心

至極御同意御座候と頻ニ御称誉、其外公卿方御同意之処、(胤侯) 広橋卿無類之勤幕家ニ而、解兵之儀は決而不御宜

哉と無憚所、正三卿江御討論、終ニ正三卿のためニ解伏らせ御閉口之処、野宮卿また夫を助て御討論相成たる由候得とも、公も広卿御同様御閉口矣

御上より解兵ハいつく迄も不宜と御沙汰被為在候由候得共、御議論中ニ而御耳ニ不徹、

正三卿初而今日ハ存分言上之格護を究罷在候とおし返し、御言葉之端々ニ右云々三度程被仰候由、右通之御

勢故ニ御議論も強く、殊ニ 山宮之御高論ニ 条公御初御同意ニ相成候処、亦々広卿是迄一・会・桑ニハ毎

も御相談相成来、殊ニ此節之儀ハ專御委任之訳ニ関ル儀ニ付御相談被仰達度との趣故、 公卿方夫ニ御同意、

其通り決定ニ相成候由、左候而亦々御上より重大之事件ニ付能々熟考可致趣被 仰出、二

日之御再評と御究相成御退座相成候由、 山宮・正三卿之御正論実ニ感心之御次第ニ御座候、

一朝議之御次第 条公より早々一橋江御通之処、腹心之

者を以御答、解兵之御議論無余義一応ハ尤之事情へ共、

夫ハ長防之事情御洞察無之故ニ候、(毛利敬親・広封)大膳父子世間之輩

ハ悉

朝幕之命令相背候心得ハ決而無之候得共、激徒且浮浪

輩之者一円承引不仕、無致方此度之次第ニ立到り候、

其証ニハ芸州口・馬関・石州口へ出兵之者、農兵穢多

之類ニ而夫を指揮する士分少々罷居候由、是ニ而国情

被察候、私駆下り不日ニ成功奏

聞可仕、尤見留なき儀ハ不仕御安心可被下旨、微細手

ニ採る様ニ被申上候との趣承得申候、荒のミ込見留之

違さう之事ニ而、御笑察可被下候、

一同二日諸公卿御参、正三卿御不参、左候而

御前江御列座之処、

御上より先日被 仰出置候通重大之事件ニ付熟考之趣

無意底可申聞との御沙汰被為 在候得共、悉御平伏而

已ニ而御答無之故ニ亦々御同様被

仰候得共御同断ニ付、賀陽宮江

御沙汰之処、私事兵事ハ更ニ心得不申故武辺江御委任

之廉も有之、殊ニ不案内之儀ニ而色々論を立候而は余

事と替候儀故議論無御座、今日迎も同様之旨御答被仰

上候由、奸智之程御偵察可被下候、(龜)扉軍之様思召ハ以

之外なる意味違坎と大ニ笑論仕申候、

御上より屢解兵之儀御不同意等被 仰出候儀は、悉

賀宮之御胸臆に出たる訳と承申候、実ニ憤懣ニ不絶奸

物、乍不屈切齒此事ニ御座候、当日ハ為差儀も無之、

弥武辺江事相談と御究候而御退出相成候由、

一同四日公武御参 内府公御不参、於禁中 山宮・正三

卿、条公江別ニ御逢、

御上之 思召 御伺之処、解兵ハいつく迄も御不同意

との御事ニ候、其外も御同様との御答故、夫程御決定

之儀今更一橋と論し候而も更ニ無詮、無用之儀と被仰

候へ共、是非御存分御論判之方可然との事故、

御前へ御揃候処、一橋より正三卿江向ひ、先日より解

兵之御論承、一応御尤之事候へ共、此儀ハ決而可行機
 会ニ無之、彼れ国境を守居候へハ兎も角も候へ共、芸
 領迄踏込、石州口ハ雲州近辺、西ハ大里江踏出居、此
 假解兵仕候而ハ弥機ニ乘し、官軍ハ勢ひ挫け

朝憲幕威も全無之、諸侯も軽んするやう罷成可申ハ自
 然之勢御座候、依而私駆下り候より外ニ道無御座候旨
 ニ付、尤御見物も可有之旨先日より之見込も申出し、
 理害得失を論候処、過日 一条公江以使申上候趣とハ口
 替り、華城之儀も撃解之論五部々ニ而候、諸藩も段々
 義論有之由見留込ハ更ニ無之、只必死之精兵五千を率
 ひ、夫も幼少老兵ハ省キ、兵器ハ自身提、大砲は悉打
 役よりおし、黒米飯を竹皮包ニして腰ニ付、此一橋も
 同様之出立ニ而手送り窓而省キ、雨掛やう之ものも不
 持戦兵器のミニ而參、大膳父子か首を得るか私か首を
 授るかの見留迄ニ御座候、いつれ之筋敵を国内江追挫
 キ其上之所持ニ不出候而ハ、此機会ニハ解兵思ひも寄
 らざる場合と、堂々と説立られ候由、山宮江も同様

之意味之由、さすか奸雄之異地程（意カ）ハ御座候へとも、初
 御所持之次第自他之黒白

皇国之御興廢真ニ患へ、生靈塗炭之苦を勸弁いたし、
 世濟之重任を以人事を被尺候ハ、天晴之大將軍と相
 仰、今一層高く考を付、此絶勇之垣内を抜、義論も相
 立度ものニ御座候、しかし余り甘くやられ候而ハ、俄
 ニ淋敷罷成可申、まつ此末か極面白之組立と罷成可申、
 御待居可被下候、左候而薩の建言不相立を憤り可申哉
 之例之臆病、首尾区々之評義有之、山宮よりは是ハ以
 之外なる御疑惑軟と存候、不容易世態傍觀ニ不絶、臣
 士之分を尽し、乱ニ入を患るもの御採用無之迎奉恨候
 而ハ、前後齟齬仕候間、只あり之まゝを被仰聞度との
 御一念ニ而、表向

勅答ハ伝 奏衆より内見、願出之分ハ罷出候ものを御
 呼付御達可被成との事ニ罷成候由、

一今日 内府公御不參 賀宮江浦（眞江御度）辻卿御呼ニ而、兵之進
 退ハ御不案内故何之御異論も無御座、いつれ武篇江御

任せ之外工夫無之と至極阿諛之御使、二日ニ 賀宮より

御上江御答被仰上候を御反古之やうなるもの由、

山宮より高崎(正座)左京江蜜々被仰聞候由、此節之御所存甚

遺憾絶言語候、山宮・正三卿より 内府公江被仰談も

御断、高崎も三度程御使ニ参上故、同人よりも頻ニ責

上ケ、是非此節へ御尽し不被下候而へ天下有志之望も

放れ可申大事之御場合故、是非御氣張被下候様申上た

る由ニ候得共、終ニ如此次第残念ニ御座候、夫故正三

卿御憤発、 条公江御独参候而御論不相決、終ニ初条之

朝儀ニ為相運訳ニ而、実ニ抜群之御正義御惑心ニ御座

候、且 山宮江被仰談置候儀も御破り、正三卿江一言

之御答だニ無之、余りといへハ御臆氣強く実ニ絶兼候

仕合御座候、 山宮還御後 内府公江高崎を以今日私

初而発言、且正三卿ニも大同少異之議論故、同じ道理

を御繰返しも如何と思召坎、亦ハ外ニ御深慮も有之何

之御論も不被為在坎と奉察居候、此末之処猶亦御熟考

皇国之御為御助言可被下旨乙名敷申せ、必ず過去候儀
を責上ルなと深御戒御遣之由、此末向へ江御立移被下
候而ハ以之外なる御事と御深慮之由、御老練丈坎と奉
存候、

一 賀宮より五日朝大久保一藏御用有之候得共、先日より

虐病(瘧カ)被相煩候故私罷出候処、

御両殿様此度之御建言、

叡感ニは被 思召候得共、難被遊 御採用、表向伝

奏より達可有之候へ共、内見も為致候儀故、前条云々

之趣とも被仰聞、自分共よりも可申聞旨御談相成候段

被仰聞候間、則 御国許へ可申上旨御答申上置候、夫

より正三卿江も参上仕候処、前条之次第細々被仰聞

候、 山宮ハ不詮立儀呼立も面働なりとて、高崎を以

形行被仰聞候、 条公江ハ(岩下方平)佐次右衛門殿御出之処云々

被仰聞、わるく存具なと十篇計同し事を被仰聞、余程後

難を御恐れ之御口氣ニ付、程能御答申置候旨承知仕候、

一一 橋徳川中納言となり、跡目相統丈ハ被致候やうニ候

処、いまた一橋を名乗罷由、 条公之御心得違ニ而為
 有之趣ニ承、 大事之事を間違とハ羶眉之事と被仰聞候、
 一橋望願ニハ御暇參 内ハ八日ニ仕、 翌九日直様発途
 仕候出芸之日賦ニ而、 大樹喪を発可申様奉願上候、
 左候ハ、 徳川跡目相統ハ御受可仕、 將軍職之儀は一切
 御断申上候、 当世体是迄之旧弊且ハ姑息之御情義を被
 思召被下候而ハ、 決而相済不申、 いつれ至公至平之
 御沙汰を以断然其任に絶たるものを御引揚、 加賀也、
 薩也、 仙台也、 諸藩也、 家族也被仰付度と細々於御前
 申上られたる由、 正三卿おれハそこニおらなんだ故不
 承候得共、 右通被申たと承候旨被仰聞候、
 一御警衛之儀薩も追々人数差登申由、 二千余も可有之、
 会も四五千位ハ御座候、 其他も彼是御座候間、 夫ニ而
 御事足可申、 華城之儀は大蔵大輔江談合、 御面会頼談
 之舎と被仰候由之処、 越之酒井十之丞 (忠通) 山宮江罷出、
 主人ハ頭より説之合ぬ事ニ付決而不請合と申居候旨相
 咄候よし伝承仕候、

一是迄建言申立候諸藩、 且事を左右ニゆつり居候藩々、
 一橋之奸雄ニ被鼓舞可申も難計、 如何罷成可申哉、 是
 ニ而真之正奸之藩頭然相分可申、 尾・宇和島・越など
 動申ましく候、

一御建言ニ付表向伝 奏衆御達ハ以別紙首尾申上置候、
 右は

御建言ニ付

朝廷御議論之御手続承知仕候假書綴候形行ニ御座候、
 決而聞洩候儀も可有御座哉、 何分遺憾之次第御座候、
 乱筆御推読可被下候事、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第二二五ノ
 一号文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・三釐 横三六・二釐

三三〇 久光公上京ノ召命
(包紙ウツ書)
 「勅書」

島津大隅守

奥掛并 唐物締横目

徳川中納言言上之趣茂有之、諸藩衆議可被

御家老座 別府壯右衛門

聞食候間、速ニ上京致し決議之趣は中納言を以可有

奏聞旨、被

書役衆

〔愚〕
〔朱〕
『小倉戦争』

仰出候事、

〔丙〕寅

九月

十月朔日

追而修理大夫可被

召之処、御用筋御都合茂有之ニ付、上京可有之候、

〔本文書ハ「鹿児島史料 忠義公史料」第四卷第二七二号

文書ノ一部ト同文ナリ）

文書原寸 縦一九・七種 包紙原寸 縦二八・八種
横五二・五種 横四〇・八種

一五七 筑前芦屋別府壯右衛門ヨリ藩庁へ

九月九日以来小倉戦況

一五七ノ一

〔包紙ウツ書〕
「御国許

筑前芦屋滞在

去月九日夜明時分河原屯集之小倉勢凡三百人位、小倉筑前口相堅メ居候長州陣屋江押寄及炮発候処、同所之儀長州方は人数茂相少ク、其上不意之儀ニ而俄ニ軍配出来兼、小倉東之方川口迄引退キ、同所橋を中ニして疊等積立、右を楯ニ取川越ニ而、朝六ツ時分より五ツ時分迄小銃を以打合、然折柄長州方は安達其外諸所陣屋より人数繰出シ且又相凶之烽火打揚候処、頓而下之関より茂追々人数押渡、小倉勢之後を取切手筈ニ而、浜辺より人数差廻シ候処、小倉勢は則筑前口之方江引取、同所門江火を掛夫形筑前境清水江出、同所より山路江掛河原之方江立去り

候由、右ニ付長州方は翌十日より河原迄責入賦ニ而、人数差向ケ候処、河原より茂城野又は蒲生と申所迄人数差出、去^(本稿)廿日比迄之間追々及戦争たる由候得共、何分河原之人数は要害之地ニ寄り、長州方は不知案内之場所ニ而、深相進ミ候而は却而味方相損シ候処より、博々敷接

筑後筑前等江は河原より追々使者差立、援兵之相談いたしたる由候得共、何方茂断相成候由、乍然肥後之儀は鉄炮玉薬其外金子等を追々河原江差統ケ相成候向ニ相聞得申候、

右通承得候間此段申上候、以上、

寅

十月朔日

筑前芦屋滞在
唐物締横目
別府壮右衛門

尤同所之儀は諸所在々迄茂陣屋を建、嚴重相堅メ居、左候而城野并蒲生或は徳力と申所辺迄は忒三拾人位ツ、始終行廻り、河原より茂同様人数差廻シ、間ニは双方より

御国許
奥掛并
御家老座
書役衆

出逢及戦争候由、乍然遠方より小銃を以打合候迄ニ而、格別烈敷戦と申程之儀は無之候由、且又小倉之儀焼残り

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第二九一号
文書ト同文ナリ)

居候武士家之分は、下之関辺より町人共召呼入札払いたし候由ニ而、追々解毀チ、材木等は下之関江差廻シ、其

文書原寸 縦 一七糎 包紙原寸 縦二五・五糎
横二六・一五糎 横 三九糎

外小倉より田之浦辺迄は当分長州預地之儀ニ付、年貢可致旨庄屋百姓共江申渡上納為致候由、且河原江は大坂より

一五七ノ二
(端裏未書)

一丙寅十二月十二日

筑前より
別府壮右衛門

り上使下向ニ而暫戦争は相止居候様申渡相成候旨取沙汰有之由候得共、実否之程は不相分候由、尤肥後肥前其外

当十月四日小倉滞陣之長州勢は勿論、下之関より茂尚又

人数押渡、川原筋(金辺)金部峠江押寄、同九日比迄之間及戦争

小倉方敗軍ニ而既ニ金部峠防戦茂危キ相成候向ニ相聞得、其段は先達而申上置候通ニ而、同十日比倉藩茂呂三郎平外老兩人位同道ニ而小倉長州陣屋は勿論、下之関江茂差越、小倉領之内企救郡丈は長州江引渡候筋を以和陸之及引合候処、段々難題ケ間敷儀共長州より申掛候趣ニ相聞得、併右は如何返答相成候哉、尤長州より茂小倉方川原陣屋江差越為及応接由候得共、巨細之儀は睨と不相分、夫形当分迄茂戦争丈は相止居候由、右ニ付金部峠辺相固メ居候小倉方島村志津磨(眞倫)之人数は勿論、小笠原近江守(眞忠)其外之人数は同十四五日比都而引取、島村之一隊は当分川原より四里位相隔南之方彦山最寄曾井田と申所江屯いたし、近江守は川原より西之方弁城と申所江宿陣相成、其余之人数は、川原は勿論近辺在々諸所江同断、左候而金部峠江は関門并番所相建、日々川原より五六拾人位ツ、差越、交代ニ而相詰、長州方之儀茂呼野辺江同断ニ而相固居、然処去ル三日比長藩小笠原巳之助・南小四郎・森

清藏と申者共隊頭と相見得、都合三百人位前条関門踏通り川原江差越、彦山参詣いたし候付差通シ可具及引合候処、右参詣之儀は倉藩より相断候由ニ而、夫形同所町家老軒寺院老ケ所借受滞留いたし、其後式拾人位ツ、追々差越、右両所江差分り同断之由、尤小銃は勿論野戦炮三挺位持越居、何そ乱妨等いたし候程之儀は無之、昼は市中ニ而調練等いたし居、左候而右次第敵中滞在之儀ニ而不意之變有之候茂難計、夜分は両三人位ツ、列立始終行廻り、余程用心之体ニ相見得居候由、尤小倉之儀は是迄度々之戦争茂敗軍而已ニ而、当分ニ相成頓と人氣茂弱り、冲茂手差等いたし候勢茂無之、稍致恐怖居候形ニ相聞得、就而は右次第故自然川原迄茂長州より被奪取候儀ニ而は有之間敷哉、何分長州之勢ヒ強大ニ相見得、右通致取沙汰候由、且又小倉之儀奥州白川江国替被仰付、(小笠原長行)唐津侯・(松平容保)会津侯ニは摂州有馬ニおゐて切腹之由、其外段々風聞之趣先達而申上置候得共、右は全虚説之由、乍去唐津侯ニは当八月比京都都立立ニ而江戸江被差越、着之上逼塞被仰

付候旨取沙汰有之由、然共是以実否之程は難計向ニ相聞得申候、

右通承得候間此段申上候、以上、

寅

十二月十二日

筑前芦屋滞在
唐物締横目
別府壯右衛門

御国許
奥掛并
御家老座
書役衆

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第三三二号
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一七種 横三四九・五種

二五七 安田轍蔵錢札配当意見書

一五七二ノ一

写

(朱)
一本文轍蔵書面は右衛門殿江松岡十太夫より寅十月十五日差

上候事

一 鑄錢第一を以拾五万兩為替元手金ニ三井方江御差入之

事、

一 第二鑄錢を以御為替方三軒江都六万兩之内先三万兩御

預置之事、

一 第三鑄立錢を以運転高元手金備用之事、

但此分御用枢機第一之事、

一 第四御当地会所備金之事、

但此内前文御為替方ニ御預ニ相成候得共、右は会所

御備金之内たるへき事、

但御為替方江は前後ニ而六万兩御渡可被成候事、

一 第五相残処を以正金トなし御宝蔵江入、

以上鑄立錢之所置、

一 御宝札半朱当百引替代凡百万兩なり、此内諸御蔵御在

合并ニ御物之外尚又紛失之分ニ而式割引凡八拾万兩な

り、現事此内外ニあるへし、

但右式拾万兩を以御為替方三軒江被相渡、右ニ而札

為替一機転之元手トするへし、

此内急用有之節は半片拾万兩丈先渡可被成事、

一引残ニ而四拾三万五千兩なり、此処金相場相違ニ付凡
式拾毫万四千九拾兩程相違する故大增札いたし、尚六
万兩程之有余を見而正百五拾万兩巴組三五法機転とな
る、疊法之糸口こゝニ始候、

一右百五拾万兩之外追札式拾万兩内外すへきや、此札は
消失札一割之内五分は浮札となる、残五分を見込ミ其
余は三五法巴組之外となる、此札は六拾九ケ月中除切
さるなり、現ニ組外之札なればなり、此矩則乱るれば
大法忽破なり、前条を理会して御触流あるへし、

札会所矩則

一御勝手方掛御用人ニ而御宝札を司ルへし、

三札奉行ト可申哉
一奉行 兩人

外ニ助役兩三人、此内より大坂札方勤番すへし、尤御

役人、

右付見聞役 三人

書役 三人

内取払兼

一金札座

勘定役 兩人

但御役人金札奉行と相唱候方宜哉、
又は頭取と相唱候哉

見聞役 兩人

書役 兩人

一銀札座

勘定役 兩人

但書同断

見聞役 兩人

書役 兩人

一錢札座

勘定役 兩人

但書同断

見聞役 兩人

書役 兩人

金札座ニ而は為登為替を主用とすへし、銀札座ニ而は

下り為替を主用とすへし、銭札座ニ而は中間ニ居ニ而
両座之媒となるなり、四民之節用は是より便利を開之
序となる、

一 御宝札通用半朱・当百御停止より中十四ヶ月之間新銭
鑄立中、御領内ニ而は正金銭引替之儀は無之、隣国等
江罷出候節無是非筋合之路用金等引替可相成事、尤他
国通用不致候而は活用不相成候付、他国より買入候商
買ニは御国産之品々商人江御渡相成、官商之儀は御取
止相成候得共、士農工之三民御当地ニ無之所用之品他
国より買入候付、三都長崎ニ而は則より御引替可相成
候、但し拾四ヶ月引寄両替致候儀ニ付、百文ニ付四文
之打料取納候処、彼之地両替方為御心付右四文ニ五割
之増を中拾四ヶ月中可被遣事、

一 御領内之諸産物都而札方江出来高相届、見聞役見聞濟
免許之上札方送り状付ニ而長崎・大坂江可差出事、
一大坂表札会所ニ而都而御国産之送り状ニ引合、海軍方
見聞役と立会札方ニ而取扱致し、商人之望ニ任せ入札

払可致候事、

但運上之儀は払直より何程と申処ニ而御取納可相成
事、

一 長崎ニ而は御付人ニ而大坂同様取扱可致候事、
一大坂表ニ而都而之札方江御差向之官物并ニ商人之荷物
之儀は、見聞役改御名代之内両三人ニ而掛役被仰付取
扱致し、諸荷物売払之儀は札会所付定問屋と申者被召
立、此者共江入札払売払方取扱被仰付候様致し、御国
商人共買入下シ荷物之儀は是迄之通問屋共江示談致し
候共、其儀は勝手次第為致度候、且又諸為登荷物入札
取扱御運上迄之儀は、札方御用聞定問屋ニ而取扱致候
儀相限り候、右様無之候而は甚姦曲之致し方御座候付
右様奉申上候、

一 大坂相場時々相達候様之於御当地ニ飛脚屋相建候様致
度候、
一 御引替前以当百銭壹枚百文通用、半朱四拾枚ニ付金壹
両替直成被

仰出度奉存候、

右之通奉申上候、以上、

十月八日

安田轍藏

文書原寸 縦一四種 横五三六種

一五七二ノ二

六貫四百文錢

一金五拾貳万五千兩

当分八貫錢と見る、金四拾貳万兩となる、

内

五拾万兩琉球通宝当百錢引替札貳万五千兩、五万兩

浮札半分ニ見込、

右は多分錢小札ニ而消失仕候故如是、

一金五拾壹万兩

内

五拾万兩半朱引替札、壹万兩は浮札五万兩之内見込、

右は金札之方消失微小ニ付如是、

八拾匁銀

一金四拾万兩

百拾匁銀ト見る、

金貳拾九万九百九兩余、此銀札三万貳千貫目、

内

拾六万兩は銅錢札引替札之賦、

拾九万兩は御用分札、

三万五千兩は関外引替札之賦、

壹万五千兩は浮札五万兩之内見込、

右は錢小札之次消失ニ及候故如是、

合百四拾三万五千兩也、

右通ニ而配当之賦ニ御座候、六万兩余見切札仕置候儀

は、深く勘考及如是仕置候次第ニ御座候、外ニ三ツ井

預り百兩札千五百枚有之候得共、右は活用暗札ニ御座

候故配当筋ニ不相成候、

一前文之所當時之相場ニ而見る百貳拾貳万九百九兩なり、

右は金壹兩代銀百拾匁之賦、金壹兩代錢八貫文之賦仕

候得共、不足貳拾壹万四千九拾壹兩なり、於爰蠱法之

金札より銀錢を喰消候処、現然仕候証拠ニ御座候、右

ニ付三札座疊法之枢機要用御備札無之様相成候付、此度私上坂之上急速左之通献上仕候、

伊地知壯之丞殿

ノ

ノ

金札拾万兩

銀札拾万兩

一五七三ノ一

錢札拾万兩

右之通三座江相備置、三相場之昇降付登高致し候札を

以、下落仕候札を買入、右下落之札を消除仕候処、則

疊法一專要ニ御座候間、是非々々此御備札は引替札外

ニ相備無之候而は不相叶儀付、急々献上仕候儀ニ御座

候、

英国船種子島にて破船いたし候付、別冊之通横浜新聞到来候也、訳書差出申候間差上申候、以上、
松岡十太夫殿
伊地知壯之丞殿
伊地知壯之丞殿
文書原寸 縦一四・五種 横三七・五種

十月十三日
汾陽次郎右衛門

松岡十太夫殿

伊地知壯之丞殿

文書原寸 縦一五種 横三二・五種

文書原寸 縦一四・五種 横三七・五種

一五七 汾陽次郎右衛門ヨリ松岡十大夫・伊地知壯

一五七三ノ二

之丞へ

横浜英字新聞訳文添

二通

英船遭難ノ件

(包紙ウツ書)

一松岡十太夫殿

汾陽次郎右衛門

貌利太尼亞国サイコローン船沈没之新聞

一サイトニーの地より上海江至る貌利太尼亞国之サイコロ

ーン船沈没して、乗組之内第二之按針官并厨人外水

手一人此三人之余は尽く溺死したるよし、長崎より其

報を得たり、

一前月九日我八月朔日之夜強風烈しく吹しきる折から、種子島近処の礁頭の船を撃着け「種子島は琉球諸島中最北の孤島にしてフアレディーメン海峡の稍南方ニ在り」未だ五分時間を過すして船は全く碎けたり、偕前々しるせし生残の三人は、意外ニ死を免れ幸にして其地の小船ニ救はれ、殊ニ人々三人之ものを大ニ憐れみ、程なく鹿児島江送られ、海軍方全権の館ニ留め置玉ひ、何事も費をいとす三人の心を慰め、殊ニ厚く歓待し玉ふ、かくて数日鹿児島へ滞留の間三人のものとも充分ニ飲食を究め、且は其処の珍奇の物杯様々に見物いたし、其後三人之者は長崎江まゐり、サイコローン船不幸の事とも物語せよとて態々送らせ給ひ、既ニ先日長崎江着しとぞ、

一サイコローン沈没して生残れる三人のものとも深く恩待を加え玉ひしこと、実ニ日本諸大名の其中ニて最教化開け、且広く仁慈を垂れ玉ふなと人々申はやしな

はこれもまた、

薩摩侯の仁徳を顕すの一快事なるへし、

冊子原寸 縦二四種

包紙原寸 縦二八・五種

横一八種 三枚

横 四二種

三毛 長岡良之助より島津久光公へ

幕府の状況及熊本藩状を報す

(包紙ウツ書)

「島津大隅守様 長岡良之助

玉案下

自 熊本

封 返翰畢

」

拙毫拝呈仕候、寒氣相催候処益御堅剛奉恭賀候、尔来久敷御無音ニ打過恐縮御海容可被下候、実は御承知之通り弊藩兎角憤発ニ至り兼候次第ニ而、可奉呈一封程之義も無御座候処、小倉表人数引揚ケ候以来は大きに都合宜敷、実戦ニ亘り候処ニ而は武備も随而変革之勢ニ相成、五大洲之時世も余程相開ケ候様罷成候条、御放懐可被下候、

扱小子も御同様梅沢孫太郎を以上京之義被仰越候ニ付、
不取敢上京仕候処、

（徳川慶喜）
黄門公ニも先帝よりは余程御着眼も相立候様ニ奉伺、幸

大蔵太輔様ニも御在京ニ付時々拜語仕、此節こそ天下と

（松平春樹）
共ニ天下を治むる之大活眼を以

黄門公・大蔵公ナド御一和御一新之御運ひ無之候而は、

天下挽回之期再不可有之と奉存候ニ付、長防も平穩之御

取扱有之度、兵庫港も宇内之形勢御洞察ニ而御処置有之

度趣等彼是申上試候処、愈以御着眼相立居候様ニ奉伺、

御同情奉恐慶候、尤幕府中之御掃除無之様ニ奉伺候間、

御御陟等一入御奮発被為在度段 大蔵公御一同申上置候

事ニ御座候、長防も近々平穩之場ニ至可申と存居申候処、

追々小倉表襲来之趣、是は相互ニ私闘と被相考申候、実

は小子愚考ニ而は、幕府中今一際御掃除無之候而は将来

之御成功甚懸念仕候事ニ御座候、最早方今之形勢ニ而は

時々御訊問一体之御着眼ニ相成居不申候而は、五大洲之

凌侮眼前之事ニ付、御隣領愈以御一体之運ひニ仕度、小

子も近来国政ニも関係仕居候事ニ付、近頃之都合ニ相成
候処ニ而は時々御文通可申上候間、御含可被下奉願候、

今般帰邑懸ニは宇和島ニ立より老公ニ拜語、大愉快之論

を究メ申候、御察可被下候、夫より直ニ南洋航海佐田岬

ニ而日没シ、甌島ニ而日出、遙ニ海門山之風勝を愛し申

候事ニ御座候、於小子は是非御城下海ニ碇泊拜語仕候心

得ニ御座候処、国事差急き候上活眼之開不申向も有之、

乍遺憾空敷航海仕候事ニ御座候、尤近日中是非尽力活眼

相開ケ申候は、御城下海ニ入船仕候心得ニ御座候、猶其

都合ニ相成候は、前以可奉呈一封候、扱今般之御沙汰ニ

而は賢兄も御出京被為在候欤、御返詞可被下候、誠ニ時

世切迫ニ相成候も因循之旧習一変士氣奮発之為ニは第一

之助と被相考申候、何とそ御城下海ニ入船仕候様之活眼

ニ相成候様尽力之心得ニ罷在候、猶一封ニ而申上候迄は

平生之御知己御含御機密奉渴仰候、過月は小子も内々出

崎家老共同道ニ而英人初出会一興ニ相成申候、猶不遠出

崎も可仕と相含申候、万事海山申上度候得とも意長紙短、

要用のミ吐露仕候、猶不日可奉献言候、出京之御吹聴も

誠ニ延引、実ニ小子之罪と御察可被下候、出京中之次第

幸陽明殿ニ而藤井良藏(良節)ニも申置、大久保一藏(近衛)ニも申通候

様良藏迄申置候条、委細是より御聞取可被下候、恐々謹

白、

十月十四日

(細川護美)
長岡良之助

島津大隅守様

玉案下

二伸、御自愛奉專祈候、近来は蒸氣舶も多分ニ御

所持之由、經濟之御手配御行届と奉恐察候、岩下

(方平)
佐次右衛門帰国後御上京之御模様御返詞奉願度、

小子心得ニも相成候間御示可被下候、何も不日可

奉申上候、

早々頓々首、

文書原寸 縦一七種

包紙原寸 縦三三種

横四〇八種

横四二種

三五 久光公ヨリ 長州公 人吉藩主へノ書翰草案

二通

両藩親睦ノ件一葉

一五七五ノ一

一輪啓上仕候、向寒之砌御座候処、御闔門御揃御堅剛可

被成御座奉恐喜候、扱小子ニも無異消光仕候間御放念奉

願候、夏以来幕兵侵入、処々御勝利之由伝聞仕奉恐賀候、

併不一方御心配之筈と奉遥察候、猶又後來御互ヒ御親睦

被通候為愚臣差出申候、縷々之心緒仕置申候間御聞取被

下度奉希候、先は右旨趣申上度如此御座候、謹言、

長

二伸、不揃之候為天下御保護專一奉存候、

一五七五ノ二

向寒之砌御座候処、御闔門御揃御勇剛奉恐喜候、然は先

日は御来賀被成下御心事拝聴大幸奉存候、併諸事不行届

之義汗顔之至奉存候、後來尚又御互ニ申談候為愚臣差出

申候、縷々之心緒託置申候間御聞取被下度奉希候、

人吉

二伸、時季御保護專一奉存候、

文書原寸 縦一七種 横五二・五種

一 三美 山階宮以下列参廿二人ノ処罰仰出

一 山階宮

此度国事掛依所劳理乍申上他出、剩止宿且從來不行跡

旁以蟄居被

仰出候事、

国事掛被止候事、

一

(中御門經之)
左大弁宰相
(重徳)
大原左衛門督

兼而門流より相達候儀も有之候処、去八月三十日其身

為官柄若輩を誘引、結党及建言候段不憚

朝憲、不敬之至、依之閉門被仰付候、

蟄居 山階宮様

遠慮閉門 正親町三条様
(美愛)

閉門 中御門様

右同 大原左衛門督様
(顯光)

差扣 北小路三位様
(保美)

右同 高野三位様
(經度)

穂波三位様
(永貼)

高倉三位様
(隆韶)

櫛笥中將様
(通致)

愛宕中將様
(雅言)

植松少將様
(保建)

高野少將様
(公静)

園池少將様
(修長)

高辻少納言様
(有任)

千種侍従様
(具綱)

岩倉侍従様
(隆平)

四条大夫様

西洞院(信受)大夫様

西四辻(公業)大夫様

愛宕(通旭)大夫様

沢主(宜種)水正様

大原左馬頭(重朝)様

岩倉(具定)大夫様

文書原寸 縦一六・五種 横八九種

二五七 桂右衛門ヨリ藩札通用ノ令達

大坂詰諸役人へノ通告

写

今般於御国許金銀錢紙札御取起相成、就而は御国元之儀紙札通用初而之儀ニ而、専安田轍蔵江被仰付、此節上坂大坂表三井方江為替取組之儀共、尚又手堅く引結候様被仰付越、其外掛見聞役等も被差出、諸事取しらへ向被仰付、右は発起之事候間大坂表御役々御趣意之程汲受兼疑惑茂難計候付、基御所帯方極々御難

洩成立、其上物価弥騰貴諸人及困苦候間、無御扱紙札通

用被仰付候次第ニ付、此上右之趣法相崩候而は最早救助

之趣法前後立行兼候訳柄ニ候間、追々札会所掛人数も可

被差出候付、夫々局々之御趣意は相守取扱之訳ニは候得

共、第一局々之無隔和睦一致ニ而御趣意致貫徹、御趣法

相建候様可心掛旨、大坂詰御役々一統江可申渡候、

十月

右衛門

文書原寸 縦一四・五種 横二二八・五種

二五八 薩藩産物官私売買改正条目

藩札流用方策ノ件

一五七八ノ一

写

一道之島下船之運賃砂糖惣高式百三四拾万斤位、
一琉球館内砂糖并諸人自物砂糖五百万斤位、
一桜島・垂水・花岡・牛根・新城・長島新製砂糖百万斤位、

式通

合八百三十拾万斤位、

一牛馬皮 一日州御手山方

一内之浦御手山方 一志布志御手山方

一茶方 一樟脳山

一藍玉方 一吉野鹿倉柞灰焼

一屋久島御手山柞灰焼

右都而御物計、

但本行之内於御当地入札払等申付候品も可有之候、

一木之実油澄方

但御用分外入札払

一硫黄島産硫黄

但書同断

右は此節御取起之金銀錢之紙札趣法建、第一大坂表為替金充分不被備候而是廻転之道被行兼、仍而運賃砂糖其外右之通札方計を以御当地ニ而時々代金相渡、於大坂等御弘立代金之儀は都而札方為替金江御入付相成候様被究置、今般安田轍蔵上坂猶亦三井方為替取組之手続右江基キ趣

法相居候様可取計候、左候而右官商外之品々は都而勝手

売買被仰付置候付、前文運賃砂糖其外於御当地札方より

代金相渡候ハ、所為替之株々は、大坂表売捌等都而夫々

法則茂建、札会所掛御役々取扱ニ而程々ニ応し運上銀等

可被仰付賦候間、右取扱方之儀共都而大坂御留守居江茂

申渡、札会所掛御役々江茂可申渡候、

十月 右衛門

文書原寸 縦一四・五櫃 横一九八櫃

一五七八ノ二

写

一牛馬皮 一日州御手山方

一内之浦御手山方 一志布志御手山方

一茶方 一樟脳山方

一吉野鹿倉柞灰焼

右は当分之御仕向通ニ而御物計、

一藍玉方

右は藍葉出產薄く、他領井上方表江被差出程之斤高無之候付当分通、

一苗代川肥前伝方

右は他国江被差出程之品柄は勿論出来高無之候付当分通、

一硫黄島産硫黄

右は当分通ニ而御用分余計は於御当地手広入札払、

一屋久島御手山

右は柞灰迄御物計、其外之品々は支配人計を以買売、

一御当地并琉球島々・屋久島産和菓種子類

一屋久島纏節之品々

右は都而勝手買売、

一高岡雜紙方

一木綿銀掛方

一敷根水車方

一穎娃水車方

一水引晒蠟方

右五ヶ所御引取、

一木之実油澄方

右は当分通ニ而御用分、余は於御当地入札払、

右は安田轍蔵江被仰付候金銀錢札通用趣法建ニ付、官商御取止無之候而は宝札廻転之働キ薄く、趣法速ニ成功無之段申出、是迄御物計被仰付置候場所勝手買売且是迄之通御物計等右之通被究置候付、尚又趣法建取しらへ申出候様右衛門殿より御口達を以被仰渡候事、

文書原寸 縦一四・五櫃 横一五七櫃

一五七 関研蔵ヨリ桂右衛門へ

欧洲ノ事情、幕府へノ答弁、英国ノ対日本策等ノ報告

〔封筒〕 英国龍動府より

嬖睡尊大人 関研蔵拜

侍史 御親披

英国万政全權領事官^{ハラミユ}バームストンと申者、今五拾日計前致病死、跡代り是迄外国事務領事官^{ミエニストル}ロスル名ニ被命

し以来、魯細亜・李瀟生・和蘭・仏蘭西へ密使を以談判せし趣ニ、日本国は人質強慢にして条約を不守、道利相論候而茂詳解する不能、今形ニ而は往々和親貿易^(易)益普く相行れ候期限無之、故に速ニ兵権を以強慢を治し道理を照し、國家を開かしむるの外所置なし、英國ニ

於ては兼而亜細亞諸州へ差出置候教捨艘之軍艦相遊居候付、此内より差向ケ及一戦、兵権を示て随意之開港を成すへし、勿論必勝無疑候付、軍用之雜費は追而日本より可相請取候間、別段出金ニ不及、又國民之惣論を不待領事館中之權を以可計御同意可給哉と云々、

一魯細亜・李瀟生之返答に、日本国と和親条約を結ぶと云へとも、未だ商民等相渡り貿易を成に不至、兵権を示して蒙昧を照し、譬へ随意之開港いたし候而茂、國家ヲ益するの功なし、御内談之趣御尤ニは候得共、御同意難致と云々、

一和蘭国之返詞は、三百年來和親旧交之國柄ニ付、譬へ条約を不守と云へとも不得止事、内情もあるへければ

兵権を挙て襲に不忍と云、

一仏国ニ而は凡魯細亜・李瀟生同様之趣に返答いたし候哉之内、於英國難黙止時機ニも相成出艦有之候節は何時も応戦可致と云々、

右各国より返答いたし候大略ニ而、其後英政府ニ而如何様之所存相懷居候哉更ニ不相分候、勿論ケ様之密談は各国政府ニ而互ニ相秘候儀ニ而、容易ニ不相洩事候処、幸にして承得候、尤此已前英國万政全權パームストンは天生穩かなる所置を相好候人物ニ而、横浜へ相勤候ミニストルアルコック帰英之節、右パームストンへ建言せし趣に、日本は兵権を以道理を不示は難開との云々申立候処、パームストン信用せず、必竟夫故アルコックは支那北京ニ遣候始末之由、然る処此節パームストン之跡に出候ロスルは兼々アルコックノ説を信用いたし居候由ニ而、速ニ各国へ密談を始し事と被察申候、且亦今亦承候へハ、鹿兒島戦争前若

薩摩より償金を不相渡節は蒸氣船を可奪と横浜ミニス

トルへ命を下候ものも右ロスル之所置する処也と云々、

〔此老枚は草稿にして念之為差上申候、表向石垣様(銳之助)より御連名ニ而御差送相成候由、

幕府より御尋問之節御答振之大略

国許家来共今般歐羅巴へ罷越候始末は、近来天下之形勢日に致動揺、御国政御決定ニ至り兼候処より追々奉

勅命、大隅守登京数々 参内被仰付折柄は、於内

裏 大樹公 市橋公(徳川慶喜)其外諸大名之御列席に罷出、御国政

向御相談も蒙 仰、服蔵不申上も反而恐入奉存候付、追

々存慮建言仕候儀ニ御座候、然る処当時御国政向重立候

ヶ条は開鎖之事件より専夷人御取扱向之儀ニ而、於幕

府は追々歐羅巴へ使節をも被差出、和蘭国ニは多人数之

学生御差出相成、時々夷情御見聞被遊候儀は勿論、長

崎・横浜・箱館等ニ而異人御取扱等ニ付、自夷情被遊

御熟知候御儀ニ御座候得共、国許之儀は是迄御国禁之儀

故家来共随意ニ航海仕候儀不罷成、長崎・横浜等ニ而異

人付逢茂不仕候ニ付而は、頭実異情ニ暗き

大隅守御国政向之奉 御相談存慮申上候節御取用被下、

万々一も其事件異情ニ難応事ニ罷成、夫より御国家之御

大患を醸出候儀共有之候而は、天下国家之御為不容易重

太之儀、甚以恐入奉存候間、是非夷情探索不仕候而不叶

時機ニ罷成、則受 御免許家来共歐羅巴へ差出度存候得

共、未開鎖之御議論さへ御決定相成兼候折柄、譬へ奉願

候而茂実御免難被仰付形勢ニ付、暫黙止罷在候得共、尚

及熟考候処 御国政向御相談之蒙 仰候儀は前件申上候

通最至太之儀ニ付、御国禁之儀ニは御座候得共、軽重勿

論難較不得止事、夷情探索之為家来共歐羅巴へ罷越候第

一ヶ条之趣意ニ御座候、次ニは軍整筋之儀は追々以 御

敵命被 仰出趣も有之、積年国力を傾け調整仕置候得共、

一昨年於鹿児島英夷と及一戦候処、些七艘之軍艦さへ老

艘も打沈め得不申儀遺憾千歳之至り、必竟は海軍之不開

と当時之軍整に拙故とも可申、夫より国中之士民激動憤

発して講学之手略を尽候得共、海軍及利機製造又は大小

砲調練之儀は專彼之長する処にして、於 我朝研究難致候付、異情探索を本意といたし、寸閑を以彼か長する処

之講学為仕候式ケ条ニ御座候、第三ニは追々海軍を開き砲台を築き、大小砲を備へ武備充実せしめ候とは日是よりうに千らにあり金之費有之、常例旧式之国力を以実充分及し兼候処より、

歐羅巴諸州ニ於て整財弁利之機械を求め、或は彼か專好する処の物産を探索して國中ニ開き、普富国強兵之礎基相立候様之趣意をも申含越候第三ケ条ニ御座候、

右三ケ条之儀は当時国家興廢ニ相関候肩焼至迫之急務にして、片時茂黙止難罷在、御国禁を破候儀は重々恐入奉存候得共、御国家之御興廢をおもひ候へハ輕重以難比不得止事、家来共歐羅巴へ罷越候始末ニ御座候間、何卒前文之趣意得と御熟評被下、寛太之御所置奉願候外無御座候、乍併 御国禁ニ相背候儀は只々奉忍入候と云々、右愚存之大略申上越候、就而は当時我朝之形勢ニ依て趣意相異候儀は勿論之御儀ニ奉存上候付、何卒御熟覽御熟評之上可然御取直被下、依時宜ハ幕府より尋問不仕内断、

然此御方より御届切之御手段も可被為在哉奉存候事、

遠行以来今ニ御模様不奉承知候得共、愈以御勇采御連勤可被成御座、恐悅至極奉存候、次ニ爰許一統無異、初中生ニも追々勉強昇達相成申候、私共ニ茂当月三日 仏国都府巴理斯より龍動府へ引取、無異罷在申候、乍恐御休念被遊可被下候、

一我朝之形勢も一向不相分穩方ニ而可在之欵、支那新聞紙上ニ横浜より各国領事官兵庫開港欵之事件ニ付、大坂辺迄出掛候哉之趣相見得、始末如何と遠思罷在申候、且亦歐羅巴も格別珍事ハ無御座、別紙急報幸にして承出石垣様御方へ其様差出置候得共、草稿尚亦差上申候、別紙之通英政府より各国へ致内談各国同意之姿ニは無之候得は、英政府ニ而我朝之形勢ヲ見積候上ハ、尔来兵庫開港は勿論、何そ之物儀ニ付込必ず襲来可仕は案中御座候間、当分之内御所向御評決被為在度奉存候、御条約各国之内英国は頻ニ兵庫の開港を懇望いたし居

候様子ニ而、仏国は渡来之商民等相少ク、譬へ開港いたし候而も夫迄之利益と難申、反而償金ニ而も相請取開港不致を相好候模様ニ候得共、亜細亞ニ而へ英國を押候儀不相成、英國之下ニ付仏国は周旋仕候由御座候、當時横浜在留之英ミニストル尤強情ナル人物、本国ニ

而は別紙之通相釀、何分ニ茂兵庫之開港は御開港以來第一之御難体ニ御座候、いやと云へは勿論戦争ニ而京撰之地拾日も難保、亦開港相成候ハ、天下之人心難涉如何なる知者も所置するの道なし、此以前内田仲之助

殿歐羅巴より愚札を以申上候、天下列藩諸大名之公子亦は政事ニ関係する全權及び三条・中山如之暴論家を集て英艦ニ頼ミ、歐羅巴之形勢ヲ見せて後兵庫の開港を可談との云々、市橋公自信義を尽し応接相成候ハ、拾ニ七八迄は承引可仕哉、苦心之余り余計之儀迄申上

越候、

一幕使柴田日向守列上下捨人来仏、四ヶ月計滞留、使命之趣は第一仏国政府ニ和親水魚之交を乞ひ、軍艦製造

ニ要用なる諸蒸氣機関を求め、江戸石川島欵金沢辺ニ軍艦製造局を打立、或は仏国より陸軍士官を相雇ひ普ク海陸軍を盛にして幕府之權勢を興復せんとの着眼之由、其他遠太之深意有之哉ニ相聞得候得共、深長にして短書ニ難尽御直ニ申上残候、

一柴田等此御方より多人數之学生来英且私共諸所周旋、諸製作機関所等を見聞、専整財之着眼せしを伝承して頻ニ不快を懷き居候由御座候得共、所置するに道なく、帰朝之上如何申開可致哉之苦心而已ニ而、薩人面会を乞ひ来候半欵と余程恐れ居候由、勿論柴田ハ至極之俗物ニ而種々愚説多く、幕府茂ケ様之人物を歐羅巴ニ遣すは、皇国ノ惡命にして歎息ニ堪へ不申候、種々奇説も御座候得共是以難尽御直ニ申上残候、

一柴田等帰朝いたし候ハ、依時機何等の用ありて歐羅巴へ差出相成候哉之趣、幕より尋問仕候儀も難計、御答振等之儀は疾思召も可被為在奉存候得共、御見合之端ニもと愚存之趣別紙を以申上越候、始遠行之折は可成

御名不相知様との 御趣意ハ細々承知仕居候得共、余

多人数之遊学故誰れ云トモナク御有名ニ相成、新聞上

抔ニは至極御名宜、就中仏国ニ而は 中将公を古有名

ノナボレランニ恐多も奉比、日本国を開ク人は 中将

公之外ナカル可トノ 御名拳ニ而難有事ニ御座候、就

而は幕より尋問いたし候節左様なる儀は無之抔との御

答ニ而は、則横浜ニ相洩れ直ニ歐羅巴之新聞紙上ニ出

歐羅巴之風俗をして恐多も 御名夫れ切之御事ニ而、

尔来歐羅巴へ対御手相伸不申情合頗実見聞仕候間、別

紙之趣意宜御取直有之、断然之高論を以御答切相成候

様奉存候、尚此情合は不遠拜謁御直ニ可申上候、

一御国許之儀御金繰御難渋之段は追々伝承仕り、於爰許

も整財之策略段々尽力苦心仕候処、既ニ式三ヶ条ハ成

就仕り、此度は格別之御土産有之候賦御座候間、折角

御待被遊可被下候、勿論差急候趣意も有之折角相仕廻

申候間、来月中旬ニは発足之運び相付可申、左候ハ、

来春三月中旬ニは拜謁万端御直ニ申上尺度奉存候、外

ニ申上度儀は山海実以筆紙難尽、先は此段奉得尊意度
如此御座候、恐惶謹言敬白、

於龍動府

丑十一月八日認発ス

関 研藏拜

蟻睡尊大人

侍吏

追而奉申上候、(云兵衛) 蓑田氏へ書通仕度存申候得共、何分

寸閑を得不申、此書面御覽濟之上御廻シ被遊被下度

奉願上候、洋紙洋筆洋墨を以乱文を相記、御推覽之

程奉希候、以上、

文書原寸(折紙) 縦 一三種

封筒原寸 縦 一三種

横 一〇・五種 三枚 横 七種

三〇 児玉鉄矢ヨリ久光公へノ上書

皇朝世鑑編纂ノ件

臣利藏誠惶誠恐頓首百拜上言、謹按方今天下世態紛然不

可挙言、然封域堂堂不動如山、是

殿下聡明而採用英傑之士故也、而今所編輯之世鑑稿本殆

成実、是百世之龜鑑也、臣窃思太祖公以来忠臣義士甚多

至今其名空沈没、真不可不歎也、臣嘗聞之愚親往年

殿下命侍読上原某使修烈士干城録、然未脱稿、

殿下藏之久矣、若然使伊地知季安補其闕、命重野安繹修

飾之則

先公臨下治國之德業、忠臣孝子事君父之実蹟然乎、今日

將大有所感激士民伏願深思遠慮、臣不勝懷古之感激、誠

惶誠恐謹言、

慶応二年丙寅冬十一月九日

児玉鉄矢利藏拜上

文書原寸 縦一六・五極 横五〇・五極

○六一 小松帶刀ヨリ桂右衛門へ

久光公上京ノ時機ニ非サル件

一五二 安田轍藏ヨリ鹿兒島札方掛へ

簡条書共

四通

一五八二ノ一

当十一月中先便申越候通清水惣吉より拾万兩御貸上ケ可

致対談之處、一昨十三日右之内老万兩致上納、同日宗吉

同道ニ而致上京、川上助八郎手形所書役助竹村宗左衛門

被召付、且又御名代太原万右衛門義為取扱方昨日是又上

京、今日於

御殿帶刀殿・内膳殿御逢、西郷吉之介・内田仲之助并拙

者且札奉行ニ而川上助八郎、御金方木場直右衛門、席詰

ニ而御酒被下、左候而上布二端、琉紬五反拜領被仰付、

首尾克相濟、残九万兩ハ当月中無相違上納之賦ニ御座候

間、右様御承知可給、尤右之仕合ニ付明十六日万事帶刀

殿江伺濟之上助八郎下坂ニ而、御屋敷より五万兩、前文

之老万兩都合六万兩三井方江為替金ニ致入付、其内五万

兩は百兩為替手形五百枚三井方より為出、老万兩ハ小札

引替のため菱屋八十平并鴻池与三吉兩人江相渡、右受取

書三井方より為差出、則石原直左衛門江為致持參、万事

ケ条書を以助八郎より猶口上相添直左衛門江申合、大意

ニ而其元江罷下候様帶刀殿江伺濟之上取計申候間、都而

委敷儀ハケ条書并直左衛門より細々御承知有之候様いたし度、此段旁及御問合候、以上、

寅
十一月十五日

滞京
安田轍蔵

御国許

札方掛
御役々衆

追而本文之次第御勝手方掛御用人衆江は御申出可給候、此段茂申越候、

文書原寸 縦一五種 横一〇三種

一五八二ノ二

ケ条書

一金五万両大坂御有金之内より来卯年正月迄御取替相成候金子等、清水惣吉より当十一月中拾万両御貸上ケ之内、一昨十三日上納相成候疋万両取合、都合六万両於大坂表三井両替店江入付相成候事、
一右六万両之内五万両丈ケ百両預り手形五百枚為書出、
則石原直左衛門江右預り手形為致才領、御国元札会所

江差下候事、

一前文六万両之内疋万両丈ケ小札引替之ため菱屋八十平并鴻池与三吉方江三井両替店より為相渡、右疋万両受取書三井両替店より受取直左衛門ニ相渡候間、御国元札会所ニ而同人より可被請取事、

一十二月十日より御国許三札通用被仰付、百錢半朱引替方いたし候様仕度存候、右様申候訳合は、京坂御用向近々可成丈ケ致手繰仕廻次第大急ニ而下拙罷下り、来ル十日前ニ御国許着可致心得ニ付、右様申候次第ニ付何分引替方之儀は通用御初可被成事、

但下拙自然十日迄ニ不罷下候ハ、弥十日より本文
通用可被成様御取計可給候、

一 百文錢之儀は文字之ことく百文札と御引替相成候事、
一 半朱之儀は疋枚ニ付五拾四文引ニ而御引替相成候事、
一 銅錢札之儀は百文を銀札疋枚ニ御引替相成候事、
一 為替之儀は無抛筋而已人氣ニ不拘様程克御引替相成候様、下拙罷下候迄可相成丈ケ登り為替御引替不被下様

都合能御取計有之度事、

一 小札引替之儀ハ中十四ヶ月之内は御国許札方より大坂
札方江時々御問合相成候様いたし度、尤為替之儀茂同
断御合可給事、

一 長崎為替之儀今度拙者三井御入付金之内より三万両は
と持下候様心得ニ御座候、尤都合拾万両宗吉より上納
相成候上之儀ニ御座候事、

一 三座御備札三拾万両是亦献上可致賦、去ル九日太原万
右衛門より申付相成候間、三札御印判早々為御登相成
候様いたし度事、

一 御賄料上下御賦等之儀は差支無之様可致心得候付、其
段御合居可給事、

(付懸)
一 御蔵々札通融六拾九ヶ月中は金銀入払御差留ニ而、

他国旅被仰付候面々御賄料等惣而札を以御渡相成事
候間、中途入用丈ケは鹿兒島両替屋ニ而引替之儀は
其通ニ而、余分は京撰長崎江持越相成候は下両替屋
ニ而引替方之儀差支無御座候様手当可仕候、尤御賄

料ニ限り候而は両替切賃無之様被仰付度奉存候」

右之条々山内賢助・川上助八郎を以委細引合候様分而
相達置候事、

文書原寸 縦一五種 横三二六種

一五八二ノ三

先便御問合申越候後少々子細有之、清水惣吉より十一月
中拾万両皆納不相成、暫く皆上納及延引ニ、右之儀ニ付
此節乍病中押而致登京、万事帯刀殿江申上、西郷并内田
等江も申談折角御用弁相成候様取扱罷在候付、左様御承
知有御座度、尤今日は休日之儀ニ付万事涉ひ兼候得共、
近日中故障相除御都合克成立候様精々可仕合ニ付、此旨
御安心可被下候、いつれ近日中右御用弁済次第多分三邦
丸より罷帰り候賦ニ候間、其節迄可成丈ケ登り為替少キ
方ニ被成置、其上人氣ニ不相拘様旁御心配之程有之度存
申候、右等之段分而御懸合申越候、以上、

滞京

寅十二月二日

安田藏藏

御国元
札方掛

御役々衆

文書原寸 縦一六・五種 横一〇一・五種

一五八二ノ四

去ル二日付を以九万両上納一条ニ付京都より御懸合別封
通申越候後、一昨夕致下坂、西郷ニも昨朝下坂ニ而彼是
及談判、故障筋茂相解都合克成立、砂糖御弘向之儀茂申
談候上追々取計可申候、此旨為御心得申越候、以上、

寅十二月七日

安田轍藏

御国許

札方掛

御役々衆

文書原寸 縦一六・五種 横五四・五種

二六三 長岡良之助殿ヨリ島津大隅守殿へ

小倉藩人質ノ件

(包紙ウツ書)

「島津大隅守様

長岡良之助

玉案下

封
返翰終

殿寒之候益御堅剛奉恭賀候、先頃は拙書拜呈仕候処早速
御返詞被成下辱拜読仕候、扱御承知も可被為在 皇都之
形勢紛擾多端ニ而、此末如何ニ相運ひ可申欵奉懸念候事
のミに御座候、今般又々小子ニ上京仕候様再心之

勅命有之候得とも、原来今般は六十余州十万石以上之面
々被召候由ニ而、諸侯伯又ハ世子之中御上京ニ相成候折
柄、小子之身分ニ而罷出候訳も無之、殊更小子ニ上京仕
候様ニとの御沙汰有之候も、天下之耳目如何ニ可有御座
欵、且朝夕變化之形勢幾度上京仕候而も屹度御為ニ相成
候見込も無之、旁御断申上候事ニ御座候間、御含之為申
上置候、扱小倉之事情愈以切迫ニ相成候ニ付而、拙价木
村得太郎・坂本彦兵衛両人差出し御相談申上度次第有之、
委細御家来之中ニ申入候筈ニ候間、御耳ニ達し候上は如
何様は思召も可被為在、勿論此辺之処は幕府之御世話可
被成筋ニ而、外藩之身ニ及不申次第とは相考申候得とも、

御藩之大山角之助、弊藩之小臣等初より休兵之義は涯分

相応之尽力丈ハ仕候末之事ニ付、今般小倉之幼君長州ニ

人質と申も長州之大藩より小藩危急之小倉ニ人質ヲ差出

候様申越候も痛敷様ニ相考申候間、国議之次第兩人ニ申

含御家来迄申入、御相談申上候条、御国議之趣も無御遠

慮御家来より申聞ニ相成候様奉願候、勿論弊藩ニ於而も

小倉之理非も押究而、ケ様と申候義ニは無之候得とも、

前条切迫之形勢ニ付、何様ニも御藩と此辺御相談申上度、

兩人差出し申候条、宜敷御家来より申聞ニ相成候様奉願

上候、序ニ申上置候、御城下海ニ蒸氣艦ヲ以罷出候之好

機会未無之、他日幸便之時ヲ相待申候、先は要用迄如斯

御座候、恐々謹白、

十一月廿六日 長良小子

南海大兄

玉案下

二伸、御自愛奉專祈候、小松大夫も京都ニ而彼是心

配と恐察仕候、未滞京ニ候欵奉伺度候、小子も方

今 皇都之紛擾如何ニ相運ひ可申欵と懸念仕候、且

出京も不仕力尽ニ歎し申候、呵々、

文書原寸 縦一六・五種 包紙原寸 縦三一・五種

横 三六一種

横 四二種

一三四 楮幣ト半朱等トノ引替ニ付令達

写

今般楮幣裏印押方相済改半朱大錢等引替之場ニ成立、猶

又安田轍蔵吟味之趣

御両殿様達

御聴候処、御領内一統之人氣ニ茂相拘大業之事情間、先

月轍蔵致上坂三井方江為替方之本手相頼候処、弥請合為

致事候得共、猶又故障之筋無之場を見留候上引替等取掛

候様可致取扱旨、

御沙汰被為

在候間轍蔵江申渡、札会所掛御役々江可申渡事、

文書原寸 縦一四・五種 横七六・五種

三六五 汾陽次郎右衛門ヨリ伊地知壯之丞へ

モンブラン出迎船其他ノ件

白山事兎哉角之都合にて拙者事帰崎迎船雇入差越候様被仰付、去月十九日出立、同廿五日着崎、迎船ハ当月朔日爰元出帆相成候、十日迄ニハ帰帆相成可申候、此度も刑公御送帆之筈、市六州も同帆可相成哉ニ御座候、七質学ハ松十州同道諸郷廻勤、是ハ当年一盃もかゝり可申哉ニ御座候、出崎方ハリス入金之義少しも早方にと六州等より承、其段着崎之上申聞候処、いまた本国返答不参候、最早十四五日之間ニは相違あるましく、右相達次第早々掛合可申越、右は貴兄よりも決而承置候と返答申出、今日開港之為爰元出帆ニ相成候間、自然右本国返答其許江相達候ハ、其許より早々本国江掛合状仕出し候様御頼談給度、大坂辺にて御面会給候義は当人ニも眉目相好候義と被察申候間、御用透御下坂相成御熟談給度、爰許相替義も無之諸役中無事ニ御座候、其許之御形行は幸便所願ニ御座候、右御問合申越候、已

上、

十二月三日

汾陽次郎右衛門

伊地知壯之丞殿

文書原寸 縦一四・五種 横一四一・五種

三六六 小松帯刀ヨリ在藩ノ家老へ

久光公上京其他ノ件

(端裏付箋)

「極月十三日 小松帯刀 宛ナシ」

追日増寒之候御座候得共、

上々様御揃益御機兼能被為 入候半と恐悦御義御同慶奉存候、随而貴兄愈御多祥被成御奉務奉珍重候、扱爰許之形勢ハ翔鳳丸便より申上候後別段相替候義無御座候、將軍宣下も去ル五日ニ被 仰出、押而之 仰出ニ而無抛御請相成候趣原市等申居候、初之見込とは相違之事ニ御座候、此節御代替ニ付各国之領事官大坂江被招呼、將軍御逢ニ相成段は先便よりも申上置候通御座候処、近々廻船

いたし候様申越候由、当年中ニは廻船之都合ニ成立可申候、御逢迄ニ而相濟候事ニ御座候哉、夷情難量御座候、

条約老条共申出候得は矢張兵庫港之事も其内ニ有之申候間、何と坎決答ニ茂不相成候而不相濟場合ニ茂立致可申

哉、英艦御元より帰掛兵庫江碇泊ニ而、野夫西郷之間

ニ是非面会いたし度杯申出候所、札方金策老条ニ付西郷

下坂中ニ而三人薩道江致面会及応対申候、其次第は西郷

より可申上候、○札方出金老条は川上・石原便より申上

越候通ニ御座候所、清水義大垣町人ニ而国元江罷帰候而

金子持參之賦御座候所、国許少々不都合之事とも出来、

其訳は大垣侯(戸田氏共)ニ茂一昨年来京師御守衛等ニ莫大之御入費

ニ茂相成居、右清水江老万五千兩之出銀申付候所金繰不

宜之趣ヲ以、五千兩程差出候義、此御方御用ニ付老ヶ月

ニ拾万兩御請いたし候趣大垣政府ニも不都合ニ而、出金

延曳相成候事ニ御座候間、右様之都合ならハ其方は取止

外之手ニ而出銀相成候様可致趣共段々申入候処、是非御

用は相勤度趣申出、其上大垣役人よりも御用ニ召使具候

様類ニ承、尚亦出銀等之所も承合候処、余程富家之者ニ

而追々は格別之御用途も可相勤候間、同人江出銀被仰付

可然、乍然札方江御振向之商落砂糖等八百四拾万斤余之

株旁之義共、大坂表熟評之上ニ不相運候而は、以後煩も

可生候付、篤と及評議候様西郷吉之助・安田同道下坂、

当分吟味中ニ御座候、右ニ付而は無相違御為筋相成事ニ

相決候ハ、其筋ニ取計可申間左様御合可被下候、尚追而

之運可申上候、○先便ニも申上越候通、守衛方人数重ニ

而被留置候三組、此節三邦丸より被差下申候、御地御軍

事御用も可有之候間、伊地知正治ニ茂罷下候ハ、第一陸

軍方等之御手被召付ニ可宜、当分此方は先差欠ニ而も御

国元御軍備第一之事と奉存候間、其通取計申候、幕府ニ

而も頻ニ海陸軍振起之賦ニ而、余程手茂相付候間御地之

所も早々御手被召付度事ニ御座候、細事正治より可申出

候間御聞取可被下候、○此内勝房州(每邊)より被申越候中津藩

奥平老岐事、彼之方運も相付江戸御屋敷江罷出候段は江

戸之問合ヲ以表向申上候通ニ御座候、此人は漢学も有之、

其上蘭学出来候而人柄も慥成由御座候間、開成所辺之御用ニは十分相立候半と奉存候、尤当人ニも是非御国元ニ而御召仕被下候様相願候事ニ御座候間、先当地迄都合次第上京申越、其上弥宜敷候ハ、差下候様取計候而如何可有御座哉、直様差下候而も可宜候得共、当分は御地も御抱人数等余多有之、居宅旁御都合ニ茂相拘可申間、一先御問合申上候、○大山格(綱邑)ニ茂去ル四日五藩同列上京申談之都合は疾御承知之筈と略候、九日夜原市之進江肥後藩同道細々申入候所、至極之上都合ニ而兩日中彼之方より答可申と之事ニ御座候所、一昨日十一日夜梅沢方江野夫(孫太郎)差越候節一通書付ヲ以閣老江五藩より申出之運(勝勢)いたし度、其上は十分尽力いたし候と之事故、兩日中板倉侯江申出之賦ニ御座候、只今之模様ニ而は被行候半と相考申候間、一事たりとも御悦可被下候、○此内より度々梅沢孫太郎より御用申来候得共、少々所勞ニ而相断置候処、毎日催促も有之ニ付一昨日十一日夜参候所、原市之進ニ茂出会いたし、矢張

中将公御上京之義類ニ御依頼と申事ニ御座候、未御比合も不相分哉抔細々承事ニ付、先日之御達之趣申越候旨返答いたし置申候、未取究難申上御座候間、尚追々之形行次第ニ而何分吟味之趣可奉伺候、自然其内催促も御座候節は御快氣次第御出ニ茂可相成辺之処ニ而、程能延し置可申候、其節五卿老条・防長御所置・兵庫開港等之議論も承申候得共、詳細筆紙ニ尽兼候間、正治江申合候付当人より御聞取可被下候、弥幕茂切迫之体ニ相見得申候、此節は是非御依頼と申事ニ先相見得申候、兵庫開港等之義も是非来三月迄ニは決定不相成候而は不相濟場合ニ御座候間、只今之処ニ而此御方之所も和戦之両条も相決し不申而は手之下し様も無之、しかし真実建言ヲ御採用相成証も、此節五卿御帰洛等之事ニ而可相分候間、其上は亦見込も付可申欵、実ニ大事之場合篤と御勘考可被下候、○野夫ニ茂成丈早目罷下候心得ニは御座候得共、前条通幕役より之引合総而私江申参候事共ニ而、急ニ見居も付兼申候、乍併全ク鎖国之所ニ御座候得は決着之いたし様

も御座候得共、夫等之所も大事の場合故苦心仕居候、追々之模様ニ而進退も相決可申候、○有川七事も此節日置江交代罷下候筈御座候得共、御承知通外ニ人も無御座候得は差留置候事ニ御座候、格別之御用茂無之とは申ながら、いつれ大概は相心得候人書役之内ニ茂無之とはとふも不相成場合も御座候間、暫は差留申候間左様御承知可被下候、乍併出立前承候趣も御座候間、是非共早目罷下候様之方可然、御勤考も候ハ、東郷源と申様な人御遣し不被下候而は内外之事不相濟場合も御座候間、其辺は御推察可被下候、何分御勤考奉願候、先は右形行申上候、可然御勤考被下、達

極月十三日

小松帯刀

文書原寸 縦一六種 横五一六種

二五七 山内賢助ヨリ松岡十太夫等へ

大坂ニ於ケル札会所設置并銅地金送下ノ件

(包紙ウツ書)
「松岡十太夫殿

山内賢助

伊地知壯之丞殿

封

清水惣吉も先日ハ為致上坂由候得共、余分九万両何ッ差出候儀も不申出、又濃州江罷帰候様子ニ被聞候、安田儀ハ持病之痰氣別而強起之由ニ而、今程罷下模様ニ而も不被聞、折角養生之由候間全快次第次第二ハ出立も可致哉と存候、札会所之儀も土佐堀湊橋下小倉侯(小笠原忠幹)やしきハ相談不相整由ニ而、下御やしき江被召立度申出候存念之由、御同所ハ土蔵も八戸前ハ有之、川筋も深く当分棄師など被召置所江御役所御長屋等被召建候は旁弁利も可宜、御留守居方ニも何ぞ差支無之、例年砂糖一緒ニ数艘相届候節は御貸蔵も有之事ニ而差繰ニ何様共相整候との事ニ而、弥取極申出候は帯刀殿江相同(小松)

御指図次第之事ニ御座候、

一 銅地金拾四万五千斤

右翔鳳丸江積後れ候分三邦丸江積入差越候、残三拾万

斤も精々都合向橋本彦左衛門江申付置候、別紙砂糖入

札の御見合差廻候、六匁以上珍敷事之由、押返も致間

敷候得共格別下落も致間敷との由、御都合之至御座候、

右旁及御掛合候、以上、

十二月十五日

山内賢助

松岡十太夫殿

伊地知壮之丞殿

税所竹兵衛殿

文書原寸 縦一四・五匁

包紙原寸 縦二九匁

横 一八四匁

横 二〇匁

一五六へ 町田内膳小松帯刀ヨリ在国ノ家老中へ

孝明天皇崩御、御容体書、伺取書 合拾通

一五八八ノ一

（包紙ウツ書）

（朱） 『丙寅十二月廿九日』

島津 図 書 殿 小松帯刀

岩下 佐次右衛門殿 町田内膳

ノ

┌

主上去ル十二日より

御発熱被為

在、則より典藥頭高階^{（經也）}安芸守其外江拜診被仰付候処、同

十七日

御抱瘡御治定相成候段承知仕候付、日々之御様体無手拔

為承繕候処、先

御順痘之御様子ニハ承り、表向は

御軽目之筋ニ被相窺候得共、全体初発より御難痘之御煩

被為在候由ニ而、終ニ御養生不被為叶、去ル廿五日夜五

ツ半時、御内実

崩御被遊候段拝承仕、誠以奉絶言語候次第御座候、右付

而は初発より

御煩之儀も全く不被遊

御承知儀ニ而

御両殿様御驚天可被遊、就而は初発より之御様体村山下(時)總(光變)を以柳原様江極内為相窺候処、別紙之通御医案等拜見被仰付候付差上申候、左候而表向は今廿九日

崩御御発相成筈之由候付、其上御勤向彼是之儀は可申上越候得共、先右之形行早々申上越度、極々急飛脚差立此段申越候条、

太守様

中将様可被達

貴聞候、何分ニも此節之御一条御互ニ絶言語候次第恐入奉存候、就而は御発之上は早々急飛脚差立何篇可申上越候得共、其内御右筆頭・御使番等江被相達、先例之振合を以被取調置候儀は何分も可被取計候、以上、

但

本文通今廿九日表向御発之事候付、

御医案等之儀昨廿八日迄御病氣之筋認有之候、此段は為御心得候、

寅

十二月廿九日

町田内膳

小松帯刀

島津(久池) 函書殿

桂(久武) 右衛門殿

島津(久兼) 伊勢殿

川上(久運) 但馬殿

新納(久修) 刑部殿

岩下(方平) 佐次右衛門殿

(本文書へ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第三四一号
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四種 包紙原寸 縦二八種

横二四四種 横四一種

一五八八ノ二

十二月廿八日申刻頃柳原大納言殿江拜謁窺取候次第

左ニ申上候、

一御容体書八通御写取御差廻し相成候処、御内実は去ル廿五日夜亥之刻頃

崩御之由御座候得共、今日御発覚ニ付而日次順送りニ

相成、別紙之通ニ相認候事と相見得申候、乍併

御発病十二日よりと申儀は相違無御座候、

一親王様御儀御立坊ニ不被為及直様

御踐祚被為在候筈、右は

光格天皇様閑院宮より直様

御踐祚被為在候

御近例之由ニ御座候、

一御踐祚は 御発表より十日位之後ニ被為在候様之由承

候事、

一御踐祚被遊候而直ニ倚廬之御所江 御移り、夫より十

三日目ニ常之御座江還幸被遊候御例之由、右は年を以

月ニ代へ月を以日ニ代ふると申漢土之例を以、一暮之

御喪服を縮らせ候御事之由御座候、

（二季齊敬）

一関白様江攝政之御沙汰被為在候由、尤

御冠礼迄ニ而被為濟候様之由御座候、

一来卯歳中諒陰ニ付来々辰春

御即位之礼被為行、夫より

御冠礼被為行候由御座候、

一御入棺は早速被為在、

御内葬は不被為在、直ニ

御本葬之由、太抵毎之通ニ御座候而茂三十日位ハ御間

被為在候、然処此節戸田^{（忠宅）}大和守建白之詛茂有之、泉涌

寺後山江

山陵被召建候御内評茂被為在候故、自然其通ニ候得は

余程御間可被為在哉と奉存候事、

右之通伺取候候書取申上候、以上、

十二月廿九日

村山下^{（時彦）}総

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第三三九号

文書ト同文ナリ）

文書原寸 縦一六釐 横一一八釐

一五八八ノ三

益

御機嫌能被為成候得共、從当十二月十二日御発熱被為在候処、從一昨朝御吹出物被為在、今日御疱瘡御治定奉申上候、御愼体御順宜御相応之御容体奉診候、御葉高階典藥少允調猷仕候、以上、

久野^(卷)出羽介
伊良子^(光信)阿波介

一五八八ノ四

益

御機嫌能被為成候、昨十七日申上候後御出物弥御順症御愼体御同様ニ奉拜診候、御葉高階典藥少允調猷仕候、以上、

十二月十八日

拜診中十五人

十二月十七日

一五八八ノ五

益

御機嫌能被為成候、一昨十八日

御容体申上候後御起脹御催被為遊候、十九日益

御機嫌能被為成候、追々御起脹被為御順症ニ奉診候、廿

日益

御機嫌能被成、御愼体御同様御起脹御湍日々被為在候得共、何ぞ御申分も不被為在御順症ニ奉診候、御葉高階典

藤木典^(篤平)葉權助

山本典^(隨)葉大允

藤木^(成邦)近江守

高階典^(經由)葉少允

河原典^(実保)葉少属

伊良子^(光順)織部正

山本^(謙道)図書頭

西尾^(眞憲)土佐守

福井^(經支)主計助

高階^(淳信)丹後守

大町^(經德)彈正大疏

高階^(有紀)筑前介

三角^(有紀)摂津介

藥少允調獻仕候、以上、

十二月廿日

拜診中十五人

一五八八ノ六

益

御機嫌能被為成候、一昨廿日申上候後得と御起脹被為遊

何之御申分茂不被為在候、廿一日益

御機嫌能被為成候、御灌膿御催被為在弥御順症ニ被為在

候、廿二日益 御機嫌能被為成候、追々 御灌膿被為在

御惣体御相応之御事ニ奉診候、御藥高階典藥少允調獻仕

候、以上、

十二月廿二日

拜診中十五人

一五八八ノ七

益

御機嫌能被為成候、一昨廿二日申上候後弥御順症ニ御灌

膿被為遊候、廿三日益

御機嫌能被為成候得と御灌膿被為遊、何之御申分茂不被

為在候、廿四日益

御機嫌能被為成候、御次第能御取醫被為遊、御惣体御相

応之御事ニ奉診候、御藥高階典藥少允調獻仕候、以上、

十二月廿四日

拜診十五人

一五八八ノ八

益

御機嫌能被為成候所、廿四日申上候後弥御順症ニ御取醫

被為遊候、

廿五日益

御機嫌能被為成、追々御取醫被為遊候、廿六日益

御機嫌能被為成得と御取醫被為遊候得共、兎角御食餌不

被為進御胃氣御不足、御乾嘔被為在不輕御容体奉診候、

御藥高階典藥少允調獻仕候、以上、

十二月廿六日

拜診中十五人

一五八八ノ九

御容体昨日申上候後兎角御乾嘔不被為止、御吐疾時々
血色被為在、御氣逆甚敷被為在ニ付沈香降氣加犀角湯紫
雪等調献仕候而、聊御緩被為遊候得共、御疲勞甚敷御四
肢御微冷被為遊候ニ付、四逆加人參湯調献仕候、以上、

十二月廿七日

拜診中十五人

一五八八ノ一〇

御容体前書申上候後追々御脈微細、御四肢御微冷難被為
復、其上御痰喘壅盛、御心下御痞塞被為遊候ニ付、竹瀝
姜汁熊胆等調献仕聊御開被為遊、先御同様ニ奉診候、以
上、

十二月廿八日

拜診中十五人

横帳原寸 縦一六・二櫃

包紙原寸

縦三〇・五櫃

横四一・五櫃 四枚

横四〇・五櫃

一五六 小松帯刀ヨリ在藩ノ重役へ

孝明天皇崩御ノ件

去ル十一日夜

内侍所

御神楽央より御寒ケニ而御曳入相成、翌十二日より御発
熱、十四日より御種物御発シ御庖瘡御治定、日々御快
順之御模様ニ奉窺候所、廿四日昼時分より余程御不快
ニ被為入、内実は廿五日夜初夜過

崩御之由拜承、誠ニ以警愕絶言語候次第、何共恐入候外
致方無御座候、実ニ暗夜と相成候事ニ御座候、

右 御庖瘡ニ付而は兼而被仰付置候趣を以猩々皮等御献
上旁無手抜御模様も相伺候処、案外之

御大変ニ而実ニ恐縮仕候、此御左右

御両殿様御承知ニ相成候ハ、嗚々御当惑被遊候半と深々
奉恐入候、今日

御大功之御発ニ付極々急キ飛脚差立申上越候、明日

崩御之御達ニ相成欵ニ被伺申候、其上は亦飛脚も差立可
申候、爰元御邸中謹之義共は折角手厚申渡候事ニ御座候、

表向御問合申上候得共為念此段申上候、以上、

十二月廿九日

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第三四〇ノ
二号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・五種 横九八種

二五〇 京都町田内膳ヨリ島津図書等へ

准后御立后ノ件

一五九〇ノ一

准后御方御立后之事

親王御方被為有厚

思食候間、明後年春

立太后冊命御治定被

仰出候事、

一戸田大和守殿
(忠告)

禁裏御所頭取被

仰付候事、

文書原寸 縦一八種 横三三・五種

別紙之通昨日被

仰出候段、塚本図書より承得申候間、此段申上候、以上、

寅 十二月廿九日

内田仲之助

(町田)
内膳様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第三四三号
文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四種 横二七・五種

一五九〇ノ二

(包紙ウツ書)
「島津 図書 殿

岩下佐次右衛門殿 町田内膳

ノ
(朱)

京 丙寅十二月廿九日」

准后御方御立后之事

親王御方被為有厚

思食候間、明後年春

立太后冊命御治定被

仰出、且戸田大和守殿

禁裏御所頭取被

仰付、別紙之通御逢相成筈之段塚本図書より為知有之候

旨、御留守居申出候付、別紙相添此段申越候条

太守様

中將様可被達

貴聞候、以上、

但御逢相成候ハ、向々江申渡其段申越候様可致候、

此段は為御心得ニ候、

寅十二月廿九日

町田内膳

島津 図書殿

桂 右衛門殿

島津 伊勢殿

川上 但馬殿

新納 刑部殿

岩下 佐次右衛門殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第三四三号
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・五種

横 七三種

包紙原寸 縦一八種

横一〇種

一五二 伊地知壯之丞等ヨリ黒田嘉右衛門等へ

上海新聞物価表七枚

合八通

〔包紙ウツ書〕

一 税所竹兵衛殿 松岡十太夫

黒田嘉右衛門殿 伊地知壯之丞

ノ

ノ

上海新聞紙七枚石河確太郎より差出候付、為御見合差廻
候、以上、

正月十日

伊地知壯之丞

税所竹兵衛殿

松岡十太夫

黒田嘉右衛門殿

文書原寸 縦一四・七種 包紙原寸 縦三一・一種

横三一・五種

横四三・五種

上海新報

二拜禮 日拾初月貳拾年寅丙 號一十四百七第

No. 741.] TUESDAY, JANUARY 15th, 1867.

船頭貨價行情

白洋布每疋	六分	白洋布每疋	六分	白洋布每疋	六分
...

本館告白
啟者本館開辦有年刊報相傳外埠
各商均知其詳茲因本館所設
...

船名	往	日期
快利輪	往汕頭	初十日
亞利輪	往新加坡	十一日
...

新報
啟者本報開辦以來閱年有餘其間
...

選錄
頃者聞廣東省城近日有匪徒
...

香港
頃者聞香港近日有匪徒
...

汕頭
頃者聞汕頭近日有匪徒
...

廈門
頃者聞廈門近日有匪徒
...

京報
上諭諭旨文華殿中書徐士俊等
...

省城
頃者聞省城近日有匪徒
...

紙 價 貨 頭 船

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

上海新報

週年價銀四員

日貳拾月貳拾年寅丙 號二十四百七第

THURSDAY, JANUARY 17th, 1867.

No. 742.]

Table with columns: 附船, 頭貨, 行情. Lists shipping schedules and market prices for various goods.

Table with columns: 往, 船, 期日. Shipping schedule for various destinations including Hong Kong, Amoy, and others.

本館告白: 啟者本館明有印刷新報... 閱者諸君如有欲閱者... 凡欲閱者請向本館...

紙 價 貨 頭 船 二

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

白告 啟者本行...

週年價銀四員

上海新報

每逢禮拜二
四六號

丙寅年十二月拾日 第七百四十四號

TUESDAY, JANUARY 22ND, 1867.

船		頭		貨		價		行	
白粉	每担	六十四	每担	六十四	每担	六十四	每担	六十四	每担
...

期	日	準	各	往	船
○	○	○	○	○	○
往	往	往	往	往	往
往	往	往	往	往	往

本館告白

本館告白... 諸君... 凡欲刊登廣告者... 請向本館接洽...

新港 江蘇省... 近日... 官場... 消息...

選 近日... 官員... 消息...

錄 近日... 官員... 消息...

報 近日... 官員... 消息...

京報

上海... 消息... 官員... 消息...

每逢禮拜二 四大磅

週年價銀四員

上海新報

日玖拾月貳拾年寅丙 號五十四百七第

THURSDAY, JANUARY 24th, 1867.

船		頭		貨		價		行		情	
馬勒船	往香港	西風亞	往廈門	地埋士	往汕頭	亞地	往汕頭	往汕頭	往汕頭	往汕頭	往汕頭
...

船名	往	日期	準	各	往	船
馬勒船	往香港
西風亞	往廈門
地埋士	往汕頭
亞地	往汕頭

本館告白
本館新開張以來蒙諸君光顧不勝感荷茲因本館所印各書均係中西文字體大小不一且其書目繁多不便一一列明現特將本館所印各書開列於後以便諸君閱覽其書目如下
一、新開張告白
二、本館告白
三、本館告白
四、本館告白
五、本館告白
六、本館告白
七、本館告白
八、本館告白
九、本館告白
十、本館告白

新
昔者四百三十餘年前明太祖皇帝在位時嘗有恩賜諸臣年老者時時恩不卮廿折士輪壽... 此舉及此後歷代帝王無不效法之... 故凡有恩賜者必先求其德... 此舉及此後歷代帝王無不效法之... 故凡有恩賜者必先求其德... 此舉及此後歷代帝王無不效法之... 故凡有恩賜者必先求其德...

省城
主編者 謝元元
主編者 謝元元
主編者 謝元元
主編者 謝元元
主編者 謝元元
主編者 謝元元
主編者 謝元元
主編者 謝元元
主編者 謝元元
主編者 謝元元

紙 價 貨 頭 船

啟者本行現有...

拍賣...

白告...

保險公司...

輪船...

怡和...

輪船...

保險...

銀行...

白告...

白告...

輪船...

保險...

銀行...

白告...

白告...

輪船...

保險...

銀行...

白告...

白告...

輪船...

保險...

銀行...

白告...

白告...

週年價銀四員

上海新報

無遠不拜二四六

日壹念月貳拾年寅丙 號六十四百七第

SATURDAY, JANUARY 26th, 1867.

附船貨價行情

Table with columns for ship names, destinations, and prices. Includes entries like '江輪船', '西輪船', '亞輪船' and various price listings.

本館告白 啓者本館已遷至...

Table with columns for ship names, destinations, and dates. Includes entries like '江輪船', '西輪船', '亞輪船'.

新開 啓者本館已遷至...

各省 啓者本館已遷至...

每逢禮拜二

上海新報

閱年價銀四員

日肆念月貳拾年寅丙 號七十四百七第

TUESDAY, JANUARY 29th, 1867.

附 船 頭 貨 價 行 情

Table listing various goods and their prices, including items like '白糖', '糖', '油', and '麵粉'.

Table with columns for '日期', '往各埠', '船名', and '船主', listing shipping schedules and destinations.

本館新刊印新報外埠... 本館新刊印新報外埠... 本館新刊印新報外埠...

新 聞 廣東省城... 廣東省城... 廣東省城...

上海新報

大拜禮 日捌念月貳拾年寅丙 號九十四百七第

No. 749.]

SATURDAY, FEBRUARY 2nd, 1867.

行情		貨價		頭船		附船	
白米每石	二兩九錢至三兩二錢	白米每石	二兩九錢至三兩二錢	白米每石	二兩九錢至三兩二錢	白米每石	二兩九錢至三兩二錢
赤米每石	二兩九錢至三兩二錢	赤米每石	二兩九錢至三兩二錢	赤米每石	二兩九錢至三兩二錢	赤米每石	二兩九錢至三兩二錢
粳米每石	二兩九錢至三兩二錢	粳米每石	二兩九錢至三兩二錢	粳米每石	二兩九錢至三兩二錢	粳米每石	二兩九錢至三兩二錢
糯米每石	二兩九錢至三兩二錢	糯米每石	二兩九錢至三兩二錢	糯米每石	二兩九錢至三兩二錢	糯米每石	二兩九錢至三兩二錢

報	期日準各往船	白告館本
上海	往廈門 往汕頭 往香港	本館新開張 廣告費
天津	往天津 往北京	本館新開張 廣告費
漢口	往漢口 往九江	本館新開張 廣告費
廣州	往廣州 往汕頭	本館新開張 廣告費
福州	往福州 往廈門	本館新開張 廣告費
廈門	往廈門 往汕頭	本館新開張 廣告費
汕頭	往汕頭 往香港	本館新開張 廣告費
香港	往香港 往上海	本館新開張 廣告費

新 現聞粵省匪徒猖獗... 粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。

選 現聞粵省匪徒猖獗... 粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。

錄 現聞粵省匪徒猖獗... 粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。

聞 現聞粵省匪徒猖獗... 粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。

省城 聞粵省匪徒猖獗... 粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。

日 聞粵省匪徒猖獗... 粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。

報 聞粵省匪徒猖獗... 粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。聞粵省匪徒猖獗，劫掠無算，民無寧日。

三三 寅十二月中金銀錢御払高

（表紙）
「寅十二月中金銀錢御払高」

御家老座御臨時御用

一金五拾兩

一錢百八貫文

御本丸御用部屋御臨時上り払

一金千貳百貳拾三兩貳步三朱

一錢壹万六千五百拾八貫三百六拾壹文

二丸御用部屋右同断払

一錢千五百六拾貫五百文

神瀬并燃崎本手

一錢六千三百貫文

甲冑方本手

一錢五千四百貫文

鑄物方并札会所本手

一錢拾四万八千五百七拾貫六百六拾四文

福山小林養蚕方本手

一錢五千四百貫文

小林御種子人參方本手

一錢五千九百七拾貫四百五拾三文

英人渡來諸品買入物代

一錢五千九百五拾壹貫八百三拾六文

雲州之清順江月々被下

一錢七拾貳貫文

沖永良部島引替御心付ニ而諸人江被下

一錢千八百貫文

船仕出料拜借株

一錢四千五拾貫文

旅行等ニ付仕廻料并御内々被下

一金八百六兩貳步

一半朱貳千四百枚

一錢九千貳百貳拾貳貫七百四拾文

石河確太郎江月々被下

一錢貳拾七貫文

御船手跡江御製葉方被召建御造立入目料

一錢四千八拾四貫九百四拾貳文

屋久島方払

一錢六千五百貫文

琉球詰役御心付

一金七拾貳兩壹步

一錢千貳百九拾九貫七百四拾八文

諸所金山本手

一錢壹万四百四拾四貫七百八拾文

踊川筋波方

一錢三万四千五百貫文

雜払

一金百六拾五兩壹步貳朱

一錢拾万四千五百三拾七貫五百七拾九文

谷山硝石丘方本手

一錢貳千五百貫文

梶川太郎吉江月々被下

一錢四百八拾三貫七百四拾八文

御書物摺手間代

一錢三拾三貫貳百四拾八文

御藏々入付払

一金三百拾兩

一錢九万七千貳百六拾貫文

長島砂糖方本手

一錢四百五拾貫文

出水塩浜石炭代

一金貳百兩

展観方払

一錢貳千四百三拾五貫四百八拾四文

紡績機械方本手

一錢八千三拾壹貫六百六拾四文

銀札方為替

一錢三万六千五百貫文

海軍方払

一金貳拾五兩貳歩貳朱

一錢九千貫百七拾七文

集成館本手

一錢八万百貫文

開成所払

一錢六千四百三拾八貫四百四文

陸軍方払

一錢貳貫四百文

銃薬水車方本手

一錢壹万貳千貫文

製練所本手

一錢壹万六千貳百貳拾貫文

合金貳千八百五拾三兩壹歩三朱

合半朱貳千四百枚

錢ニして六百七拾五貫文

合錢六拾四万三千四百拾三貫七百六拾文

二口

合錢六拾四万四千八拾八貫七百六拾文

金ニして七万五千五百六拾五兩壹歩貳朱ト

錢三百八拾四文

合金七万四千四百拾八兩三歩壹朱ト錢三百八拾四文

右御買物方藏御臨時方

物奉行方諸品御買入代

一錢壹万貳千貳拾六貫九百八拾九文

御番屋右同断

一錢六千貳百九拾壹貫五百五拾三文

御作事方右同断

一錢壹万百拾四貫百三拾壹文

御台所右同断

一錢八千八百四拾七貫貳百貳拾文

御船手右同断

一錢壹万三千貳拾七貫文

合錢五万三百六貫九百壹文

金ニして五千五百八拾九兩貳步貳朱ト

一錢千貳百四拾五貫七百拾貳文

錢貳百七拾三文

諸座筆墨代

右同断御定式方

一錢八百貳拾七貫文

大始良之内西侯村江鹿屋笠野原より移者江被下

内場繰入米運賃

一錢七千貳百貫文

一錢貳百九拾六貫九百五拾八文

御船万年丸其外御船々運賃

御作事方御細工所其外諸所職人賃并万小私

一錢九万六千七百四拾九貫三百七拾九文

一錢壹万三拾四貫四百貳拾四文

御召物染代

集成館渡戸口御普請料

御召物染代

一錢四千七百貳拾九貫四百文

一錢三百五拾壹貫四百三拾貳文

浄光明寺御入付品代

御当地并諸郷下代藏役人苦勞銀并拵取等給分

一錢六百五拾九貫貳百拾七文

一錢四千四百六拾四貫貳拾四文

二丸

材木御取下料

御子様方御配当金

一錢貳千六拾壹貫三百三拾貳文

一錢七千貳百貫文

女中故実皿代并衣裳代

御仏餉料并御利払

一錢貳千四百壹貫四百五拾壹文

一錢千五百貫文

御役料銀并御心付銀

諸所御使者滞在中御賄料

一 錢六千五百三拾四貫三百四拾貳文

御用之者御尋方ニ付諸払

一金拾兩貳朱

一 錢拾貳貫六百四文

奥上リ

一金拾四兩貳朱

一 錢九百三拾七貫貳百三拾四文

大始良浜田村溜池御普請ニ付御入目料

一 錢壹万六千五百拾七貫四百四文

当寅年御手許御用疏反布御買入代

一 錢壹万五千貳拾六貫貳百四拾八文

合金貳拾四兩壹歩

合錢拾七万五千貳百四拾八貫百七拾七文

金ニして壹万九千四百七拾貳兩ト

錢百七拾七文

二口

合金壹万九千四百九拾六兩壹歩ト

錢百七拾七文

右金藏払

惣合金九万九千四百八拾兩貳歩ト

錢貳百七拾八文

冊子原寸 縦二八・五種 横二二種 一〇枚

一五三 小松帶刀ヨリ在藩ノ重役へ

仏國博覽会ノ件

再白、時下随分御自愛為國家奉祈候、水戸民部大輔様ニ

茂御自身より之御願も有之、來春仏之博覽会之使節被命、

当年中大坂より御乗船ニ而御航海之由、兩三年ハ各國御

遊學之賦之由、御帰朝之上清水家江御入之筈ニ有之由、

右ニ付水人壯士輩沸騰相起候得共御自身より御説得相成

居合も相付候段、一昨夜原抔咄ニ御座候、一橋家は尾州

元同様御入ニ相成筈、只今比は関東ニ而相発候事と同断

咄ニ御座候、宇内之事情ニは余程手ヲ付候事ニ相見得申

候、御地海陸御備之事共愚存正治江咄置申候間、御聞取

可被下候、○此節土州政府より福岡藤次・小笠原只八兩

(孝池)
(茂樹)

人上京被仰付、此節之形勢ニ付万端此御方江御依頼御相
談被遊度と之事ニ而、先日私方へ参り申候、近々緩々談
判ニも可参と申事ニは御座候得共、未相見得不申候、格
別見込相変候事ニも無之哉ニ御座候、越前も酒井十之丞
上京いたし居節々参り申候、乍毎乱毫跡先書ならし不連
続之所能々御推覧可被下候、乍末筆御同席様江別段書面
も差上不申間、其辺宜敷御伝声可被下候、再白、

追而時下随分御自愛專要ニ奉祈候、別紙之趣御互ニ
絶言語恐縮之他無御座候、爰元一統之形勢御推察可

被下候、筆紙ニ尽兼候、乱筆御免可被下候、

文書原寸 縦一六・五櫃 横八七櫃

二五五 西郷吉之助ヨリ幕府へノ届書

長州再征出兵御断ノ件

(端裏書)
「西郷」

此節長州御所置之次第御達相成候処承服不仕候付、其罪

を被為伐候間、早々人数操出候様被仰渡趣承知仕候、一

(龜山鷹勢)

昨年尾張前大納言様惣督として被差向伏罪之筋相立、解
兵迄相成候処、却而御譴責同様之訳、其他御出張之御役
々方ハ罪を被為蒙、其上改而不容易企有之御再討被仰出
御進発相成候而、只々天下之動乱を被引起候訳事実明白
なる義ニ御座候処、其辺ハ全御取削ニ相成鬭争之術絶果
候処より、以前之事故ニ立戻候へハ其罪を天下ニ不被謝
候而ハ名分条理相立不申、勿論征伐ハ天下之大典、後世
正史ニ載せ毫も遺憾無之ものならてハ、戦士死ニ安する
の期無覚束、且凶器妄ニ不可動之大戒最早人之耳目開候
世態、兵機も不相振義当然之事ニ御座候、況乎世人拳而
可討と謂さるニおひてハ天下之心を治るの権道、却而
混乱を醸出候場ニ成行可申ハ眼前之事御座候付、天理ニ
相戻候合戦ハ万ニ相叶不申候付、無抛御断申上候間、虚
心を以御聞分被成下度、此段申上候、以上、

文書原寸 縦一六櫃 横一七七・五櫃

一五五 琉球通宝鑄替・錢札引替ノ件

一五九五ノ一

写

一 琉宝鑄變

一 札製造

一 大坂・江戸・長崎・下之関兩替屋約束

一 屋久島新錢鑄調

一 五ヶ所銅山

右五ヶ条安田（鐵蔵）江為御任

一 琉宝大小錢凡百万兩

右新錢ニ鑄變

金ニして

内 八拾七万五千兩

三拾万兩

右之内拾五万兩大坂兩替屋本手として差統、殘拾五万

兩銀札会所江相渡時々新札引替、六拾九ヶ月目ニ惣札

引揚、

合四通

式拾七万五千兩

右銀札会所江請取商法以来官商は可成相除、買人共江
勝手商法被仰付、御国品を以他国品買下候ハ、現金融
通宜敷、左候ハ、自分札威茂相立可申候、尤本行金共
白糸類取入致商法、本手金丈は全く手掛不致、利潤金
を以時々御国無多事品買入、右を以札引揚大体札数相
減候節本手金等惣別相揃、惣札江引揚候事、

残 三拾万兩

右正金ニ繰替御宝蔵積金

一 札会所取建

内 金札座

勘定役兩人

書役 兩人

銀札座

同断

同断

錢札座

同断

同断

見聞役三人

札会所奉行兩人

書役三人

元占惣裁御勝手方掛

一金銀錢相場之儀大坂ニ基キ一ヶ月兩度位大坂より時々

之相場相通、銀札会所ニ而相究候、

一紙札調

一金札六拾五万兩

一壹朱 一壹分

一壹兩 一五兩

一百兩之為替手形

一壹貫目

一銀札拾六万兩

一壹匁 一拾匁

一百匁

一錢札四拾五万兩

一拾六文 一四拾八文

一百文 一壹貫文

一拾貫文 一百貫文

右之通相調金札を以半朱を引、銀札を以預札を引、錢

札を以琉宝を引揚、

一浮札五万兩

但新銀錢札

右別段新札江五部之捨りを見当ニ切出、此株を以鑄物

方転局且前条之新札調方等之本手、

一新銀札調拾九万兩

但本手金は別段手当

右新ニ切出、此漙之諸御払ニ宛行、前条巴組之札と同

く致通融候得共、六拾九ヶ月目引揚之株ニ不入、別段

於屋久島新造錢等之利潤内より差分ケ引揚之筈、

一琉宝通融差留新札引替

但此趣法御決定相成候ハ、急速被仰渡度、

一札両替屋

江戸 一軒

大坂 二軒

両家之内月番ニ而受持、江戸・下之関・長崎は此支配、

下之関一軒

長崎 一軒

一両替屋

下町 貳軒

上町 壹軒

一引替会所は百文ニ付四文之切料を取、右之内割を付会

所之雜用ニ被下、余は差分ケ引揚之本手、

一琉宝吹替雜用差加、錫牡丹込拾五万兩位、

但壹枚ニ付拾六文加藥料込、

一鑄錢局

上下町辺津畑

右雜用前弘貳万兩内外札等ニ而拝借、壹割引無利足上

納、錫牡丹は官より世話、余は安田引受、

一銅山

国分・甌島・大島・屋久島・鹿屋五之原

右五ヶ所安田江為御任相成候ハ、同人手を以一切相弁

し、米并雜用金官府より差構ニ不及、出来銅は新錢ニ

吹調為壹斤共他領江不差出、若犯法者有之候ハ、重罪、

尤銅山内は酒宴遊興無御構、入口番所を立官より取締、

一於屋久島別段新錢局取立、

右は安田引受島許ニ而鑄調奉行見聞役請取、時々御當

地江差廻官より致極印、壹枚六拾四文ニ而御買入、前

代錢入付ニ不及島許より御當地迄相廻候錢積雜用は

官より相弁ス、

一鑄物製造局普請文は時宜ニ依り拝借可致、左候ハ、一

割引無利足上納可致、

一地金大坂より積廻候節海上難船は追而之吟味ニ可致、

文書原寸 縦一四・五釐 横四八二釐

一五九五ノ二

一屋久島へキ山

右安田江御免被仰付置候由故是迄之通、

一五ヶ所銅山

右御免被仰付候事故安田江為任被置度、

一於屋久島鑄錢之儀、安田江御免被仰付置候得共、追々

銅直成引揚、天錢は下料ニ成立引合兼、殊ニ天錢鑄立

直様引替被仰付事候ハ、諸方天錢之直成ニ茂拘リ、弊

害茂難計候間、先ツ被差留置方可宜、

一大門口鑄錢局は鑄替之錢吹終候而茂先ツ其假被召置度、

左候ハ、銅代天錢之相場ニ依リ御鑄立之折茂可有之、

且小錢乏數拾文以下之売買ニ苦む向ニ候間、都合次第

ニは下々融通之為銚四文錢御吹立之事茂可有之、

一安田江相応之骨折料且紙札代被成下度、

文書原寸 縦二三櫃 横一〇四櫃

一五九五ノ三

一預札拾七万兩

一半朱大錢百万兩

右鑄変式割ベリニ見賦

天錢八拾万兩

右は此節製造之新札を以本行之百拾七万兩引替、預札

は都而焼捨、鑄變之八拾万兩之新錢を以百文ニ四文ツ

、之切賃為打直様新札引揚度、左候ハ、三拾七八万兩

之新札相殘候付、右は新錢ニ而引揚之内三拾七八万兩

は封印格護、殘札三拾万兩を以運賃砂糖并館内新製砂

糖八百万斤余之株年々御買入、大坂御仕登相成候ハ、

現金三拾万兩内外ニ可及、右之内拾万兩は砂糖領主藏

方又は館内船主方兩替ニ差分ケ、殘式拾万兩ヲ十二ケ

月ニ割并シ、殘札引揚之御趣法相付度、

文書原寸 縦一四・五櫃 横一一九・五櫃

一五九五ノ四

一紙札六拾七万兩内外

右鑄變之新錢を以引揚之札并砂糖御買入之紙札込本行之員數ニ可及、尤砂糖御買入料は年々引替之札ニ而繰越御本手ニ相備候ハ、別段御宛行ニ及間敷、右通御規定相居リ四文之打料丈之紙札時々焼捨候ハ、其内ニ消失札又は蠱食之死札茂有之、兩三年之内ニは相応可致減少、殊ニ月々壹万六七千兩位ツ、兩替被仰付候ハ、当分之大小錢預札よりは諸人氣請茂宜敷、随分無故障致通融可申候哉、

一大門口鑄物方大小錢吹替都而御物計、

一無大小ト御勝手方計安田江御相談ニ不及、

一大坂御取入之正銅五拾万斤之内拾五万斤御当地江繰入

鑄替之壹割江宛行、残り三拾五万斤は長崎江相廻シ、

御払立之上錫牡丹御取入料并鑄物局札座之諸雜費用ニ

被振向度、

一砂糖御買入は札方御役々見聞役江掛被仰付、於大坂は

御留守居御金方引請御払代金別段囲置、時々札方江向

ケ差送候様、

一砂糖代金三拾七万兩ニ見賦、内拾万兩は砂糖御取入相成候方江兩替ニ御宛行、残式拾万兩を以十二ヶ月ニ割紙札御引替、

一砂糖御買入御仕登等之取扱は当分被仰付置候兩替屋共

江御用聞被仰付可然、

一金銀錢相場は大坂相場ニ基キ時々致昇降度、就而は月

々大坂より急飛脚を以相場相通し相分候当日より被定

置度、

一金銀錢札通融之次第且蠱法之仕向安田申出通被相定度、

一天保錢を以新札引替、現金を以残り之新札引替、都而

四文之引替差出させ可宜欵、

一大坂・長崎等為替之儀は被召立ニ不及、御当地迄花株

立候、商人他国買入物は可成品物ニ而為致交易度、

一鑄立之天錢を以直様紙札御引揚相成候ハ、御領国

中一時は天錢致流布融通ニ茂可相拘、依之於長崎天錢

下料之折は買円メ江戸又は北国辺江差廻、金錢半方位

品物取入、右ヲ金ニ相成又本手ニ相備、天錢買円直段

引揚候折は其俵錢を以金を買入候御趣法相立度、

但

本行通御取起之事情ハ、四五万兩位之現金無之候

而は難致施行候間、此節安田金談相調候ハ、右之内

より差向ケ、無左は此涯 御上京不被為 在事情ハ

、拾万兩御新借之内より御取替相成可宜、此一条

ハ篇と御評儀之上御決定有之度、

文書原寸 縦一四・五種 横二一七・五種

一五六 会藩ノ長州再征主張報告 筆者宛名共不明

(徳川慶喜)

一橋公素早キ御方ニ御座候、大樹公御不例申參、十九日

御下坂ニハ未明御打立、馬ニ而ふし、迄御越し候処、船

仕舞いまた不出来、三十艘三艘少し之船端ニ有之、右江

御飛乗り直様出船、大坂城江ハ八ツ比着之由、又は甚敷

会津之家老一人御召連之よし、是ハ会不快を生し候故之

儀と被察申候、

一会三問計之上書差出し候筈と風評御座候、矢張長可討

之論と承申候、頑愚甚敷御遥察可被下候、橋之奸勇段々
御賢計可被下候事、

文書原寸 縦一六種 横三七・五種

一五七 長州再征ニ付幕奸除滅ノ報国清奸檄十章

筆者不明

十章ヲ脱ス、外幕府方大名氏名書一枚 一綴

一五九七ノ一

(表紙)
「報国清奸檄 十章」

檄

幕府益外夷に親ミ

天朝を蔑如し奉り、外 官武一致と称し内不可言之心を

藏し、無勿体も奉逼

天朝開港 勅許・長州再征之儀ニ及び、遂に明年兵庫開

港之邪心を逞せんとす、是誠ニ

神州興替之機 国家安危之秋、此皆奸吏之所為、実ニ切

齒ニ堪へず、抑癸丑夷患起しより幕吏偷安苟免之心を以て、

神州無窮之大辱を引出し、

朝廷之御英断を憚り、深く相朋党固結して天下正義之根を絶んとす、癸亥八月以後ハ奸謀益甚敷、上は

天朝を恐嚇奉り三港開港之勅許を申請、天下之口を箝制し其不臣之跡を蔽ひ、中ハ將軍家を愚ニし

朝命を借て伐長之私謀を逞し、下は暴威を以て列藩を強服し、已ニ失ふの權を復せんとす、其心事彰明較著火を

睹か如し、惜哉、天下之侯伯幕吏之奸を知者猶姑息を免れず、不知者は一意ニ其鼻息を仰き無名之師を助け有功

之國を伐ち、悉く外夷之術中ニ陥り万世之笑を取るニ至る、幕府譜代之人は唯閻老あるを知て將軍家あるを知ら

んや、幕府之惡を助くるを知て其過を匡正するを知らず、
況

皇國之安危に心あらんや、迷を執て返らず、竟ニ相論胥するニ至る、何ぞ思ざるの甚哉、今日長州之事唯其冤枉

不伸而已ならず、其存亡ハ天下正氣之存亡ニ関り、正氣之存亡は

天朝之御安危ニ有之、忠義愛國之士豈奸吏之勢ニ眩惑し座視傍觀するに忍んや、我軍区々たりと雖共、

神州安危之機に慷慨し、清奸之義拳をなして長州之正義を助く、望らくは四方有志之人一心戮力幕吏之奸を除き、

照祖之沢に報し、矢而天朝を興復し奉り、醜夷之侮を禦き尊攘之大典を挙げ、

千秋之名義を立ん事誠に所冀也、天地神祇照臨在上決而欺心之言ニ非ず、謹檄、

冊子原寸 縦一七纏 横一九・五纏 四枚

一五九七ノ二

市橋

会津

桑名

熊本

大垣
 姫路
 高松
 彦根
 文書原寸 縦一四・五種 横二〇種

二六 開成所?教官生徒姓名書

江戸	御船奉行 教授勤	寺島陶藏 <small>(余則)</small>	島渡海	右同 小根占衆中	田中静洲
	御広敷番頭 教授勤	石河確太郎	大島	右同 田布施衆中	上野敬介
	助教	嵯峨根良吉 <small>(重矩)</small>		一等	加納雄左衛門
	訓導師 加世田衆中	鮫島誠藏 <small>(尚徳)</small>	出崎	二等	渡瀬幽雲
	島渡海				奥山嘉一郎
	右同 作州				岩山壮八郎
		春名三省	出崎		新納彦五郎

右同

田中喜次郎

右同

児玉幸助

右同

吉井太七郎

江戸

堀宗次郎

出崎

勝部善之助

出崎

成松清之進

出崎

田中徳之丞

加世田衆中

鮫島武之助

郡山衆中

岩崎元朴

深見休五郎

郡山衆中

成松八之丞

原田強兵衛

渡瀬喜右衛門

井上新十郎

出崎

上原勇左衛門

御細工所支配与力
植村彦五郎

文書原寸 縦一四種 横一一七種

三五九 朝鮮貿易及木綿織機取仕立ノ件

一 外国方御金筋之儀未不相究候付、大和貿易外国方江御振向相成度、此段は追々取調申上候様仕度事、

一 木綿織機関御取仕立方ニ付御雑用金之儀、播州阿形

松尾七兵衛方江金三万両丈談判仕候処、当年中之処ニ

而同人引受周旋可仕候旨御受仕候付、可成早目御取付

相成候様奉存候、

一 朝鮮貿易之儀は既ニ長崎表江通詞道先迄茂参居申候間、

船操次第相試申度、朝鮮は相場承合申候処、銅壹斤ニ

付納米壹斗位迄茂貿易いたし候様子ニ而、決而御損失

ニは相成間鋪候、

一 開闢丸之儀は船行甚遅少之逆風ニ而茂航洋不相成候付、

適宜之船江壳替申度帯刀様江茂奉伺候処、如何様共勝

手次第取扱候様承知仕居候付、此段茂被聞召置度奉存候、

文書原寸 縦一六・五種 横九九種

二〇〇 薩長國産貿易商社誓約ノ件

(付紙)

一 本文ニ付長防國産此内より相屯居候品々此趣向を以
と相唱弁利宜場所相拵、相応之銀主相頼差掛金銀融
通いたし候様仕度、左候而此節帰帆掛所置振談決之
上は、本文取組之次第御國許より表向御引合置被下
候様、桂・高杉等願ニ候事」

一 商社盟誓之儀は御互之國名を不頭、商家之名号相唱可
申事、

一 同社中之印鑑は互ニ取替置可申事、

一 商社組合之上は互ニ出入帳を以公明之算を頭し、損益
は半折すへき事、

一 荷方船三四艘相備、薩船之名号にして国旗相立置可申

事、

一 馬関通船之儀は何品を不論上下共ニ可成差止メ、譬へ
不差通候而不叶船と云へとも、改不相濟趣を以可成引
止置候儀、此商社之最緊要たる眼目ニ候事、

一 馬関通船相開候節は日数式拾五日前同社中江通信之事、
右之通於馬関談判仕、所置振之儀は帰帆之節於三田尻
取極候筈御座候、尤此節之運送は馬関之要港相鎖候儀
故、おのつから上下之物価格別相異候儀は勿論ニ而、
其機ニ乘し候得は何事茂如意相伸可申相考申候事、

文書原寸 縦一六・五種 横一一六・五種

二〇一 海軍掛用人吉井幸輔外國掛用人養田伝兵衛
以下諸役ノ任命

一 海軍掛

吉井幸輔
(友実)

一 陸軍掛

橋口

一 外国掛

蕨田伝兵衛

右吉井・蕨田儀は、当務是迄通ニ而御用人座江相勤候

様被仰付、右之通掛可被仰付哉、

一 御勝手方掛

乙

但 町奉行兼帯
御作事掛以下之掛

伊集院伊膳

中村新介

相良角兵衛

右之通可被仰付哉、左候而伊集院・相良役当分在旅中

ニ候、此間罷帰迄之間、園田彦右衛門外ニ定式掛内よ

り杓人差寄相勤候様可被仰付哉、

一 御勝手方掛

但御金掛、米穀掛以下

松岡十太夫

伊地知壮之丞

税所竹兵衛

市来六左衛門

一定式掛

但書別紙通

右は御側御用人座之儀表御用人座江合并之上、右之通

掛被仰付、是迄之御側御用人方表御用人方之御用向并

ニ御勝手方取扱之御格申渡、御答目者等都而改取扱候

様可被仰付哉、

文書原寸 縦一四寸 横一一七寸

一〇二 山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ

年賀状

（包紙ウツ書②）
一島津中将様江

山階宮様より御書

（墨印）

（包紙ウツ書①）
一島津中将殿

（封紙ウツ書）
一島津中将殿

晃

晃

玉案下

此余寒御用心く希入候、愈々春深く申入たく候也、

新年之佳端伏期不可有候、御渾家益御安福令恭賀候、是
無事加寿、乍憚御過念可給候、抑此品乍龜末目出度不相
變年到ノ印迄ニ令啓上度、御笑納被下候ハ、本懐ニ存候、
尚期永日之時候也、

正月二日

恐々謹言、

(島津久治)

二白、(備後殿)・(備後殿)等御始として御序ニ可然御鶴

声希入候、(帯刀)小松・(隆慈)西郷・(友夷)吉井等専為国家苦勞ト存候、

(正風)高崎・(石見)井上ハ如何相成候哉、一向使りもなく候、尚

御憐恕希入候、敬白、

文書原寸(折紙) 縦一六・五種 包紙原寸①② 縦二三種

横 四五種 横四三種

(包紙ウツ書)
「島津圖書殿」

新納刑部殿

小松帯刀
町田内膳

「(奉)丁卯正月四日」

ノ

一御内棺正月七日

一御踐祚正月九日午刻

一御入棺正月十日

一御葬送御日限未相分

一御道筋丁之方口ヲ被為 明、夫より西江蛤御門ヲ烏丸

南三条、東江伏見街道御順路、泉涌寺

右之通御内定之段塚本圖書より申来候付、おのつから

仰渡之上は可申上越候得共、御心得旁此段申越候条、

御内聽被達置候儀は何分も可被取計候、以上、

卯正月四日

町田内膳

小松帯刀

二三 小松帯刀町田内膳ヨリ在藩ノ家老へ

孝明天皇御葬送ノ件

島津圖書殿

桂右衛門殿

島津伊勢殿

川上但馬殿

新納刑部殿

二条江達

十二月廿九日

藤木
十三人
伊良子

（本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第三六〇ノ

三号文書ト同文ナリ）

文書原寸 縦一四・五種

包紙原寸 縦二〇・八種

横八七・五種

横二八・八種

後桃園院

安永八年十一月九日 崩御

同年十二月十日 御葬送

二六四 町田内膳ヨリ在国ノ家老中へ

合拾通

仁孝天皇

弘化三年二月六日 崩御

同年三月四日 御葬送

弘化三年之通諒闇之事、

二条

斎敬公

御歎逆甚敷

御冷汗被為出候付、独參湯調献仕候得共、

御効驗不被為在、此上

御急変之程難計、一同奉恐入候、以上、

右可為撰政之 御内意被

仰出候事、

十二月廿九日

先帝御諡号迄奉称

大行天皇候事、

文書原寸 縦一七・八種 横九八種

一六〇四ノ二

別紙之通塚本図書より申来候間、写相添此段申上候、以

上、

寅

十二月晦日

内田仲之助

内膳様

文書原寸 縦一四・五種 横二九・五種

一六〇四ノ三

別紙式通塚本図書より唯今申来候間、相添此段申上候、

以上、

寅

十二月晦日

内田仲之助

内膳様

文書原寸 縦一四・五種 横二七・五種

一六〇四ノ四

素服

徳大寺右大臣様(公純)

一条左大将様(美良)

冷泉中納言様(為理)

三室戸三位様(維光)

久我三位中将様(通久)

梅溪侍従様(通治)

綾小路侍従様(俊実)

竹屋左衛門佐様(光昭)

石野大夫様(基佑)

素服加勢

清水谷中納言様(公正)

岩倉三位様(具慶)

高松三位様(保実)

油小路中将様(隆光)

小倉中将様(輔季)

綾小路前大納言様(有長)

九条大納言様(道季)

町尻宰相様(重輔)

伏原三位様(直胤)

西園寺三位中将様(公望)

六条侍従様(有義)

豊岡中務権大輔様(随實)

裏松中務権少輔様(泰光)

今城宰相中将様(定國)

石野三位様(基安)

倉橋三位様(泰能)

武者小路少将様(公實)

難波少将様(宗礼)

高丘兵部大輔様（紀季）
 近衛前関白様（忠房）
 近衛内大臣様（忠房）
 一条左大將様
 九条大納言様（胤保）
 広橋大納言様（胤典）
 飛鳥井中納言様
 冷泉中納言様（通高）
 中院中納言様（通高）
 清水谷中納言様（通善）
 梅溪宰相中將様（光有）
 竹屋前宰相様（光有）
 岩倉三位様
 伏原三位様
 石野三位様
 高松三位様

清閑寺侍從様（盛房）
 德大寺右大臣様
 綾小路前大納言様（實宗）
 日野大納言様（光愛）
 柳原大納言様（輔政）
 鷹司大納言様（有容）
 六条中納言様（定功）
 野宮中納言様（重胤）
 庭田中納言様
 町尻宰相様
 今城宰相中將様（能通）
 六角三位様
 三室戸三位様
 久我三位中將様
 西園寺三位中將様（胤房）
 池尻宮内卿様

倉橋三位様
 油小路中將様
 小倉中將様
 高丘兵部大輔様
 六条侍從様
 坊城右中弁様（俊政）
 竹屋左衛門佐様
 清閑寺侍從様（盛理）
 勸修寺大夫様（盛理）
 裏松中務権少輔様
 北小路丞少輔様（權少輔 盛光）
 清閑寺頭弁様（豊房）
 武者小路少將様
 難波少將様
 梅溪侍從様
 豊岡中務権大輔様
 葉室左少弁様（長邦）
 万里小路右少弁様（通房）
 花園大夫様（実延）
 河野大夫様
 石野大夫様
 細川昌次藏人様

右

大行天皇山陵今度依旧蹤御再興尤被宮于泉山候、右被仰出候事、

正月三日

（本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第四卷第三六〇ノ一
 号文書ト同文ナリ）

文書原寸 縦二四・五種 横三三・五種 三枚

一六〇四ノ五

御葬送并
御法事御用掛

大久保主膳正殿

石原清一郎殿

多羅尾主税殿

木村宗右衛門殿

中井保三郎殿

右之通一封、此事もいづれも昨夜中申来、被申出候事、

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第四卷第三三六〇ノ

二号文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・八種 横二二種

一六〇四ノ六

踐祚伝奏

醍醐大納言様
(忠順)

同奉行職事

甘露寺頭弁様
(勝長)

亮陰伝奏

大炊御門右大将様
(家信)

同奉行職事

清閑寺頭弁様
(豊房)

御凶事伝奏

日野大納言様
(資宗)

同奉行職事

坊城弁様
(右中弁、俊政)

右之通御座候、以上、

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第四卷第三三六〇ノ

二号文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一七・八種 横五二種

一六〇四ノ七

泉涌寺勤番并
火之番

青山左京大夫様
(忠敏)

般舟院勤番并
火之番

松平又七郎様 （信忠）

京都火之番

御葬送并
御法事中詰切

加藤能登守様 （明秀）

勤番并火消等
障之節代り

本多主膳正様 （康徳）

右之通被 仰付候事、

御徒目付

河野三郎

水島三四造

御小人目付

朝倉錠作

戸川直吉

崩御ニ付御用向取扱被仰付事、

正月三日

（本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第三六〇ノ

二号文書ノ一部ト同文ナリ）

文書原寸 縦一七・八種 横三二種

一六〇四ノ八

御勤番等之御名前別紙之通塚本図書より申来候間、此段
申上候、以上、

卯

正月三日

内田仲之助

内膳様

文書原寸 縦一四・五種 横二七種

一六〇四ノ九

山陵御場所為見分今日只今式人山陵掛り柳原様・広橋様 （光徳） （胤保）

両伝泉涌寺へ行向、

武辺所司代・戸田大和守様・両町奉行・石原・中井・木 （松平左衛門） （忠彦）

村右いづれも泉山へ今日行向之事、

文書原寸 縦一五・八種 横一四・三種

一六〇四ノ一〇

（包紙ウツ書）
「鳥津図書殿

小松帯刀

新納刑部殿

町田内膳

ノ

(朱)
『丁卯正月四日』

主上崩御付御手續等之次第塚本図書より為知越候段、御留守居申出候付、表通被仰渡候儀は追々可申上越候得共、為御心得都而之書付八通相添此段申越候条、
太守様

中将様

貴聞被達置候儀は何分も可被取計候、以上、

卯正月四日

町田内膳

島津図書殿

桂右衛門殿

島津伊勢殿

川上但馬殿

新納刑部殿

文書原寸 縦一四・五櫃

包紙原寸 縦二八櫃

横六四・五櫃

横四一櫃

二六五 町田内膳ヨリ在蕃ノ家老衆へ

九条円真以下朝譴赦免ノ件

(包紙ノ書)
一島津図書殿

小松帯刀

新納刑部殿

町田内膳

ノ
(朱) 丁卯正月廿四日 京

(端裏朱書)
『丁卯正月廿四日』

九条円真 (尚忠)

是迄不束之次第第三付重慎被仰付有之候処、追々老年及古

稀候間、以格別之

御憐愍、今度重慎入洛被免候旨

撰政殿被命候事、

但

参 内并外出、他人面会等追々御沙汰之事、尤住居

洛外之事、且月々忝度計り帰宅不苦、一宿之外不相

成事、

(檢七親王)
中務卿宮

右是迄

思召有之被止参

朝他人面会置、屹度可被為

御沙汰之处、就此度

御凶事以格別

御憐愍出仕被仰下候、後后堅固改心可有之、

撰政殿被命候事、

正親町大納言（実徳）

石山少将（基文）

平松甲斐權介（時厚）

五条少納言（為美）

五辻大夫（安仲）

御沙汰之处、就此度

御凶事以格別之

御憐愍出仕被仰下候、後后堅固改心可有之旨

撰政殿被命候事、

東園中将（基敬）

万里小路弁（博房）

是迄

思召有之自分遠慮被免差扣他人面会置、屹度可被及

御沙汰之处、就此度

御凶事以格別之

御憐愍出仕被仰下候、後后堅固改心可有之旨

撰政殿被命候事、

石山右兵衛佐（基正）

是迄

思召有之被止参

朝他人面会置、屹度可被及

御沙汰之处、此度就

是迄

思食有之自分遠慮被止他人面会置、屹度可被為

広幡權大納言（忠礼）

徳大寺中納言（実則）

長谷三位（信篤）

御凶事以格別之

御憐愍出仕被仰下候、後后堅固改心可有之、自今本番所

参勤可申

撰政殿被命候事、

右之通去ル十五日被

仰出候段塚本図書より為知越候段、御留守居申出候付、

此段申越候条、

太守様

中将様可被達

貴聞候、以上、

卯正月廿四日

町田内膳

島津図書殿

桂右衛門殿

島津伊勢殿

川上但馬殿

新納刑部殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第三六六号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦 一四・三極

包紙原寸 縦 二八極

横 二四〇・五極

横 四一・五極

一〇六 町田内膳小松帯刀ヨリ在国ノ家老中へ

有栖川帥宮以下赦免ノ件

(包紙ノ書) 一島津図書殿

小松帯刀

新納刑部殿

町田内膳

丁卯正月 廿六日

丁卯正月 廿六日

(端裏朱書)

「丁卯正月廿六日」

(織仁親王)

有栖川帥宮様

(忠能)

中山前大納言様

右是迄

思召有之被止参

朝他人面会置、屹度可被及

御沙汰之處、就此度

御凶事格別之以

御憐愍出仕被

仰下候、后後堅固改心可有之候、

橋本中納言様（実態）

勸修寺前弁様（経理）

右是迄

思召有之被止参

朝他人面会置、屹度可被及

御沙汰之处、就此度

御凶事格別之以

御憐愍出仕被

仰下候、后後堅固改心可有之、自今本番所参勤之事、

豊岡大藏卿様（隨筆）

正親町少将様（公書）

橋本少将様

烏丸侍従様（光徳）

右是迄

思召有之差扣被仰付置、屹度可被及

御沙汰之处、就此度

御凶事格別之以

御憐愍被免差扣、后後堅固改心可有之、自今本番所参勤

之事、

滋野井中将様（実在）

右是迄

思召有之差扣被 仰付置、屹度可被及

御沙汰之处、就此度

御凶事格別之以

御憐愍被免差扣、后後堅固改心可有之候、

右撰政様被命候事、

右之通昨廿五日被仰渡候旨塚本圖書より為知越候段、御

留守居申出候付、此段申越候条

太守様

中将様可被達

貴聞候、以上、

卯正月廿六日

町田内膳

小松帯刀

島津図書殿

桂右衛門殿

島津伊勢殿

川上但馬殿

新納刑部殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第六七四号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・五種

包紙原寸

縦二八種

横 二一四種

横四一種

IKOJ 西徳次郎ヨリ学問奨励ノ建白書

造士館・開成所・学寮ノ件

(表紙) 上

謹而言上仕候、方今危急之世態痛哭流涕実ニ難黙止、不

肖之私不顧愚慮篤と勘考仕候処、当時第一之御急務篤実才能之人物御擢用ニ相成、万古不朽之基礎可被為立儀、乍恐御当然之御儀と奉存候、当分造士館之儀は段々御手厚被為尽、追々隆盛可罷成儀ニは御座候得共、乍恐今通ニ而は逆茂往々才徳之人物輩出之儀無寬束、子細は寄合以上大臣方は第一庶人之標的ニ可相成衆ニ御座候処、是迄之太平実以鼓腹之末弊學術淺疎耳ニ而、逆茂人才輩出国家振興之基本難相立奉存候、左候得は是非此旧弊を御革除無御座候而は相濟間敷奉存候、右ニ付而は以来公子四家を初庶士ニ至迄悉館中江入学被仰付、躬行実践上ニ盛ニし而終ニ下ニ相及候様有之度、然処当分之学館ニ而は手狭ニ有之、迎も多人数入学之儀難相調候付、別ニ御取仕立無之候而は相濟申間敷哉、乍然一昨年来演武館等余多御取仕立ニ相成、今ニ至り全く館中近方江余計之地面無之候付、篤と愚慮仕候処、当分犬追物場相応之場所ニ而は有之間敷哉、近比恐多奉存候得共、何卒右之場所江別段最一ツ学館被召建、小学校と被相定、当分之

学館を惣而大学校と被相定候ハ、可宜哉、然共犬追物場之儀は御先代様格別之御由緒を以被召建置候付、当分ニ至り御廃弛ニ相成候而は甚以奉恐入候付、沙揚場辺ニ而茂場所被召替候ハ、何様ニ御座候哉、篤と御吟味之上御転場有御座度乍恐奉存候、尤学校之儀は場所ニ相由訳ニは有御座間敷候得共、御城下真中ニ有之候而改教一轍ニ相出候様有御座度、尤大小相并ひ互ニ励精研究いたし、且毎月一二度は是非 御入館御引立被為在、其内拔群出精之者江は御褒美等被下置候ハ、一入人氣茂相進、不数年内ニ相応之人才輩出之儀別条有御座間敷奉存候、右ニ付入学之次第は

公子を始庶士ニ至迄八才より以上悉小学校江入学被仰付、四書読終之上初而之御目見御免、五経読終之上前髪取御免被仰付、不埒之者は尚又父兄より督責仕申候ハ、一涯勉強之功驗相見得可申哉、就中寄合以上ニ於而は格別之家格ニ而頭位重職を茂被仰付、万人之標的ニ被為在候得は、第一学問研究明德新民之業專要と奉存候、右ニ付而

は学寮を茂尚又最一ツ御取仕立ニ相成、句読師等之内両三人寮詰被仰付、寄合以上拾五才ニ相成候衆は皆共ニ入寮被仰付、右寮詰より万事督責有之度奉存候、尤寮中江家来等召使候儀一切禁絶、朝夕諸士と同様苦学相成候ハ、自然と世態人情茂被致通達、随分人之人たる道を弁別、国体名義ニ相成候上教授之撰択ニ遇ひ、尚又御尊慮を以相応之御役被仰付度奉存候、

一当分開成所之儀篤と勤考仕候処、成程時世御急務之御事ニ而、年長之人々は自ら夏夷之弁別茂可有之筈候得共、東西を茂漸々弁得候小児等江洋学被仰付候儀は、乍恐如何と奉存候、只管技芸耳ニ相流候而は、譬へ如何様才智芸能有之候共、士たる之本意を取違ひ国体を茂不弁別ニし而、却而

皇国之御大事を醸出、彼術中ニ陥り候儀は案中之事ニ而、実以長大息之至御座候、成程小児等より御取仕立之儀無御抛御事情可有御座筈候得共、全く和漢之道暗し而何程修行仕候而茂、却而達道之漸遅可有之、尤其

内国体名義ニ茂不弁別之輕薄人等有之、纔ニ其道を得

小成ニ安申候ハ、其弊甚敷、就中後進不通之輩其跡ニ

踵而疊惑仕申候ハ、何之忌憚茂無之、意氣揚々遂ニ廉

恥之風相失、所謂左衽侏離ニ相流れ、大ニ士風を破候

儀は案中之事ニ而、実以長歎息之次第御座候、勿論前

ニ申上候通、造士館ニ於而は旧弊も御座候得は、開成

所之儀茂四書五經相濟、大抵内国体名義をも分別之上洋

学稽古被仰付候ハ、彼方達道之術茂手早、尤格別才

能之人物輩出之儀別条有之間敷奉存候、将又武芸之儀

當時專要之儀ニ而御手厚被為尽御事御座候得共、文武

大ニ振興いたし当御国を以天下之標的ニ相成候様有之

候ハ、士民之安緒は勿論、第一

皇国挽回之大義相立、万古不朽之基礎一定いたし可申

哉と奉存候、右之条区々之私愚者之千慮一得茂有之間

敷儀ニ茂有御座間敷奉存、謹而言上仕申候間、尤と

御思召被為在候ハ、宜様御所置有之度、伏而奉誠願候、

敬白、

正月廿七日

西徳次郎

冊子原寸 縦一七・五釐 横二〇・七釐 五枚

一六八 平運丸帰航日記

平運丸

(朱)

「辰欵」

卯正月四日

曉四字過兵庫出船、夕六字三十五分讚州志戸之浦着船、

同五日

朝七字三十五分志戸之浦出船、夕六字三十五分備後尾之

道着船、

同六日

尾之道滞船

同七日

朝八字十二分尾之道出船、風波強冬瀬戸通行難成、十二

字七分三原之前江下碇、

同八日

朝七字二十三分三原出船、午前十一字四十一分御手洗着船、

同九日

十字二十八分御手洗出船、終日運用、

同十日

豊後鶴之岬沖ニ而夜明、昼十二字二十分細島江着船、

同十一日

昼十二字二十六分細島出船、夜三字二分外之浦着船、

同十二日・十三日・十四日・十五日・十六日

右外之浦滞船、

同十七日

晚九字四拾三分外之浦出船、夜四字四十四分内之浦着船、

同十八日

内之浦滞船、

同十九日

十字三十分内之浦出船、夜三字五分前浜着船、

(本文書ノ朱書ハ慶応四年トスルモ本文通り慶応三年カ)

文書原寸 縦一七・三種 横七八・五種

三云 三邦丸船長有川矢九郎報告

京都守衛方人数帰国ノ件

正月廿六日晴

一今朝より守衛方人数其外惣使人乗船、同夜拾貳時迄乘

仕廻相成候、

一同夜拾貳時より火焚入、

同廿七日晴

一風向北、

一浪静、

一未明大坂川口出船、

一同夜拾貳時拾五分御手洗江汐掛、深川清水上陸、同夜

四時三拾分同所出船、

一蒸気量拾四度平均、開戸宍部半平均、

同廿八日晴昼拾貳時より曇

一浪静、

一風西、

一屋拾貳時三拾分防州白浜江寄船、山田新介上陸、同刻

五拾五分同所出船、

一夕八時より戌亥ノ風、

一蒸氣量開戸昨日同断、

同廿九日晴昼拾貳時より曇

一浪静、

一風向西、

一佐土原沖六時ニ而夜明、

一同夜貳拾五分前之浜着船、

右之通下坂航海如斯ニ御座候、此段御届申上候、以上、

卯

正月朔日

三邦丸
乗頭

有川矢九郎

文書原寸 縦一四・二種 横一一四種

二六〇 軍艦豊瑞丸船長橋口源右衛門大島渡航届書

大島運用手扣

一寅十一月朔日昼八ツ時分前之浜出船ニ而、山川貝から

洲江汐掛仕候、

一同二日未明出船、硫黄島近き乗行候処、強風相成難乘

越、無抛乗返シ、夕七ツ時分山川港江乗入碇泊仕候、

一同四日朝六ツ過山川出船之処、七島灘殊之外浪高候故

口之永良部島江汐掛仕候、

一同八日朝四ツ過右島出船、翌九日夕七ツ過大島龍郷方

近キ乗行候処、雨天相成、西方港夜中難乗入候ニ付右

龍郷方港江汐掛仕候、

一同十四日字檢方須古村江廻船、当所ニ而材木并切石其

外御用物等卸方仕候、

但廻船掛名瀬港江致寄船、西方小機械殘品積入直様

出船仕候、

一同廿二日西方久慈村江廻船当所機械所殘石千五百本余

其外諸品等積加へ申候、

但当所ニ而御船カキ落シ相成候様英人「フートルス」

より承趣有之、其通取計、其外御船機械充分無之

処より右英人江取締方相頼候処、工合等別而宜相

成申候、

一十二月八日又々須古村江致廻船、右積加へ候石少々并諸品物卸方仕候、

一同十三日龍郷方阿丹崎江廻船、当所ニ而鹿府より積下

シ相成候材木并西方残石卸方仕候、

一同廿四日名瀬港江致廻船、動物炭機械鹿府届之品より

積入、夫より須古村御取建之機械惣而積入申候、

但当港北受之場所ニ而浪立候節は通船難調、平和之

日迄積入、夫故日込相成申候、

一卯正月十日須古村江廻船機械卸央英国船老艘渡来、ヲ

トトルス迎船之由、然処英船石炭払底ニ付御船石炭之

内より可致配分候様相良角兵衛より致承知、式万五千

斤支配分仕候ニ付、龍郷方機械積廻方之管御座候処、

御船石炭茂在少罷成、右故廻船も不相調当所より上帆

取究申候、

一上帆之節足固用薪積入賦御座候処、生栄丸式拾三反帆

船主下町之長崎吉十郎自船琉球下御用船之内ニして被

差下、当島迄乗登越年船ニ付右船積入砂糖等御船為足

固用積移相成候様、島代官江茂引合積登申候、

但右生栄丸之儀は大島出来砂糖積登候様代官江示談

仕置申候、

一同廿四日四ツ半時分須古村出船ニ而名瀬白糖製作用鉄

製箱老ツ、当所須古村より積入、通船掛卸方之筈ニ而

出船仕、名瀬港江乗行候処、天氣悪敷罷成当港江碇泊

仕候、

但鉄製箱之儀は西方機械残品ニ而須古村迄差廻相成

居申候、

右之通島中諸所廻船仕、二月朔日朝五ツ時大島名瀬港

出船ニ而、無碇泊只今前之浜江着船仕候間、此段御届

申上候、以上、

二月二日

御軍艦
豊瑞丸
乗頭

橋口源右衛門

文書原寸 縦一四〇 横一八〇